

平成29年度
包括外部監査の結果報告書

平成 30 年 3 月
宮崎県包括外部監査人
公認会計士 大塚 孝一

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

各債権の推移については、千円未満を四捨五入で表示している。

報告書の他の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として宮崎県が公表している資料、あるいは監査対象とした部局や団体から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出所は明示しない。但し、これらの数値を使いデータ等を算出し、監査人が分析等を行っている場合はその旨記載している。

報告書の数値等のうち、宮崎県以外が公表している資料あるいは監査対象とした部局から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

3. 指摘事項及び意見

本報告書では、監査の結論を(指摘事項)と(意見)に分けて記載する。(指摘事項)は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、県として速やかに措置する必要があると判断した内容である。

また、(意見)は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には(指摘事項)としている。

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 外部監査の実施期間	2
5. 監査実施者	2
6. 利害関係	2
第2 基本的な視点等	3
1. 監査の視点	3
2. 主な監査手続き	3
第3 外部監査の対象	4
1. 自治体の債権について	4
2. 監査の対象について	5
3. 宮崎県の状況について	6
4. 監査対象となる債権リスト	8
第4 監査の総括	16
1. 監査結果の総括	16
2. 指摘事項、意見の概要	24
第5 強制徴収公債権について	39
1. 児童保護費負担金（福祉保健部）	39
2. 知的障害者保護費負担金（福祉保健部）	48
3. 身体障害者保護費負担金（福祉保健部）	51
4. 未熟児養育医療保護者負担金（福祉保健部）	54
5. 特定疾患医療費返還金（福祉保健部）	57
6. 行政代執行費用（過年度）（県土整備部）	60
7. 港湾施設用地使用料（県土整備部）	64
8. ボートヤード使用料・浮棧橋使用料（県土整備部）	67
第6 非強制徴収公債権について	70
1. 災害援護資金貸付金（福祉保健部）	70
2. 生活保護費返還金（福祉保健部）	72

3. 特別障害者手当返還金（福祉保健部）	84
4. 措置入院費自己負担金（福祉保健部）	87
5. 児童扶養手当返還金（福祉保健部）	90

第7 私債権について.....96

1. 宮崎県介護福祉士等修学資金貸付金（福祉保健部）	96
2. 宮崎県看護師等修学資金貸付金（福祉保健部）	100
3. 宮崎県医師修学資金貸付金（福祉保健部）	104
4. 宮崎県小児科専門医師研修資金貸付金（福祉保健部）	107
5. 保険財政自立支援事業貸付金（福祉保健部）	110
6. こども療育センター使用料・手数料、入所児童散髪代（福祉保健部）	113
7. 心身障害者扶養共済年金負担金（福祉保健部）	116
8. 母子父子寡婦福祉資金（福祉保健部）	120
9. 林業公社貸付金、林業公社貸付金（利息）（環境森林部）	124
10. 林業・木材産業改善資金（環境森林部）	140
11. 農業改良資金貸付金（農政水産部）	145
12. 就農支援貸付金（農政水産部）	149
13. 農業経営改善促進資金（貸付金）（農政水産部）	151
14. 公社経営体質強化事業貸付金（農政水産部）	154
15. 地場産業振興対策費補助金返還金（商工観光労働部）	156
16. みやざき新ビジネス応援プラザ賃料（商工観光労働部）	159
17. 中小企業者に対する貸付債権（商工観光労働部）	162
18. 公営住宅使用料等（県土整備部）	168
19. 宮崎県育英資金（教育委員会）	173
20. 宮崎県地域改善対策奨学金（教育委員会）	187
21. 医業未収金（病院局）	190

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

債権の管理・回収に関する財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として平成 28 年度(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要に応じて平成 29 年度及び平成 27 年度以前の過年度分についても監査対象とした。

3. 特定の事件として選定した理由

地方自治体は多岐にわたる債権を保有している。地方自治法によると、債権とは「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」(地方自治法第 240 条第 1 項)を言う。具体的には、地方税や公の施設の使用料など、法令又は条例に基づく収入金に係る債権や、土地・建物などの財産の売払代金、貸付料の償還金などの契約に基づく収入金に係る債権がある。

このような多岐にわたる債権について宮崎県が適正な管理を行うことは、県の円滑な財政運営にとって欠かすことができないだけでなく、県民負担の公平の確保にとっても重要となる。

以上より、債権について適正な管理を行う必要があるが、ここで適正な管理とは、債権を保有する個々の部署における債権ごとの管理だけではなく、たとえば県全体での管理基準の明確化と手順の統一化を図ることや、公債権と私債権の分類に応じて取扱いを明確にすることも含まれる。また、徴収不能な債権の適正な処理基準を明確化することも債権管理の適正化、効率化にとって重要であると考えらる。

過去の包括外部監査において債権に関連したテーマの実施状況としては、平成 18 年度に貸付金をテーマとして監査を実施している。但し、監査の実施からすでに 10 年が経過していることから、平成 18 年度の監査の結果に対する措置状況を確認することも必要である。

そこで、宮崎県において債権管理の重要性に鑑み、債権の管理・回収に関する財務事務の執行について、監査を行うことが有意義であると判断した。

なお、今回の監査では、税以外の債権を監査対象としている。

4. 外部監査の実施期間

平成 29 年 8 月 2 日から平成 30 年 3 月 22 日まで

5. 監査実施者

包括外部監査人	大塚 孝一	公認会計士
補助者	青山 伸一	公認会計士
同	清家 秀夫	公認会計士
同	牟田 圭佑	弁護士
同	山口 剛史	公認会計士

6. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 基本的な視点等

1. 監査の視点

- 必要により、債権管理に関する条例等は適切に作成・整備されているか。
- 債権回収促進のため、県全体で債権管理に関する情報の共有化は図られているか。
- 債権管理事務が法令等に準拠して適切に行われているか。
- 債権の発生やその後の増減について適時に把握しており、適切に対応しているか。
- 債権管理台帳の管理(整理、適時の更新、その他)は適切に行われているか。
- 滞納発生時には、適切に督促状、催告状等の対応を行っているか。
- 強制執行等の法定措置は適切になされているか。
- 債務免除等の徴収緩和制度は、債権管理事務の負担や回収可能性等を考慮して適切に行っているか。
- 財務会計上の不納欠損処理は適切に行っているか。
- 過去の包括外部監査結果に関し適切に措置を行っているか。

2. 主な監査手続き

- 県全体の債権管理に関する条例等の整備状況を確認する。
- 個々の債権について、債権の基礎となる制度等に関する法令、条例及び規則等を確認する。
- 債権の残高、回収額及び不納欠損額の推移を分析する。
- 債権管理に関する組織体制(人員等)、マニュアルの整備状況、システムの利用状況等を確認する。
- 大口滞納者リスト等を入手し、個別の債権について関係資料から査閲し、債権の問題点を洗い出す。
- 平成18年度の包括外部監査(平成17年度貸付金)について、監査結果の措置状況を確認する。(※1)

(※1) 監査結果の措置状況を確認したものは以下の貸付金である。

一般社団法人宮崎県林業公社貸付金、林業・木材産業改善資金貸付金、公益財団法人宮崎県環境整備公社貸付金(以上、環境森林部)、宮崎県火災共済協同組合体質強化貸付金、宮崎県小規模企業者等設備導入資金貸付金、宮崎県中小企業融資制度貸付金、宮崎県勤労者持家住宅建設資金貸付金、宮崎県中小企業勤労者ハッピーライフ資金貸付金(以上、商工観光労働部)、宮崎県育英資金貸付金、宮崎県地域改善対策奨学金、宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付金(以上、教育委員会)

第3 外部監査の対象

1. 自治体の債権について

債権とは、地方自治法第240条第1項に基づく権利「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」とされている。一般的に、債権は金銭の給付を目的とする金銭債権と財物又は労務の給付を目的とする非金銭債権とに区分されるが、地方自治法に基づいて地方自治体が管理すべき財産としての債権は金銭債権に限定される。具体的には、回収期限が到来したにもかかわらず収入未済のものである。

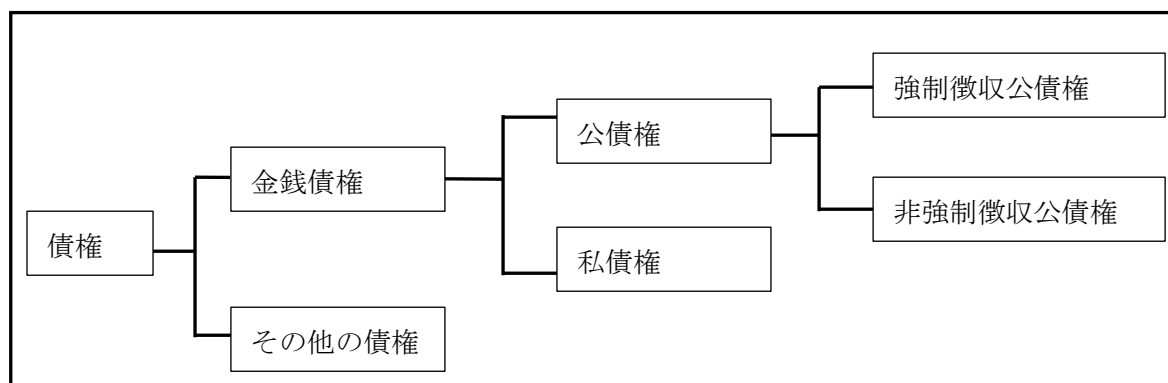
まず、地方自治体が有する債権には、法的性質の違いによって分類することができる。公法上の原因に基づいて発生する債権が公債権であり、私法上の原因に基づいて発生する債権が私債権である。公債権は市税などのように法律上の規定に基づく徴収金であり、地方自治体の一方的な意思決定により発生し、原則として相手方の同意を必要としない。一方、私債権はその発生根拠が私人間の契約等に基づく行為と同様に解されるため、原則として地方自治体と相手方の同意に基づいて発生する。また、公債権と私債権は時効援用の要否における差異がある。公債権については、地方自治体と納付義務者等との関係を画一的に処理する必要があることから、法律で定められた時効期間が経過すれば債務者が時効を援用(注1)しなくても債権は消滅するのに対し、私債権については、時効期間の経過により直ちに債権が消滅するのではなく、債務者が時効を援用(注1)して初めて債権が消滅する。

次に、自治体が有している債権は、徴収方法の違いによって分類することができる。私人間では自力救済が禁止されており、滞納等があった場合における権利の強制的実現には裁判所が関与する強制執行手続によるのが原則である。これに対して、地方自治体の有する公債権の一部は、地方自治体自らの手で強制徴収することが可能となっている。地方自治体が強制徴収できる公債権つまり強制徴収公債権には、地方税の他に、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入があるが、これらは督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる(自治法第231条の3第3項)。

一方、公債権のうち強制徴収公債権以外のもの、つまり非強制徴収公債権及び私債権については、私人間と同様、裁判所の関与する強制執行手続が必要となる。

(注1) 時効の援用とは、債権者に対して時効が成立したことを主張し、消滅時効の利益を受ける旨の意思表示をすること。

図1 債権の分類



2. 監査の対象について

今回の監査対象は以下のとおりである。

まず、平成28年度末における地方自治法第240条第1項に基づく権利である債権、つまり「収入未済」は当然に監査の対象とする(図2では(B)(D)(E))。本報告書では、第5の「1. 児童保護費負担金(福祉保健部)」(39ページ以降)などがこれに当たる。

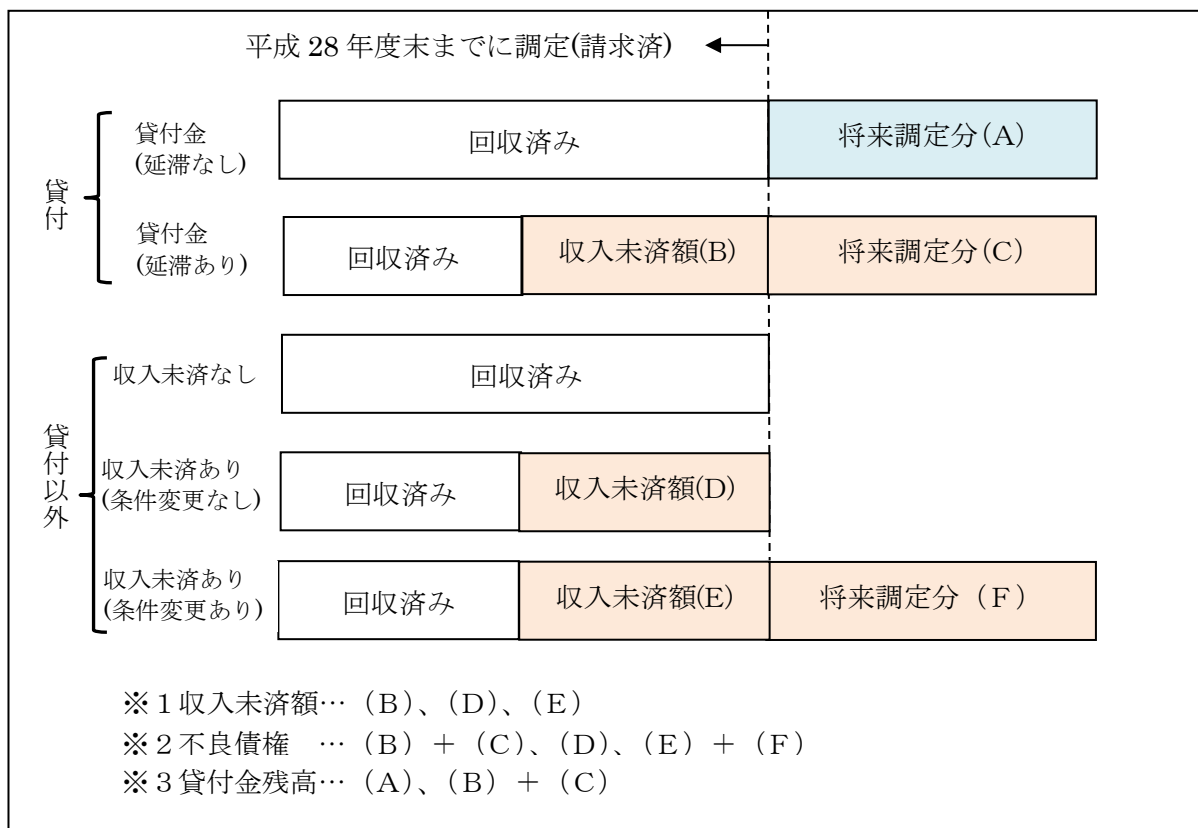
次に、債権は貸付金においても発生するが、貸付金における返済期限未到来額は収入未済額には該当しない。但し、ある貸付金において収入未済額が発生していれば、その貸付金は返済期限未到来額も将来的に収入未済額になる可能性が高い。よって、今回の監査においては、これらも潜在的な債権として監査の対象に含めている(図2の(C))。本報告書では、第5の「19. 宮崎県育英資金(教育委員会)」(173ページ以降)などがこれにあたる。育英資金については、収入未済額だけではなく、返済期限未到来額も含めた貸付金残高全体を監査の対象としている。

また、貸付金残高のうち、返済期限未到来分しかないものは不良債権には該当しないが、管理の状況等を確認し、将来不良債権になる可能性について確認する(図2の(A))。本報告書では、第5の「9. 林業公社貸付金、林業公社貸付金(利息)(環境森林部)」(124ページ以降)などがこれにあたる。なお、林業公社貸付金は、形式的には全額返済期限未到来額ではあるが、償還及び貸付を繰り返しており、実質的には全額延滞債権となる。

さらに、貸付金以外についても、同様に資金繰りの問題等で返済スケジュールを再設定した場合の将来調定分も潜在的な債権(不良債権)として監査の対象に含めている(図2の(F))。本報告書では、第5の「2. 生活保護費返還金(福祉保健部)」(72ページ以降)などが該当する。

最後に、平成28年度末においては、収入未済額及び返済期限未到来額はないが、平成28年度中に貸付実績のあるものについても、監査対象として概要ヒアリングを実施している。本報告書では、第5の「13. 農業経営改善促進資金無利子貸付金(農政水産部)」(151ページ以降)などが該当する。

図 2 債権の概要



3. 宮崎県の状況について

宮崎県においては、総務部財政課において、「決算に関する調書」を作成する目的のために、毎年度、「翌年度以降に履行期限が到来する債権」(図 2 の(A))及び「債権の発生年度にその一部の履行期限が到来し、その残額債権について翌年度以降に履行期限が到来するもの」(図 2 の(C))について、集計している。その結果が、次ページの「表 1 平成 28 年度の貸付金その他の状況」である。

しかしながら、総務部財政課が集計している債権には収入未済額は含まれていない。従来、宮崎県においては、収入未済額を含めた債権を網羅的に把握することを行っていなかった。今回の包括外部監査においては、監査対象を特定するため、全ての部等に依頼した上で収入未済額等を把握し監査対象を特定した。その結果は、「4. 監査対象となる債権リスト」に示した。

表1 平成28年度の貸付金その他の状況

(単位：百万円)

区分	平成27年度末	平成28年度		平成28年度末
		増額	減額	
市町村振興資金	4,519	799	885	4,433
母子福祉資金貸付金	930	94	129	896
寡婦福祉資金貸付金	25	4	5	24
父子福祉資金貸付金	6	4	0	10
宮崎県看護師等就学資金貸付金	125	16	23	119
小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,768	128	249	1,647
農業改良資金貸付金	15	—	7	7
林業・木材産業改善資金貸付金	329	36	104	261
林業公社貸付金	25,962	930	191	26,701
宮崎県勤労者持家住宅建設資金貸付金	73	—	17	55
宮崎県育英資金貸付金	9,727	1,066	994	9,799
宮崎県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金	15	7	7	15
沿岸漁業改善資金貸付金	170	6	39	137
災害援護資金貸付金	29	—	28	0
宮崎県地域改善対策奨学金	12	—	1	10
宮崎県中小企業勤労者 ハッピーライフ資金貸付金	81	15	24	72
宮崎県介護福祉士等修学資金貸付金	23	—	9	14
就農支援資金貸付金	762	—	158	604
宮崎県環境整備公社貸付金	35	—	11	23
宮崎県医師修学資金貸付金	544	112	8	648
合併関係市町村財政健全化支援貸付金	434	—	131	303
宮崎県小児科専門医師研修資金貸付金	16	11	2	24
みやざき農商工連携応援ファンド創設事業貸付金	2,010	—	—	2,010
保険財政自立支援事業貸付金	0	26	—	26
貸付金合計	47,621	3,261	3,034	47,849
敷金	68	—	—	68
交通事故損害賠償求償金	25	—	0	25
林業公社貸付金利息	4,100	—	—	4,100
その他合計	4,198	—	0	4,194
合計	51,816	3,261	3,033	52,043

(出所) 県作成資料に基づき作成。

(注1) 表の数値は、調定後出納閉鎖期日までに履行されず、収入未済額として翌年度に繰り越された債権額は含まれていない。よって、返済期限未到来分に関する貸付金残高となる。

4. 監査対象となる債権リスト

(1) 公債権

ここで示す公債権及び「(2)私債権」で示す私債権は、今回監査の対象とした債権である。厳密には、「1. 自治体の債権について」で述べたように、債権は、回収期限が到来したものに対して、調定(歳入に係る調査を実施して、年度、納入金額、納入義務者、納期限などを調査・決定すること)をした上で、納入の通知を送付したが収入未済のものである。表では、「収入未済額」に該当する。但し、前述したとおり、「返済期限未到来額」についても、監査対象としている。

<福祉保健部>

債権名	所管課	平成 28 年度末残高(円)					
		収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
		①	件数	②	件数	金額	件数
災害援護資金貸付金	福祉保健課	0	0	928,590	1	928,590	1
生活保護費返還金	中央福祉 こどもセンター	928,771	12	180,000	1	1,108,771	13
生活保護費返還金(過年度)	中央福祉 こどもセンター	5,688,498	94	1,095,998	8	6,784,496	102
生活保護費返還金	南部福祉 こどもセンター	1,098,844	15	662,453	6	1,761,297	21
生活保護費返還金(過年度)	南部福祉 こどもセンター	4,852,390	58	9,873,851	19	14,726,241	77
生活保護費返還金	北部福祉 こどもセンター	457,590	13	3,079,100	6	3,536,690	19
生活保護費返還金(過年度)	北部福祉 こどもセンター	3,321,377	71	1,978,225	10	5,299,602	81
生活保護費返還金	児湯福祉事務所	2,346,543	77	4,610,660	24	6,957,203	101
生活保護費返還金(過年度)	児湯福祉事務所	29,396,478	358	28,573,712	94	57,970,190	452
生活保護費返還金(過年度)	西臼杵支庁	351,500	5	262,400	5	613,900	10
生活保護費返還金	西臼杵支庁	0	0	60,000	1	60,000	1
児童保護費負担金(過年度分)	中央福祉 こどもセンター	18,835,920	1,157	0	0	18,835,920	1,157
児童保護費負担金	中央福祉 こどもセンター	641,100	81	0	0	641,100	81
知的障害者保護費負担金(過年度分)	中央福祉 こどもセンター	3,072,000	156	0	0	3,072,000	156
身体障害者保護費負担金(過年度分)	中央福祉 こどもセンター	171,800	6	0	0	171,800	6
児童保護費負担金(過年度分)	南部福祉 こどもセンター	3,426,090	522	0	0	3,426,090	522

債権名	所管課	平成28年度末残高(円)					
		収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
		①	件数	②	件数	金額	件数
児童保護費負担金	南部福祉 こどもセンター	180,620	50	0	0	180,620	50
特別障害者手当返還金 (過年度分)	南部福祉 こどもセンター	49,520	1	0	0	49,520	1
児童保護費負担金 (過年度分)	北部福祉 こどもセンター	8,798,400	481	0	0	8,798,400	481
特別障害者手当返還金 (過年度分)	児湯福祉事務所	586,850	21	0	0	586,850	21
措置入院費自己負担金 (過年度分)	障がい福祉課	4,364,363	23	0	0	4,364,363	23
未熟児養育医療保護者負担金	健康増進課	3,556,997	310	0	0	3,556,997	310
特定疾患医療費返還金	健康増進課	185,175	1	0	0	185,175	1
児童保護費負担金 (こども家庭課分)	中央福祉こど もセンター	21,785,710	3,215	2,200	1	21,787,910	3,216
児童保護費負担金 (こども家庭課分)	南部福祉こど もセンター	13,958,090	2,410	0	0	13,958,090	2,410
児童保護費負担金 (こども家庭課分)	北部福祉こど もセンター	6,814,810	888	0	0	6,814,810	888
児童保護費負担金 (こども家庭課分)	児湯福祉事務所	60,000	2	0	0	60,000	2
児童扶養手当返還金	こども家庭課	22,107,319	77	0	0	22,408,259	77

(注) 生活保護費返還金は、その性質上、本来全て「収入未済額」になるべきところである。上表においては、一部「返済期限未到来額」欄に記載されているが、これは、資金繰り等の問題で、生活保護費返還金を一括で返済できない債務者に対して、県と債務者との間で返済スケジュールを決め、当該スケジュールにおける期限未到来分を「返済期限未到来額」欄に計上しているものである。監査においては、当該返済スケジュールの妥当性についても検証する。

< 県土整備部 >

債権名	所管課	平成 28 年度末残高(円)					
		収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
		①	件数	②	件数	金額	件数
土地占用料	河川課	87,159	25	0	0	87,159	25
港湾使用料	港湾課(中部 港湾事務所)	20,000	1	0	0	20,000	1
港湾使用料	港湾課(油津 港湾事務所)	88,200	5	0	0	88,200	5
港湾使用料	港湾課(串間 土木事務所)	20,000	1	0	0	20,000	1
港湾施設用地使用料	港湾課(中部 港湾事務所)	4,059,265	1	0	0	4,059,265	1
港湾使用料(過年度)	港湾課(中部 港湾事務所)	635,357	12	0	0	635,357	12
港湾使用料(過年度)	港湾課(油津 港湾事務所)	109,200	4	0	0	109,200	4
港湾使用料(過年度)	港湾課(北部 港湾事務所)	69,000	6	0	0	69,000	6
港湾使用料(過年度)	港湾課(串間 土木事務所)	492,400	18	0	0	492,400	18
港湾施設用地使用料 (過年度)	港湾課(中部 港湾事務所)	1,810,578	3	0	0	1,810,578	3
港湾施設用地使用料 (過年度)	港湾課(北部 港湾事務所)	400,603	1	0	0	400,603	1
行政代執行費用(過年度)	港湾課(油津 港湾事務所)	13,088,264	1	0	0	13,088,264	1
宮崎港浮棧橋使用料	港湾課(中部 港湾事務所)	251,165	3	0	0	251,165	3
宮崎港ボートヤード使用料	港湾課(中部 港湾事務所)	11,555	1	0	0	11,555	1
宮崎港浮棧橋使用料 (過年度)	港湾課(中部 港湾事務所)	623,070	5	0	0	623,070	5
宮崎港ボートヤード使用料 (過年度)	港湾課(中部 港湾事務所)	30,620	1	0	0	30,620	1
細島港野積場使用料 (過年度)	港湾課(北部 港湾事務所)	155,256	5	0	0	155,256	5
平和台公園展望台(櫓)損壊に 伴う原因者負担金(損害金) (過年度)	都市計画課 (宮崎土木事務 所)	250,000	1	0	0	250,000	1

(2)私債権

<福祉保健部>

債権名	所管課	平成28年度末残高(円)					
		収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
		①	件数	②	件数	金額	件数
宮崎県介護福祉士等修学資金貸付金	福祉保健課	1,157,003	7	12,783,997	19	13,941,000	26
宮崎県看護師等修学資金貸付金	医療薬務課	882,787	4	118,632,000	111	119,514,787	115
宮崎県医師修学資金貸付金	医療薬務課	0	0	648,344,389	134	648,344,389	134
宮崎県小児科専門医師研修資金貸付金	医療薬務課	0	0	24,900,000	8	24,900,000	8
保険財政自立支援事業貸付金	国民健康保険課	0	0	26,000,000	1	26,000,000	1
こども療育センター使用料(1. 診察料、2. 入所給付・医療費)	こども療育センター	38,490	7	0	0	38,490	7
こども療育センター手数料(診断書料)	こども療育センター	14,579	3	0	0	14,579	3
入所児童散髪代	こども療育センター	1,600	1	0	0	1,600	1
心身障害者扶養共済年金負担金(過年度分)	障がい福祉課	8,670,950	1181	0	0	8,670,950	1181
心身障害者扶養共済年金負担金	障がい福祉課	116,500	5	0	0	116,500	5
母子父子寡婦福祉資金	こども家庭課	154,842,505	922	930,803,609	2,251	1,085,646,114	3,173

<環境森林部>

債権名	所管課	平成28年度末残高(円)					
		収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
		①	件数	②	件数	金額	件数
林業公社貸付金	環境森林課みやざきの森林づくり推進室	0	0	26,701,566,305	117	26,701,566,305	117
林業公社貸付金(利息)	環境森林課みやざきの森林づくり推進室	0	0	4,100,352,294	78	4,100,352,294	78
宮崎県環境整備公社貸付金	循環社会推進課	0	0	23,843,000	2	23,843,000	2
宮崎県林業・木材産業改善資金	山村・木材振興課	14,076,715	14	247,600,000	69	261,676,715	83
木材流通合理化整備特別対策事業補助金返還金	山村・木材振興課	13,449,880	1	0	0	13,449,880	1
森林整備加速化・林業再生事業補助金返還金	山村・木材振興課	1,041,778	1	0	0	1,041,778	1

<農政水産部>

債権名	所管課	平成 28 年度末残高(円)					
		収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
		①	件数	②	件数	金額	件数
農業改良資金貸付金	農業経営支援課	66,220,401	21	7,828,000	7	74,048,401	28
就農支援資金貸付金	農業経営支援課	0	0	604,141,000	177	604,141,000	177
沿岸漁業改善資金貸付金	水産政策課	0	0	137,530,000	47	137,530,000	47
工事前払金返還に伴う利息 (過年度)	農村整備課(中部農林振興局)	45,981	1	0	0	45,981	1
工事前払金返還に伴う利息 (過年度)	農村整備課(東臼杵農林振興局)	35,479	1	0	0	35,479	1

<商工観光労働部>

債権名	所管課	平成 28 年度末残高(円)					
		収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
		①	件数	②	件数	金額	件数
みやぎ新ビジネス応援プラザ賃料	商工政策課	64,000	1	0	0	64,000	1
小規模企業者等設備導入資金貸付金	商工政策課経営金融支援室	106,919,453	6	1,646,923,000	56	1,753,842,453	61
みやぎ農商工連携応援ファンド	企業振興課	0	0	2,010,000,000	1	2,010,000,000	1
宮崎県勤労者持家住宅建設資金貸付金	雇用労働政策課	0	0	55,851,950	4	55,851,950	4
宮崎県中小企業勤労者ハッピーライフ資金貸付金	雇用労働政策課	0	0	72,775,460	1	72,775,460	1
地場産業振興対策費補助金返還金	オールみやぎ営業課	1,081,000	1	0	0	1,081,000	1
敷金(新宿みやぎ館KONNE)	オールみやぎ営業課	0	0	57,868,800	1	57,868,800	1

< 県土整備部 >

債権名	所管課	平成 28 年度末残高(円)					
		収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
		①	件数	②	件数	金額	件数
工事前払金返還に伴う利息(過年度)	道路保全課(小林土木事務所)	58,618	2	0	0	58,618	2
工事履行遅延損害金(過年度)	河川課(宮崎土木事務所)	16,293	1	0	0	16,293	1
港湾施設使用料相当額	港湾課(油津港湾事務所)	77,400	4	0	0	77,400	4
港湾施設使用料相当額	港湾課(串間土木事務所)	52,500	2	0	0	52,500	2
損害賠償金(過年度)	港湾課	24,523,184	4	0	0	24,523,184	4
港湾施設使用料相当額(過年度)	港湾課(串間土木事務所)	135,000	5	0	0	135,000	5
宮崎港ボートヤード使用料相当額(過年度)	港湾課(中部港湾事務所)	61,240	1	0	0	61,240	1
公営住宅駐車場使用料	建築住宅課	9,920	3	0	0	9,920	3
公営住宅使用料	建築住宅課	165,140	3	0	0	165,140	3
公営住宅損害賠償金	建築住宅課	1,384,359	7	0	0	1,384,359	7
公営住宅駐車場使用料(過年度)	建築住宅課	835,652	28	0	0	835,652	28
公営住宅使用料(過年度)	建築住宅課	58,053,559	161	0	0	58,053,559	161
公営住宅損害賠償金(過年度)	建築住宅課	30,612,031	70	0	0	30,612,031	70
公有財産使用料(過年度)	建築住宅課	10,882	2	0	0	10,882	2

< 教育委員会 >

債権名	所管課	平成 28 年度末残高(円)					
		収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
		①	件数	②	件数	金額	件数
宮崎県育英資金貸付金	財務福利課	443,172,572	2,975	9,799,207,624	12,833	10,242,380,196	15,808
宮崎県地域改善対策奨学金	財務福利課	37,540,113	71	10,983,203	0	48,523,316	71
宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金	財務福利課	1,286,500	13	15,460,000	66	16,746,500	79

<病院局>

債権名	所管課	平成 28 年度末残高(円)					
		収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
		①	件数	②	件数	金額	件数
個人負担分医業未収金	経営管理課	88,758,983	2,240	0	0	88,758,983	2,240
個人負担分医業未収金 (過年度)	経営管理課	103,419,407	2,507	0	0	103,419,407	2,507
後期研修医研修資金貸与金	経営管理課	750,000	1	32,550,000	14	33,300,000	15

(3)その他

平成 28 年度末に収入未済額(債権額)及び返済期限未到来額はないが、平成 28 年度中に貸付実績がある債権のリストは以下のとおりである。これらは、概要ヒアリング(管理方法の確認、契約内容の確認)を行い、将来滞留等の発生可能性について確認している。

<環境森林部>

債権名	債権種類	所管課	平成 28 年度貸付(円)	
			貸付金額	
				件数
住宅用太陽光発電システム 融資制度	私債権	環境森林課	80,000,000	7
運営資金貸付金	私債権	循環社会推進課	610,000,000	1
浸出水調整池補強工事費貸 付金	私債権	循環社会推進課	849,000,000	1
木材産業等高度化推進資金	私債権	山村・木材振興課	784,835,000	2
木材産業振興対策資金	私債権	山村・木材振興課	720,605,000	2
広域森林組合経営合理化促 進事業	私債権	山村・木材振興課	300,000,000	1

<農政水産部>

債権名	債権種類	所管課	平成28年度貸付(円)	
			貸付金額	件数
漁業協同組合機能・基盤強化推進事業	私債権	水産政策課	487,773,000	1
漁業経営安定対策資金	私債権	水産政策課	500,000,000	1
宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金	私債権	水産政策課	40,000,000	1
宮崎県酪農公社強化育成事業	公債権	畜産振興課	120,000,000	1
農業経営改善促進資金無利子貸付金	私債権	農業経営支援課	86,000,000	1
公社経営体質強化事業貸付金	私債権	農業経営支援課	500,000,000	1

<商工観光労働部>

債権名	債権種類	所管課	平成28年度貸付(円)	
			貸付金額	件数
宮崎県火災共済協同組合体質強化貸付金	私債権	商工政策課	30,000,000	1
県中小企業融資制度貸付金	私債権	商工政策課 経営金融支援室	26,140,641,000	16
国等の研究開発支援に係る公募事業等運営貸付金	私債権	企業振興課	84,000,000	1

<県土整備部>

債権名	債権種類	所管課	平成28年度貸付(円)	
			貸付金額	件数
建設事業協同組合貸付金	私債権	管理課	150,000,000	1
測量設計事業協同組合貸付金	私債権	管理課	18,000,000	1

第4 監査の総括

1. 監査結果の総括

(1) 債権管理に関する条例の制定の検討について

収入未済額の解消は、どの自治体においても財政運営上の大きな課題である。但し、収入未済額の内容は、貸付金、負担金、使用料、弁償金、代執行等多岐にわたっており、さらに所管している部署も同様に多岐にわたっている。したがって、その性質上、全庁的に統一的な管理を行うことは難しい。但し、本来、所管部署が債権回収の責任を負うことを前提としたうえで、債権に関する共通する課題について統一的な取扱いを定め、事務の効率化に資することは必要なことでもある。

この点、債権回収が喫緊の課題である市町村などの基礎自治体の多くでは、債権の管理の適正化を図り、県民負担の公平を確保し、円滑な財政運営に資するために、債権の管理に関し必要な事項を定めた債権管理条例を制定している。

一方、都道府県においては、今回の監査で確認した限りでは、未だ限られている。以下は、今回の監査において調査した結果、債権の管理に関する条例を制定している都道府県のリストであるが、東京都を始め6自治体で債権に関する条例を制定していた。

表 2 都道府県における債権に関する条例一覧

都府県	条例名	目的	制定日
東京都	東京都債権管理条例	東京都が有する債権の徴収等に関し、必要な事項について定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする(第1条)。	平成20年3月31日
大阪府	大阪府債権の回収及び整理に関する条例	府が行う債権の回収(債権を保全し、又は債権を取り立てることをいう。)及び債権の整理(債権の内容を変更し、又は債権を消滅させることをいう。)を総合的かつ計画的に推進するため(第1条)。	平成22年11月4日
京都府	京都府債権の管理に関する条例	知事の責務(第3条)、債権の放棄事由(第5条)等を規定。	平成23年7月29日
岡山県	岡山県債権管理条例	県の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図ることを目的とする(第1条)。	平成25年3月22日
三重県	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例	県が有する債権の管理及び私債権の徴収に関し必要な事項について定めることにより、債権の管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的とする(第1条)。	平成26年3月27日
山口県	山口県債権管理条例	県が有する債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする(第1条)。	平成27年3月17日

(出所) 各自治体の例規集等をもとに監査人が作成。

(注1) 今回の調査で確認できたものは以上だが、債権の管理に関する条例を制定している全ての都道府県を網羅していることを保証するものではない。

宮崎県においては、今まで債権の管理に関する条例の制定に関して具体的な検討はしてはいない。但し、将来の経済が不透明な中、前述のとおり債権に関する共通する課題について統一的な取扱いを定め、事務の効率化に資することは重要である。現状においては、条例制定について時期尚早と判断した場合においても、他都道府県の条例の制定状況を確認しつつ、今後必要な場合には、制定に向けて検討することが必要である。

なお、「(2)長期にわたって収入未済となっている債権への対応について」で記載するとおり、徴収停止や債務免除(債権放棄)の実効性を高める際にも条例制定はメリットがある。

(2)長期にわたって収入未済となっている債権への対応について

今回の監査において対象とした債権においては、長期にわたって返還がなされていないものが多く見られた。これらは、今後も返還に向けた努力の継続が必要である。この点、県においては、今まで県職員による返還事務に加え、債権管理員を委嘱し電話催告や臨戸訪問を強化している債権や、弁護士、司法書士などに回収業務等を委託している債権もあった。これらの試みは評価できる点である。

一方で、長期にわたって収入未済となっている債権の中には、このような返還に向けた努力を実施しても返還の可能性が限りなく少ないものも多々見受けられた。また、たとえ返還されてもその収入金は返還のために要した事務負担に見合わないものもある。コストに見合わないとしても、すでに返還を行っている債務者との公平性の観点から返還事務を継続する必要があることも確かではあるが、やはり一定額以上のコストが発生する場合には、徴収停止等何らかの対応が必要であろう。この点、県においては、今まで徴収停止等を積極的に実行している債権は少ない。

徴収停止とは、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)の内、履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときに、以後その保全及び取立てをしないこととする内部的な取扱いを示したもので、地方自治法施行令第171条の5に要件が規定されている。今後、県としても要件に合致する場合には徴収停止を積極的に実施することが必要である。

また、長期にわたって収入未済となっている債権の中には、返還の可能性が実質的になく、債務免除(債権放棄)の検討が必要なものもある。債務免除は債権を無償で消滅させる債権者(県)の行為で、地方自治法施行令第171条の7にその要件が記載されている。一方、債権放棄は、地方公共団体が有する債権を放棄することであり債務免除と同義であるが、この債権放棄が実行できるのは、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合及び議会の議決がなされた場合に限られる(地方自治法第96条1項10号)。いずれにしても、現状では、県において債務免除(債権放棄)を行うためには、地方自治法施行令第171条の7の要件を満たす場合か、議会の議決を経た場合に限られることになり、実施のハードルは高いが、場合によっては債務免除(債権放棄)の実施を検討していく必要がある。

以上より、今後、徴収停止及び債務免除(債権放棄)実務の検討が必要と考えるが、現状

では実施のハードルは高い。この点、(1)で記載した「債権管理条例」で、徴収停止や債務免除(債権放棄)に関する規定を制定することによって、徴収停止や債務免除(債権放棄)の内容を具体的にし、実施の指針とすることも期待できる。以下は、他の自治体の事例である。

徴収停止の例

(東京都債権管理条例より抜粋)

(徴収停止)

第十条 知事及び公営企業管理者は、都の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

上記は、東京都の債権管理条例の抜粋である。徴収停止が可能となる事例を列挙することにより、その実行の指針にしている。また、次に示すものは、京都府の債権放棄の事例である。

債権放棄の事例

(京都府債権の管理に関する条例)

(債権の放棄)

第五条 知事は、私債権の消滅に係る時効が完成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該私債権及びその履行の遅滞に係る遅延利息、違約金その他の損害金を徴収する権利(第2号に掲げる場合において、特定相続人(債務者が死亡した場合において、当該債務者の府に対する私債権に係る債務を相続する権利を有する者をいう。)の一部を確知することができなかつたときにあつては、当該確知することができなかつた特定相続人の相続分に係る権利)を放棄することができる。

- (1) 債務者の住所及び居所(法人その他の団体にあつては、その事務所及び事業所の所在地)が不明である場合
- (2) 特定相続人の全部又は一部を確知することができなかつた場合
- (3) 前2号に掲げる場合に準じるものとして規則で定める場合

2 知事は、前項の規定により権利を放棄したときは、その概要を議会に報告しなければならない。

(京都府債権の管理に関する条例施行規則)

(消滅時効の完成時に私債権を放棄することができる場合)

第1条 京都府債権の管理に関する条例第5条第1項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 債務者が時効の援用の意思を示すことが困難であると認められる場合
- (2) 面会、文書の送付その他の方法により債務者に接触することができないことにより、債務者が条例第5条第1項第1号に規定する状態に準じた状態にあると認められる場合
- (3) 債務者である法人がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなき、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合

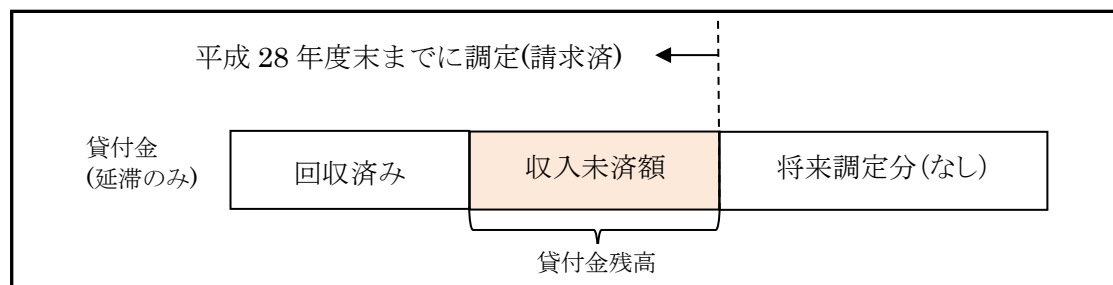
債務免除(債権放棄)について条例で規定することにより、その規定のいずれかに該当すれば議会の議決を受けずに債権を放棄することが可能となり、より機動的に実行が可能となる。つまり、債権の回収を図ることが極めて困難であることが明らかな場合、あえて議会の議決を経なくても、条例により知事の判断で債権放棄ができるものとし、回収の見込みのない債権を管理対象として残しておく必要がなくなることが期待できるのである。

(3) 貸付金の管理について

今回の包括外部監査のテーマは、「債権の管理・回収に関する財務事務の執行について」である。その債権は、当然に貸付金についても発生する。債権と貸付金との関係を整理すると以下のとおりとなる。

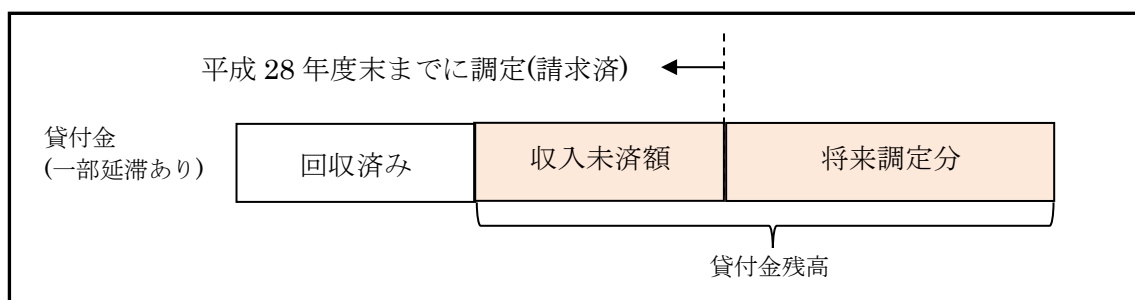
① 貸付金と収入未済額が一致する場合

まず、貸付金残高と収入未済額が一致する場合とは、貸付金残高の全てが調定(請求)済未回収の場合である。つまり、貸付金残高は、全て支払期限が到来しているにも関わらず返還が図られていない場合なので、当然、県としては延滞債権として返還に向けた努力を行うことが必要になる。



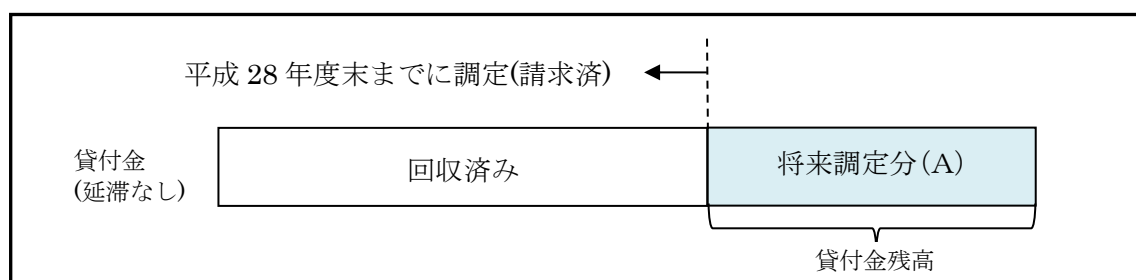
②貸付金と収入未済額が一部重複する場合

次に、貸付金残高と収入未済額が一部重複する場合とは、貸付金残高の一部が調定（請求）済未回収で、一部が将来調定分で構成されている場合である。この場合、貸付金残高は、支払期限が到来しているにもかかわらず返還が図られていない部分の他に、収入未済額には含まれない将来調定分も含まれる。収入未済額が発生している債権は、当然に将来調定分に関しても、将来調定時に返還が図られない可能性が高い。よって、県としては、収入未済が発生している債権については、収入未済分だけではなく将来調定分も含めて一体的に管理する必要がある。



③貸付金と収入未済額が不一致の場合

最後に、貸付金残高と債権が不一致の場合とは、調定（請求）されたものは全て返還されており、貸付金残高は全て将来調定分の場合である。この場合、本来貸付金残高は収入未済額ではないので、いわゆる安全資産であると考えられる。また、貸付金残高は収入未済ではないので、厳密には今回の監査の対象にもならない。しかしながら、林業公社貸付金のように、返還及び再貸付を繰り返しているため、貸付金残高の全てが将来調定分であるにもかかわらず、実質的に延滞債権の場合もある。県は、このような貸付金については、①の貸付金と同様、厳格な管理が求められる。



④結論

県としては、①、②、③の形式的な違いにとらわれることなく、実質的に不良債権化しているかどうかで管理を行う必要がある。なお、今回の監査では、以上の理由から、①、②、③の

全ての貸付金を監査対象に含めている。

(4) 県全体の債権の把握について

宮崎県では、県債権全体の債権の状況を把握し、総合的な管理を行っている部署はない（従来、監査委員が実施する決算監査において収入未済額を把握はしているが、監査委員は債権管理部署ではない）。今回の監査では、まず各部署に以下の依頼文書を発出して債権の把握を行った。

1. 対象となる債権

- (1) 翌年度以降に履行期限が到来する資金
 - (2) 28年単年度の貸付け（前年度・決算年度末現在額が0円であるが、決算年度中増減額があるもの）
- ※ 調査票「28年単年度貸付」欄に貸付金額と件数を記入ください。
- (3) 資金の発生年度にその一部の履行期限が到来し、その残額債権について翌年度以降に履行期限が到来するもの。
例えば、次のような債権をいう。
 - ① 各種の貸付金を2年度以上にわたって償還させる場合
 - ② 財産売却代金を2年度以上にわたって償還させる場合
 - ③ 転貸債について2年度以上にわたって償還させる場合
 - ④ 翌年度以降にわたる履行期限の処分又は特約をしている場合等のように債権の発生年度と履行期限の属する年度とが異なる場合
 - (4) 調定後の歳入の金額で当該年度の出納閉鎖期日までに履行されず、宮崎県財務規則第52条第1項の規定により収入未済額として翌年度に繰り越された資金。

2. 調査票「債権の区分」欄について

- (1) 各債権について、別添の資料「債権の分類」「公債権と私債権の比較」を参考に公債権・私債権に分類して各シートへの記述をお願いします。
- (2) 各シートの「公(私)債権となる理由」欄については、債権が発生する公・私法上の原因（賦課・処分や契約等）について記載願います。

3. 調査票「時効」欄について

- (1) 地方自治法・民法等の条文を時効期間の根拠とする一般的な債権については「時効期間」「根拠法令」欄のみ記載をお願いします。
- (2) 「時効期間の考え方」欄は、(1)以外の一般的な根拠法に因らない債権等、補足説明を要するものについてのみ記載をお願いします。

「(1)債権管理に関する条例の制定の検討について」で、「債権管理条例」制定の検討をしても良いのではないかと述べたが、同時に、県としては全庁的な債権管理の対策を検討するためにも、債権管理に関する専門部署を設置の上、その部署において県全体の債権の状況を定期的に把握することも検討の余地がある。

(5)不納欠損処分について

不納欠損処分は、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いであって、時効により消滅した債権、放棄した債権等について行うものとされており、県では財務規則に以下の 8 つの要件が示されている。この要件が満たされれば、債権は消滅したもとして会計上の処理として不納欠損を行うことになる。

宮崎県財務規則

第 53 条第 1 項

収入徴収者は、調定した歳入が次の各号の一に該当するときには、不納欠損金として整理することができるものとする。

- (1) 債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をし、又は援用する意思があるものとみなされるとき(法律の規定により債務者の援用を待たずに消滅する債権にあっては、その消滅時効が完成したとき。)
- (2) 法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により納入義務者に係る債権を放棄したとき。
- (3) 法第 231 条の 3 第 3 項の規定により滞納処分をすることができる徴収金について、滞納処分の執行停止後 3 年を経過したことによりその債権が消滅したとき。
- (4) 裁判所の判決により債権の不存在が確定したとき。
- (5) 納入義務者が死亡し、限定承認をした相続人がその相続により納付の義務を負うこととなった債務について、相続によって得た財産の限度において納付してもなお未納があるとき。
- (6) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 204 条第 1 項の規定により納入義務者が当該債権につきその債務を免責されたとき。
- (7) 納入義務者である法人の清算が終了したことにより当該法人の債務が消滅したとき。ただし、当該法人の債務について、他の弁済の責に任ずべき者があり、その者について第 1 号から前号までに規定する理由がないときを除く。
- (8) その他法令の規定により納入義務者の債務が免除され、又は債権が消滅したとき。

不納欠損処分については、過去においては監査委員監査でも検討課題として指摘されており、具体的に行政監査では以下の意見が出されている。

「消滅時効が完成しているにもかかわらず、不納欠損処分がおこなわれていない実態がある。

債権管理は、債権の発生から回収、消滅までの一連の取組であり、それぞれの段階において的確な対応をすることが求められる。また、回収見込みのないものについては、不納欠損処分を行うことが必要である。

財政が厳しい状況にある今日においては、他の地方公共団体において債権管理条例が制定されるなど、債権管理の重要性が増しており、不納欠損処分を視野に入れた実務上の要領等の整備や研修等を通じた適正な債権管理を積極的に進めることが望まれる。」

消滅時効が完成しているものの内、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権は時効の援用を要しないため、速やかに不納欠損処分を行うことが求められるが、今回の監査においては、これらの要件を満たしているにもかかわらず、不納欠損処分を行っておらず、【指摘事項】となっているものが見受けられた。

引き続き、会計処理の徹底が望まれるところである。

(6) 林業公社貸付金について

今回の監査対象の中で、最も金額的に大きいものは、林業公社貸付金である。平成28年度末においては、利息分も含めて308億円の残高となっている。

当該、貸付金については、今までも県において検討が行われてきている。今回の監査においては、森林の多くが主伐期に入っているという状況は事実であることから、分収林事業そのものを継続する判断は現状においては妥当であり、また、継続する場合、県営林化するのではなく、これまで同様運営状況を十分にモニタリングすることを前提に、林業公社として事業を継続することが現実的な選択であるという見解を述べた。

また、林業公社として事業を継続する前提とした上で、【指摘事項】として、県は、林業公社に対して、「不断の経営改善努力」と「経営改善に向けた新たな取組」を具体的に実践し、その成果として財務改善が図られ、最終的に県の財政負担が軽減されるよう引き続き長期的な視点に立った十分な指導を行うことが必要であるとした。

さらに、措置が求められる【指摘事項】とはしなかったものの、【意見】として、①今まで無利子貸付による膨大な資金を拠出している事実を鑑み、無利子貸付から有利子貸付への変更など、貸付条件の見直しについて再度検討すること、及び②県としては、たとえ無利子貸付であるとしても県の貴重な公費から拠出される事実を考慮して、県の貸付だけではなく、日本政策金融公庫、市中銀行及び市町村からの借入の最適な比率(ポートフォリオ)を検討することを述べている。

2. 指摘事項、意見の概要

今回の監査における指摘事項及び意見の概要は以下のとおりである。

<強制徴収公債権>

事業名： 第5 1. 児童保護費負担金		
所管課： 福祉保健部 中央福祉こどもセンター、南部福祉こどもセンター、北部福祉こどもセンター		
意見1	強制徴収手続の実施の検討について 本債権に関しては法的手続を採った事例はない模様であるが、当然、ケース毎に事情が異なることから回収可能性等については個別に検討する必要があるものの、特に回収可能性が十分認められるケース等においては、強制徴収手続を積極的に検討しても良いものと考えられる。	46ページ
意見2	事実上回収不能であると認めるための判断基準の明確化等について 平成28年度に不納欠損処分された児童保護費負担金は、その全てが消滅時効の完成を原因としている。これは事実上回収の手立てがないことを理由とするものであるが、事実上回収不能であると認めるための判断基準は必ずしも定かではない。対外的に公表を要する性質のものではないが、このような判断基準の明確化・明文化について検討されたい。	47ページ
意見3	適時適切な不納欠損処分の実施について 今後は、定期的（例えば毎年）に、時効消滅した債権の不納欠損処理を行う運用とされたい。	47ページ

事業名： 第5 2. 知的障害者保護費負担金		
所管課： 福祉保健部 中央福祉こどもセンター		
指摘事項1	適時適切な不納欠損処理について 本債権については、現在行っている不納欠損の処理業務を適切に行い、また、本債権に限らず、時効消滅した債権の不納欠損処理は、財務規則の定める不納欠損の事由が発生し次第、適時適切に実施されたい。	50ページ

事業名： 第5 3. 身体障害者保護費負担金		
所管課： 福祉保健部 中央福祉こどもセンター		
指摘事項1	適時適切な不納欠損処理について 本債権については、速やかに不納欠損の処理業務を適切に行い、また、本債権に限らず、時効消滅した債権の不納欠損処理は、財務規則の定める不納欠損の事由が発生し次第、適時適切に実施されたい。	52ページ

事業名： 第5 4. 未熟児養育医療保護者負担金		
所管課： 福祉保健部 健康増進課		
指摘事項1	適時適切な不納欠損処理について 既に時効消滅し資産価値を喪失した債権が資産として計上されているが、不納欠損処分を適時に行わなければ本県の財務状態の正確性が担保されないのみならず、内部的にも、関係資料の散逸や職員の異動によって事実関係の確認に支障を来し、不納欠損処分の適正性自体にも疑義が生ずるおそれがある。本債権に関しては、近時不納欠損処理に着手する予定があるとのことであるので、かかる不納欠損処理を適正かつ確実に実行されたい。	56ページ

事業名： 第5 5. 特定疾患医療費返還金		
所管課： 福祉保健部 健康増進課		
指摘事項1	適時適切な不納欠損処理について 現在計上されている債権につき平成22年12月以降残高の変動がなく、また、時効中断を証する資料（返還猶予申入書等）が現に見当たらない。以上は、既に5年の消滅時効期間が経過し時効消滅している可能性が高い。回収が不可能又は著しく困難となり時効消滅するに至った債権は、それ自体無価値なのであるから、適時適切に不納欠損の処理を行うよう努められたい。	59ページ

事業名： 第5 6. 行政代執行費用（過年度） 所管課： 県土整備部 港湾課（油津港湾事務所）		
意見1	県の取るべき措置について 船舶からの油流出という事象が生じるまでに、当該船舶の撤去に向けた動きと併せて、不法係留していることについての使用料相当額等追加徴収の検討、整理を行い、義務者に対して不法係留についての請求を行う必要があった。また、油流出という事象が生じるまでに、義務者の弁明の真否の確定と、必要な場合には行政代執行を行っていく必要があったものとする。今後、同様の事象が発生した場合には、適切な対応が望まれる。	62ページ
意見2	マニュアルの作成について 港湾課では現在、徴収管理事務に関するマニュアルの作成を検討しているとのことであるが、過去の事例や県税部門等のマニュアルを参考にした、課及び各事務所の現状実務を踏まえた指針を策定しておくことは、事務判断の根拠と対応に効果があることが期待されるため、適切に策定し、実務に活かされたい。	62ページ

事業名： 第5 7. 港湾施設用地使用料 所管課： 県土整備部 港湾課（中部港湾事務所）		
意見1	A者に対する今後の対応について 納付誓約に反した場合、港湾施設用地使用許可取り消しを前提とした検討が行われることになると考えられるが、A者の経営状況が悪化している原因の把握、資力調査、使用料の見直しの要否、他の事業者の応募の可能性の有無等、結果として県有地が十分に活用されるよう、総合的な検討を求めたい。	66ページ

事業名： 第5 8. ボートヤード使用料・浮棧橋使用料 所管課： 県土整備部 港湾課（中部港湾事務所）		
意見1	係留施設使用料等の帰属について 指定管理者との次回契約の際、使用料等を指定管理者の帰属にすること及び当該帰属変更分の指定管理料への減額反映について、その可否を検討されたい。	69ページ

＜非強制徴収公債権＞

事業名： 第6 2. 生活保護費返還金 所管課： 福祉保健部 中央福祉こどもセンター、南部福祉こどもセンター、北部福祉こどもセンター、児湯福祉事務所		
意見1	回収業務の一層の適正化について 個別のケースによって回収可能性が異なるため、必ずしも一律の対応をし難いことは理解できるが、法78条徴収金の回収の実を上げる方策を検討されたい。	81ページ
意見2	事実上回収不能であると認めるための判断基準の明確化等について 納入指導ないし時効中断措置をどの程度実施すれば適正な債権管理であると言えるかの基準、換言するならば、事実上回収不能であると認めるための判断基準の明確化・明文化について検討されたい。	81ページ
意見3	債務承認を求める際の対応方法に関するマニュアルの整備等について 生活保護費返還金に関する時効中断のための措置は、殆どの事例で、対象者による債務承認によらざるを得ないが、この場合、対象者に納付誓約書への署名押印を求めることとなる。納付誓約書の徴求に当たり対象者との間で紛争となること等を避けるため、現場の職員に対する指導ないし対応方法の明確化等を図られたい。	81ページ
意見4	被保護者からの申出について 保護金品からの法78条徴収金の納入に関する被保護者からの申出書の提出が自発的になされるよう留意が必要である。本監査において、申出書の提出が強制にわたることが疑われる事例が確認されたものではないが、本条の適用に関する現場の職員に対する指導ないし対応方法の明確化を図るなど、あくまでこの申出が任意になされるよう配慮されたい。	82ページ
意見5	「生活の維持に支障がない」ことについて 不正受給に対しては厳正な対処が必要であり、そのためには法78条の2に基づき納入させることも含め法78条徴収金の確実な回収が不可欠であるが、「生活の維持に支障がない」と認めるか否かについては、生活保護が生存権保障のための最後のセーフティネットであることを踏まえ、被保護者が単に生活を維持するだけでなく、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持できるか否かという観点で、個別事案に応じ、柔軟に対応するよう配慮されたい。	82ページ

事業名： 第6 3. 特別障害者手当返還金		
所管課： 福祉保健部 児湯福祉事務所		
意見1	<p>速やかな不納欠損処理等について</p> <p>返還途中のものについては、引き続き確実な回収に努められたい。</p> <p>また、時効消滅したものについては、既に他の項目でも指摘しているとおり、本県の財務状態の正確な把握のため、要件を充足する限り速やかな不納欠損処理をなされたい。</p>	86ページ

事業名： 第6 4. 措置入院費自己負担金		
所管課： 福祉保健部 障がい福祉課		
指摘事項1	<p>適時適切な不納欠損処理について</p> <p>現在計上されている過年度分の収入未済額は、全て平成12年以前のものであり、既に消滅時効が完成しているので、時効完成後速やかに不納欠損処分をしなければならなかったものである。現在ある過年度分の残高については、早期に不納欠損処分を行った上、今後は適時適切な管理に努められたい。</p>	89ページ

事業名： 第6 5. 児童扶養手当返還金		
所管課： 福祉保健部 こども家庭課		
意見1	<p>法的手続の活用について</p> <p>例えば返還しない意思が強固な者等に対しては、（勿論費用対効果の問題もあるが）早期の段階で訴訟移行することがあっても良く、判決による強制力を背景に分割弁済の和解をすることも回収の実を上げる方法としては有効である。そこで、回収の一手段として、法的手続の利用可能性について検討されたい。</p>	93ページ
意見2	<p>分割返還に関する基準等の設定について</p> <p>例えば債務総額、所得額、扶養家族の人数等の客観的な要素によって定型的に毎月の返還額が決まるような基準を設けるなど、分割金額がある程度客観的に定めることができないうか検討されたい。</p>	94ページ

事業名： 第6 5. 児童扶養手当返還金（続き）		
所管課： 福祉保健部 こども家庭課		
意見3	<p>マニュアルの適時見直しについて</p> <p>現在本債権の回収事務に使用されているマニュアル等には2種類があるが、このうち国が定めた「児童扶養手当返納金債権管理の手引」は、現在と制度の建て付けが異なる平成元年のものである。これを運用から排除する必要はないものの、古いマニュアルであり法改正にも対応していない。また、戸別訪問が多いことから、その際のトラブルを予防する必要があるものの、運用で対応しており、このためのマニュアル等は存在しない。</p> <p>については、現在の本債権回収の運用実態や法改正を踏まえ、マニュアルの整備を検討されたい。</p>	94ページ
意見4	<p>適時適切な不納欠損処理について</p> <p>少なくとも平成24年度から平成26年度までは不納欠損処理が行われておらず、また、平成27年度に時効消滅していた債権をまとめて不納欠損処理した際には、平成5年中には時効消滅した債権が含まれていたことから、平成27年度までの間、時効消滅した債権の不納欠損処理が全く行われていなかった疑いがある。</p> <p>平成27年度に一気に処理したことにより、かかる不適切な状態が解消したことは素直に評価すべきであるも、定期的に（可能な限り毎年）不納欠損処理を要する債権の有無について検討し、必要なものについては速やかに不納欠損処理を行うなど、運用の改善に努められたい。</p>	94ページ

＜私債権＞

事業名： 第7 1. 宮崎県介護福祉士等就学資金貸付金 所管課： 福祉保健部 福祉保健課		
意見1	適時適切な法的手続の活用について 不納欠損処理されてはいないものの、一部ではあるが現に任意の回収ができない債権があることも確かである。従って、本債権に関して前例はないものの、このような債権については回収のため法的手続を採ることも検討されて然るべきである。適時適切な法的手続の活用をお願いしたい。	98ページ
事業名： 第7 2. 宮崎県看護師等修学資金貸付金 所管課： 福祉保健部 医療薬務課		
意見1	適時適切な法的手続の活用について 今後任意の回収が見込めず、他方免除の対象にもならず回収困難となる事例が発生することは十分有り得る。前例はないものの、そのような場合には法的手続の利用も検討されたい。	103ページ
事業名： 第7 3. 宮崎県医師修学資金貸付金 所管課： 福祉保健部 医療薬務課		
意見1	返還方法の見直しについて 条例の建て付けの問題すなわち立法論であるが、例外的に分割での返還を認める運用ができるよう、今後制度変更を検討しても良いのではないかと考える。	106ページ
事業名： 第7 4. 宮崎県小児科専門医師研修資金貸付金 所管課： 福祉保健部 医療薬務課		
意見1	確実な回収業務の遂行について 本債権の管理回収業務が必要となる事例は今後も少ないであろうが、発生した際には確実な回収を実現することができるよう、態勢の整備に努められたい。	109ページ

事業名： 第7 6. こども療育センター使用料・手数料、入所児童散髪代		
所管課： 福祉保健部 こども療育センター		
意見1	効果的な督促等の実施について 本債権の未収金額が僅少である限り、回収のために法的手続を採ることは現実的ではないと言える。以上を踏まえ、引き続き、適時適切な督促等の実施により未収金を最小化するよう努められたい。	115 ページ

事業名： 第7 7. 心身障害者扶養共済年金負担金		
所管課： 福祉保健部 障がい福祉課		
意見1	回収不能な債権の不納欠損処理等の方法に関する検討について 回収不能と認められる本債権を不納欠損処理するための方法の検討に努められたい。その一例として、宮崎県財務規則第53条1項2号に基づき、議会の承認（地方自治法第96条1項10号）を得て債権を放棄する方法が有り得る。採り得る手段はこのようにイレギュラーなものとならざるを得ないが、現状が固定化すれば今後も回収不能な収入未済が積み上がり、形式と実態の乖離が更に大きくなることとなりかねないので、早期の対応をお願いしたい。	119 ページ

事業名： 第7 8. 母子父子寡婦福祉資金		
所管課： 福祉保健部 こども家庭課		
意見1	早期回収の励行について これ以上の過年度分収入未済の増加を防ぐためにも、可能な限り調定を行った当該年度中を目標として、早期回収に努められたい。	123 ページ

事業名： 第7 9. 林業公社貸付金、林業公社貸付金（利息）		
所管課： 環境森林部 環境森林課 みやざきの森林づくり推進室		
指摘事項1	林業公社の今後のあり方について 分収林事業そのものを継続する判断は現状においては妥当と判断する。また、林業公社を存続させるという県の判断は、現状においては妥当であると判断する。但し、林業公社が存続できる前提条件は、今後分収林事業に関する運営状況が改善し、その結果将来的に県の財政負担が減ることである。したがって、県は、これまでと同様、常に林業公社の状況をモニタリングし、経営改善努力を行っているかを確認することが必要である。	132 ページ

事業名： 第7 9. 林業公社貸付金、林業公社貸付金（利息）（続き）		
所管課： 環境森林部 環境森林課 みやざきの森林づくり推進室		
指摘事項 2	<p>経営改善策の妥当性及び進捗状況の検討</p> <p>今後、県は、林業公社が「不断の経営改善努力」と「経営改善に向けた新たな取組」を具体的に実践し、その成果として財務改善が図られ、最終的に県の財政負担が軽減されるよう引き続き長期的な視点に立った十分な指導を行うことが必要である。</p>	133 ページ
意見 1	<p>貸付条件について</p> <p>県としては、今まで無利子貸付による膨大な資金を拠出している事実を鑑み、無利子貸付から有利子貸付への変更によって実質的な補助金の交付ではないことを明確にするなど、林業公社の経営状況を見ながら貸付条件の見直しについて再度検討が必要である。</p>	135 ページ
意見 2	<p>今後の貸付方針について</p> <p>今までどおり無利子貸付への切り替えを進めるのではなく、有利子貸付への変更や、県の貸付と日本政策金融公庫や市中銀行からの借入を併存させる方法を、伐採収入の状況を見ながら柔軟に検討すべきである。つまり、県は、たとえ無利子貸付であるとしても県の貴重な公費から拠出される事実を重く受け止めて、全て県の貸付へとするのではなく、県の貸付、日本政策金融公庫、市中銀行及び市町村からの借入の最適な比率（ポートフォリオ）を検討する必要がある。</p>	138 ページ

事業名： 第7 10. 林業・木材産業改善資金		
所管課： 環境森林部 山村・木材振興課		
指摘事項 1	<p>資金の活用について</p> <p>平成 28 年度末時点で、特別会計の資金残高は、769,628,816 円となっている。7 億円以上もの資金が特別会計にあることは、資金が有効に活用されていないという事実は否めないものである。償還額が増加することは事前に把握できたことから、平成 28 年度末までに制度の柔軟性、機動性を高める努力や、他事業との競合を防ぐ努力は不十分であったと言わざるを得ない。今後、このような事態にならない努力が必要である。なお、森林整備加速化林業再生事業は平成 28 年度末に終了することとなった。</p>	142 ページ

事業名： 第7 10. 林業・木材産業改善資金（続き）		
所管課： 環境森林部 山村・木材振興課		
指摘事項2	<p>電話催告や臨戸訪問の実施について</p> <p>14件の滞留債権の内9件は現在償還が途絶えている。しかも、これらは、最終面談・督促から年月が経過している。しかしながら、少しでも回収可能性を高めるためにも、今後、求償相手の所在が判明している限り、粘り強く督促の継続、電話催告、さらに必要によって臨戸訪問を継続する必要がある。</p>	144 ページ
指摘事項3	<p>支払督促の検討について</p> <p>償還が途絶えている9件については、先方に対して支払いの意思を確認した上で、もし支払いの意思が認められないとき（返済の合意不成立）には、裁判所の関与する支払督促を検討する必要がある。さらに、支払督促をした後相当の期間を経過しても履行されないときには、強制執行等の手続きを検討する必要がある。</p>	144 ページ
意見1	<p>徴収停止等の検討の必要について</p> <p>求償相手の所在が曖昧となっている債権については、今後も本人や連帯保証人等の所在の調査を継続する必要があるが、回収事務には一定のコストがかかることも事実である。状況によっては、徴収停止や債権放棄の検討も行う必要がある。また、この場合、会計上不納欠損処理の検討を行う必要もある。</p>	144 ページ

事業名： 第7 11. 農業改良資金貸付金		
所管課： 農政水産部 農業経営支援課		
意見1	<p>収入未済発生案件分に関する今後の対応について</p> <p>貸付金の回収が危惧される。県では本案件に関し連帯保証人への接触も積極的に行っており、過去に回収に成功した事例もあることから、引き続き、貸付金の回収に努められたい。</p>	147 ページ
意見2	<p>検討を踏まえた今後の対応について</p> <p>制度実施により生じた結果と、制度の成果について、約定弁済が通常通り行われている貸付金の回収完了を機会に、制度実施の目的である農業改良措置状況を検証し、今後の行政施策に活かされたい。</p>	148 ページ

事業名： 第7 12. 就農支援貸付金		
所管課： 農政水産部 農業経営支援課		
意見1	<p>宮崎県農業振興公社等における就農支援資金貸付金の取り扱いと運営管理について</p> <p>本件就農支援資金貸付金の実質的な貸倒れリスクは、宮崎県農業振興公社等が負っている。債権管理は公社に委ねられるものではあるが、貸倒れに伴う負担は同公社の出資者である県に影響することと考えられることから、同公社における債権管理状況の把握、貸倒引当金設定根拠等適切な決算審査、及び、資金状況の適時把握等、運営管理を十分に行われたい。</p>	150 ページ

事業名： 第7 13. 農業経営改善促進資金（貸付金）		
所管課： 農政水産部 農業経営支援課		
意見1	<p>原資預託方式から利子補給方式への変更について</p> <p>利子補給方式でも金利減免の目的は達成されること、元本拋出を行わないことで県の期中の財政改善の一助となること等から、国と同様、県においても本件貸付金を利子補給方式に変更することを検討されたい。</p>	153 ページ

事業名： 第7 14. 公社経営体質強化事業貸付金		
所管課： 農政水産部 農業経営支援課		
意見1	<p>宮崎県農業振興公社への貸付について</p> <p>県は、今後も同公社の資金需要に備える必要がある場合には相応の貸付額を新たに設定することが妥当と考える。また、公社において特定の損失が見込まれるようであるが、これに備えるに際して、公社における有価証券運用益を充てるのか、県による補助を行うのかについても、公社の運営目的も踏まえ、十分に検討されたい。</p>	155 ページ

事業名： 第7 15. 地場産業振興対策費補助金返還金		
所管課： 商工観光労働部 オールみやざき営業課		
意見1	<p>今後の対応について</p> <p>催促状況から判断すれば、収入未済者が滞納から逃避しないような最低限の対応は実施してきた。今後は、新たな返済計画にもとづいて返済することとなるが、収入未済者に対し継続的な働きかけを行っていくとともに、正当な理由なく支払いに応じる姿勢が見られない場合には法的手続きの検討を行う必要がある。</p>	158 ページ
事業名： 第7 17. 中小企業者に対する貸付債権		
所管課： 商工観光労働部 商工政策課		
意見1	<p>返済猶予の防止への努力について</p> <p>結果論ではあるが、当初事業計画が甘かったのではないかの考えもある。さらに、全ての契約において一定期間（原則3年）元本を据え置いた後に返済が開始されるため、その据置期間3年の間に十分な資金繰りが確保できる経営がなされなければ、突如資金繰りが悪化する可能性が非常に高い。県は、据置期間において債務者に対する指導を徹底して行う必要があると考える。返済猶予を行うことを否定するものではないが、県としては、貸付先に対して貸出当初から貸出先のキャッシュフローに注力し、少しでも返済猶予を防止できるよう今後努力する必要がある。</p>	167 ページ
事業名： 第7 18. 公営住宅使用料等		
所管課： 県土整備部 建築住宅課		
意見1	<p>公営住宅損害賠償金の徴収について</p> <p>同債権の性質上回収が困難な債権ではあるが、引き続き回収に向けて努力を行っていくことが必要である。また、連帯保証人とのやりとりは現場の判断で行っているとの回答を得たが、恒常的な債権残高の解消に向けては連帯保証人からの徴収も積極的に行っていくかざるを得ないのではないかとと思われることから、連帯保証人との交渉に関する対応事例を取りまとめ、今後の事務に活かされたい。</p>	172 ページ

事業名： 第7 19. 宮崎県育英資金 所管課： 教育委員会 財務福利課		
指摘事項 1	償還率向上に向けた更なる取組みの必要性について 県では近年様々な回収促進策を講じているが、現状においては部分的な効果でしかなく全体としては収入未済額の減少に繋がってはいない。県としては、弁護士法人への回収業務委託の継続や拡大等、今後更なる回収対策の強化を図る必要がある。	180 ページ
意見 1	債権回収対策としての外部委託の県全体での情報共有化について 育英資金貸付金における外部委託等の対策は、限定的ではあるが一定の効果もあげている。県としては、このような外部委託が一定の効果があげられた際には、他の部署の債権に関しても活用できるよう、県全体の債権管理に関する情報共有化の仕組みを構築することも検討の余地がある。	180 ページ
意見 2	支払督促の実施のルーティン化について 支払督促は、比較的長期（2 年以上）の滞留案件を対象に実施しているが、2 年以上の滞留案件は、毎年度新たに生じる。収入未済の回収にはタイミングが重要であることから、数年に一度大規模に司法書士を委託の上支払督促申立を行うことも必要であるが、毎年度一定件数の支払督促を継続的に実施することも必要である。	183 ページ
意見 3	債務名義が確定した案件への対応について 現状においては債務名義が確定した案件についても、多くは地道に返還交渉、催告等を継続しており、強制執行等の法的措置をとっている事案はない。しかしながら、あえて事務負担を増やしてまで支払督促を行っているのだから、今後債権によっては強制執行等の措置をとることの検討が必要である。	183 ページ
意見 4	債務免除（債権放棄）、徴収停止の実施について 県は、今後事務の負担を少しでも減らすために、徴収停止の条件に合致した債権については、費用対効果を考慮し徴収停止を行うことなどが求められる。さらに必要な場合には議会の議決を経なければならないとしても債務免除（債権放棄）を検討することも必要である。	184 ページ

事業名： 第7 19. 宮崎県育英資金（続き）		
所管課： 教育委員会 財務福利課		
意見5	<p>古い債権への対応について</p> <p>古い債権の中には、すでに支払督促を行っている債権や弁護士に委託し少額ではあるが入金されている債権などもあるが、多くは破産や本人や保証人の死などで回収が困難な債権である。少額債権も含めて、これらは今後徴収停止措置の候補になるものと思われる。県は、今後更なる回収に努めるとともに、場合によっては徴収停止措置を検討する必要がある。</p>	184 ページ
意見6	<p>妥当な繰越金の水準について</p> <p>過去3年間の育英資金特別会計の繰越金は、729,270千円、671,891千円、561,434千円で推移している。繰越金の水準をどの程度にするかについては難しい問題ではあるが、特別会計の資金運用を効率的に行うためにも、できるだけ将来見通しを正確に行った上で繰越額を減らしていくことも検討する必要がある。また、今後、特別会計の単年度収支差が黒字化し事業運営が安定化した場合には、世界的な景気後退などの緊急的な育英資金の需要の増があったとしてもそれに応えられるような部分を残した上で、一般会計へ繰り出しを行うことも想定する必要がある。</p>	186 ページ
事業名： 第7 20. 宮崎県地域改善対策奨学金		
所管課： 教育委員会 財務福利課		
意見1	<p>回収に関する今後の対応について</p> <p>本事業においては、本人から連絡を待つのが原則であり県自ら積極的に電話催告や臨戸訪問は行っていない。但し、返済期限どおりに返還している債務者のいることを考慮すると、公平性の観点から、電話催告や臨戸訪問など、何らかの対応は継続して実施することが必要であろう。</p>	189 ページ
意見2	<p>徴収停止の実施について</p> <p>県は、今後事務の負担を少しでも減らすために、徴収停止の条件に合致した債権について積極的に徴収停止を行うことなどを検討する必要がある。</p>	189 ページ

事業名： 第7 21. 医業未収金 所管課： 病院局 経営管理課		
意見1	延岡病院における未収金対応マニュアルの作成について 県立病院医業未収金予防対策要領を具体的な運営に落とし込んだ未収金対応マニュアルは、県職員が外部委託者の未収金に対する具体的方針が非常に管理しやすいものとなる。したがって、今後、延岡病院でも同様の未収金対応マニュアルを有するべきかと考える。	194 ページ
意見2	集計方法等の統一の検討 月次で行っている未収金管理は、日常の未収金管理を総括的に把握する事ができ、有効な管理方法と考える。しかし各病院で管理方法や集計方法が異なるので、各病院の集計方法等を統一すれば、各病院を対比する未収金管理も可能ではないかと思われる。	194 ページ

第5 強制徴収公債権について

1. 児童保護費負担金(福祉保健部)

(1)債権の概要

①債権の内容・性質

表 3 債権の概要(障がい福祉課所管)

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	公債権となる理由	時効期間
児童保護費負担金 (現年度収入未済額)	821,720	131	可	児童福祉法	公法上の賦課徴収に基づき発生する債権	5年
1件当たり金額 (現年度収入未済額)	6,272.67円					
児童保護費負担金 (過年度収入未済額)	31,060,410	2160	可	児童福祉法	公法上の賦課徴収に基づき発生する債権	5年
1件当たり金額 (過年度収入未済額)	14,379.81円					

表 4 債権の概要(こども家庭課所管)

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	公債権となる理由	時効期間
児童保護費負担金 (現年度収入未済額)	5,985,960	942	可	児童福祉法	公法上の賦課徴収に基づき発生する債権	5年
1件当たり金額 (現年度収入未済額)	6,354.52円					
児童保護費負担金 (過年度収入未済額)	36,634,850	5574	可	児童福祉法	公法上の賦課徴収に基づき発生する債権	5年
1件当たり金額 (過年度収入未済額)	6,572.45円					

図 3 債権の概要

平成 28 年度末までに調定(請求済) ←			
未収未済あり (条件変更なし)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">回収済み</td> <td style="text-align: center;"> 収入未済額 (中央福祉こどもセンター) 18,835 千円(過年度分) 641 千円 (現年分) (南部福祉こどもセンター) 3,426 千円(過年度分) 180 千円 (現年分) (北部福祉こどもセンター) 8,798 千円(過年度分) </td> </tr> </table>	回収済み	収入未済額 (中央福祉こどもセンター) 18,835 千円(過年度分) 641 千円 (現年分) (南部福祉こどもセンター) 3,426 千円(過年度分) 180 千円 (現年分) (北部福祉こどもセンター) 8,798 千円(過年度分)
回収済み	収入未済額 (中央福祉こどもセンター) 18,835 千円(過年度分) 641 千円 (現年分) (南部福祉こどもセンター) 3,426 千円(過年度分) 180 千円 (現年分) (北部福祉こどもセンター) 8,798 千円(過年度分)		

児童福祉法(以下、本項において「法」という。)50 条は、児童福祉法に基づく各種措置に要する費用のうち一定のものを都道府県の負担としている。そして、この各種措置の費用のうち、結核にかかっている児童を入院させて療育の給付を行う費用(法 20 条 1 項)、助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用、都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用、福祉事務所又は児童相談所に通告のなされた要保護児童等や少年法の規定に基づき児童相談所に送致された触法少年等につき、当該児童又はその保護者を児童相談所等に通わせ指導し或いは児童養護施設に入所させるなどの措置を採った場合に、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育に係る法定の基準を維持するための費用及び児童養護施設への入所に代えて指定発達支援医療機関に入院させた場合の委託及び治療に要する費用、都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用については、扶養義務者の負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる(法 56 条 2 項)。

本県では、この法 56 条 2 項に基づき扶養義務者に負担を求められることができる費用(児童保護費負担金)について、障害児について施設への入所措置を採った場合に関する費用を障がい福祉課が、一般の児童養護施設や助産施設での措置に関する費用をこども家庭課がそれぞれ所管している。

このような負担金は、扶養義務者の所得に応じて上限額が設定されており、生活保護世帯は自己負担額なし、住民税非課税世帯で月額 2,200 円となっている。入所施設(障がい・健常問わず)の場合、1 か月分を単位として施設に対し費用支弁を行うことから、扶養義務者の負担金も 1 か月ごとに調定を行う扱いとしている。他方、助産施設の利用の場合は、1 回の利用(出産)毎に負担金の調定を行う扱いである。

②債権管理事務の概要

1)障がい福祉課所管に係る負担金の回収状況

表5 中央福祉子どもセンター（現年度）

（単位：円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調定額	696,000	557,400	743,800
収入額	368,000	232,800	102,700
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	328,000	324,600	641,100

表6 中央福祉子どもセンター（過年度）

（単位：円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調定額	18,840,420	18,683,220	18,928,120
収入額	230,600	79,700	92,200
不納欠損額	254,600	0	0
当期末残高	18,355,220	18,603,520	18,835,920

表7 南部福祉子どもセンター（現年度）

（単位：円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調定額	934,000	706,780	667,520
収入額	573,800	387,450	486,900
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	360,200	319,330	180,620

表8 南部福祉子どもセンター（過年度）

（単位：円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調定額	3,384,020	3,513,120	3,691,150
収入額	219,700	141,300	261,360
不納欠損額	11,400	0	3,700
当期末残高	3,152,920	3,371,820	3,426,090

表 9 北部福祉こどもセンター（現年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	0	0	0
収入額	0	0	0
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	0	0	0

表 10 北部福祉こどもセンター（過年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	9,102,400	9,045,800	8,965,800
収入額	56,600	80,000	130,000
不納欠損額	0	0	37,400
当期末残高	9,045,800	8,965,800	8,798,400

表 11 各福祉こどもセンター合計（現年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	1,630,000	1,264,180	1,411,320
収入額	941,800	620,250	589,600
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	688,200	643,930	821,720

表 12 各福祉こどもセンター合計（過年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	31,326,840	31,242,140	31,585,070
収入額	506,900	301,000	483,560
不納欠損額	266,000	0	41,100
当期末残高	30,553,940	30,941,140	31,060,410

2)子ども家庭課所管に係る負担金の回収状況

表 13 中央福祉子どもセンター（現年度）

(単位：円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	5,378,470	5,907,640	4,298,540
収入額	2,782,060	2,635,110	1,490,480
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	2,596,410	3,272,530	2,808,060

表 14 中央福祉子どもセンター（過年度）

(単位：円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	20,792,024	22,285,503	21,000,095
収入額	473,060	1,097,120	768,360
不納欠損額	629,871	3,413,718	1,251,885
当期末残高	19,689,093	17,774,665	18,979,850

表 15 南部福祉子どもセンター（現年度）

(単位：円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	5,210,060	4,976,230	4,006,050
収入額	2,831,580	2,312,320	1,821,810
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	2,378,480	2,663,910	2,184,240

表 16 南部福祉子どもセンター（過年度）

(単位：円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	15,029,018	16,089,978	14,474,228
収入額	1,157,840	1,027,100	971,690
不納欠損額	159,680	3,230,780	1,728,688
当期末残高	13,711,498	11,832,098	11,773,850

表 17 北部福祉こどもセンター（現年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	1,749,340	3,192,130	3,841,564
収入額	825,680	1,992,930	2,847,940
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	923,660	1,199,200	993,660

表 18 北部福祉こどもセンター（過年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	6,127,670	6,373,470	6,333,000
収入額	677,860	1,079,940	508,900
不納欠損額	0	157,530	2,950
当期末残高	5,449,810	5,136,000	5,821,150

表 19 児湯福祉事務所（現年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	0	0	83,000
収入額	0	0	83,000
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	0	0	0

表 20 児湯福祉事務所（過年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	60,000	60,000	60,000
収入額	0	0	0
不納欠損額	0	0	0
当期末残高	60,000	60,000	60,000

表 21 各福祉子どもセンター等合計（現年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	12,337,870	14,076,000	12,229,154
収入額	6,439,320	6,940,360	6,243,194
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	5,898,550	7,135,460	5,985,960

表 22 各福祉子どもセンター等合計（過年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	42,008,712	44,808,951	41,867,323
収入額	2,308,760	3,204,160	2,248,950
不納欠損額	789,551	6,802,028	2,983,523
当期末残高	38,910,401	34,802,763	36,634,850

本債権に関しては、県内 3 箇所の福祉子どもセンター（中央・南部・北部）に、福祉保健部債権管理事務嘱託員が各 1 名配置され、債権管理に当たっては、本県において一般的に用いられている汎用の債権管理システムを使用している。また、両担当課において定めたマニュアルである「児童保護費負担金債権管理の手引き」（以下、本項において「手引き」という。）に従って回収業務を行っている。

このマニュアルには、児童福祉法に基づき本県が支弁する児童保護費の概要や、その発生・調定から納入、遅滞発生時の督促や回収不能時の不納欠損処理に至るまでの一連の流れが詳細に記載されている。特に、時効中断に関する具体的な考え方や債務者への対応方法、訪問指導時の留意点、債務者の生活状況等によるパターン別の対応方法等、具体的かつ実務に即した形で債権回収のノウハウが明示されている点で、非常に良く出来たマニュアルであると評価することができる。

この児童保護負担金は、本県が各措置につき支弁した費用のうち、措置に係る児童の扶養義務者の所得に応じて負担金額を調定し、各扶養義務者に対し納入通知書を送付して納入させるという流れを辿るが、これに従って納入されない場合は、担当職員が扶養義務者に電話、訪問又は文書の方法により納入を指導している。この負担金については人的・物的担保等を要求することはないため、担当職員が回収に至るまで、粘り強く納入を要請することで回収に努めているというのが実情である。

表 11 及び表 12、並びに表 21 及び表 22 によれば、債権が発生した当年度中には、

概ね50%前後が回収できているが、過年度すなわち翌年度に繰り越した債権については極端に回収率が落ちていることがわかる。その原因は、端的に債務者の資力の問題である。担当課としては、資力に応じ少額ずつでも納入をさせることで回収を図っているが、なかなか過年度分の残高が減らず苦慮している模様である。尚、本債権は強制徴収可能であるが、法的手続が実施された例はない。

最終的に回収に至らなかった児童保護費負担金は、消滅時効の完成によって不納欠損処分がなされている。平成28年度における不納欠損処分の件数は、障がい福祉課所管分で13件、こども家庭課所管分で47件であり、いずれもその全部が消滅時効の完成によるものである。尚、前記表22のとおり、こども家庭課所管の債権について、平成27年度より不納欠損額が大幅に増えているが、これは、平成27年度より、消滅時効にかかった債権の不納欠損処理をより積極的に実施するようになったためである。障がい福祉課所管の債権についても、平成29年度より同様の処理に着手している。

前記「手引き」においては、適切に時効中断を行うべきこととされているが、他方で、上記のとおり法的手続は実施されていないことから、時効中断は主として扶養義務者の債務承認によっている。もっとも、この債務承認を求めるに当たって注意すべき事項(対象者との対応方法や紛争回避のための留意事項等)については、「手引き」にも記載されておらず、トラブルが予想される案件については複数人で対応するなどの運用のみに依っている。

③所管課

- 福祉保健部 障がい福祉課
- 福祉保健部 こども家庭課
- 福祉保健部 中央福祉こどもセンター
- 福祉保健部 南部福祉こどもセンター
- 福祉保健部 北部福祉こどもセンター
- 福祉保健部 児湯福祉事務所

(2) 監査の要点

債権管理の状況及び方法、督促・回収の具体的な方法並びに不納欠損処理の実情等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3) 法的手続きの実施状況

①【意見1】強制徴収手続の実施の検討について

本債権に関しては法的手続を採った事例はない模様であるが、負担金額は扶養義務者の所得階層によって定められるのであるから、扶養義務者には一定の資力があることが前提で

あり、この点において、多くの場合で資力がないことが前提となる生活保護費返還金とは異なる。また、本債権は強制徴収公債権であり、自力執行が可能である。

当然、ケース毎に事情が異なることから回収可能性等については個別に検討する必要があるものの、特に回収可能性が十分認められるケース等においては、強制徴収手続を積極的に検討しても良いものと考えられる。

(4) 消滅時効の完成による不納欠損処分について

①【意見2】事実上回収不能であると認めるための判断基準の明確化等について

平成 28 年度に不納欠損処分された児童保護費負担金は、その全てが消滅時効の完成を原因としている。これは事実上回収の手立てがないことを理由とするものであるが、納入指導ないし時効中断措置をどの程度実施すれば適正な債権管理であると言えるかの基準、換言するならば、事実上回収不能であると認めるための判断基準は必ずしも定かではない。対外的に公表を要する性質のものではないが、このような判断基準の明確化・明文化について検討されたい。

②【意見3】適時適切な不納欠損処分の実施について

本債権については、平成 27 年度より、こども家庭課所管の債権について従前より未処理であったものを含む時効消滅した債権の積極的な不納欠損処理が進められており、平成 29 年度からは障がい福祉課においても同様の作業が開始されている。債権は時効消滅させることなく確実に回収することが望ましいのはいうまでもないが、時効消滅するに至った債権については、速やかに不納欠損処理を行う必要がある。

今後は、定期的(例えば毎年)に、時効消滅した債権の不納欠損処理を行う運用とされたい。

2. 知的障害者保護費負担金(福祉保健部)

(1) 債権の概要

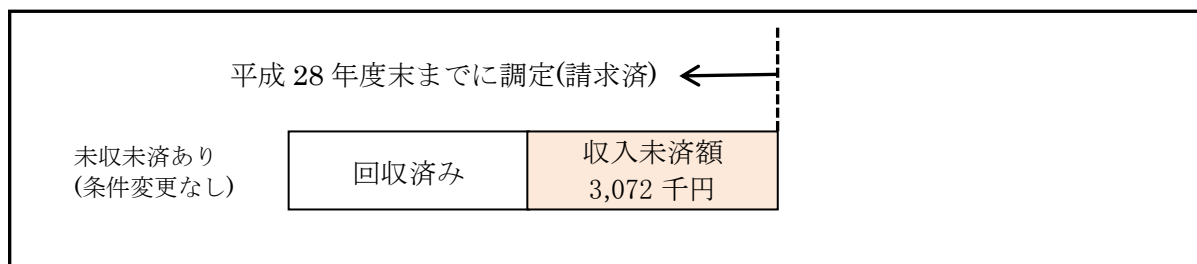
① 債権の内容・性質

表 23 債権の概要

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	公債権となる理由	時効期間
知的障害者保護費負担金 (過年度収入未済額)	3,072,000	156	可	知的障害者福祉法第27条	公法上の賦課徴収に基づき発生する債権	5年
1件当たり金額 (収入未済額)	19,692.31					

図 4 債権の概要



知的障害者福祉法(以下、本項において「法」という)は、障害福祉サービスの支給を受けることが著しく困難であると認められる知的障害者に対しては市町村がそのサービスを提供し又はその委託をするものとし(法第15条の4)、また、必要に応じて障害者支援施設等への入所等の措置をするもの(法第16条)と定められている。このような知的障害者への保護措置に要する費用は、現行法上市町村が支弁するものとされているが、当該知的障害者本人又はその扶養義務者の負担能力に応じて、その費用を徴収することも規定されている(法第27条)。

このように、知的障害者への保護措置に要する費用につき、法第27条の規定に基づき徴収を決定したことによる債権が、この知的障害者保護費負担金である。

もともと、このような知的障害者に対する保護措置を市町村の所掌事務としたのは、平成15年の法改正以降であり、それより前は都道府県の所管とされていた。このため、現在残存している債権は、全て平成15年の法改正に基づく権限委譲前に発生したものである。

②債権管理事務の概要

表 24 3年間の推移（いずれも過年度）

(単位：円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
前期末残高	3,072,000	3,072,000	3,072,000
調定額	0	0	0
収入額	0	0	0
不納欠損額	0	0	0
期末残高	3,072,000	3,072,000	3,072,000

本債権については、本県福祉保健部障がい福祉課が所管し、担当者 1 名が管理回収業務に当たっている。従前、本回収業務に関しては専用のマニュアルはなく、児童保護費負担金債権管理の手引きに準拠して業務が行われ、主に電話による督促や督促状の発行、個別訪問等の方法により回収が行われていた。

しかし、表 24 のとおり、直近 3 年間においては、回収額はゼロとなっている。この点担当課によれば、平成 28 年度末現在、少なくとも直近 5 年間は回収実績がなく、平成 28 年度末をもって収入未済となっている 156 件全部について消滅時効が完成したことが確認された(当然ながらそれ以前に時効が完成したものも含まれている)ことから、現在不納欠損処理のための整理作業を行っている最中であるとのことである。

③所管課

福祉保健部 障がい福祉課
福祉保健部 中央福祉こどもセンター

(2) 監査の要点

債権管理の状況及び方法、督促・回収の具体的な方法並びに不納欠損処理の実情等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3) 適時適切な不納欠損処理について

①(考察)債権の状況について

前記のとおり、本債権については、現存する全ての債権につき時効消滅が確認され、全ての債権につき不納欠損の処理中である。

②【指摘事項1】適時適切な不納欠損処理について

法改正により今後同様の債権が発生する可能性がない以上、本債権の管理を本県が今後行うこともまた有り得ないものであるが、本年度まで不納欠損処理を行わなかったことについては疑問がある。すなわち、平成28年度末をもって全ての債権が時効消滅したとは言え、それ以前に消滅時効が完成したのも含まれているのであるから、時効完成の時点で速やかに不納欠損処理をしておくべきであったと言えるのである。

時効消滅し資産価値を喪失した債権が資産として計上されていることは、その分本県の財務状態が正確に反映されてこなかったことを意味する。また、内部的にも、関係資料の散逸や職員の異動によって事実関係の確認に支障を来し、ひいては不納欠損処理の適正性自体にも疑義が生ずるおそれがある(例えば、適切な時効中断措置を行ったか否か等)。

本債権については、現在行っている不納欠損の処理業務を適切に行い、また、本債権に限らず、時効消滅した債権の不納欠損処理は、財務規則の定める不納欠損の事由が発生し次第、適時適切に実施されたい。

3. 身体障害者保護費負担金(福祉保健部)

(1) 債権の概要

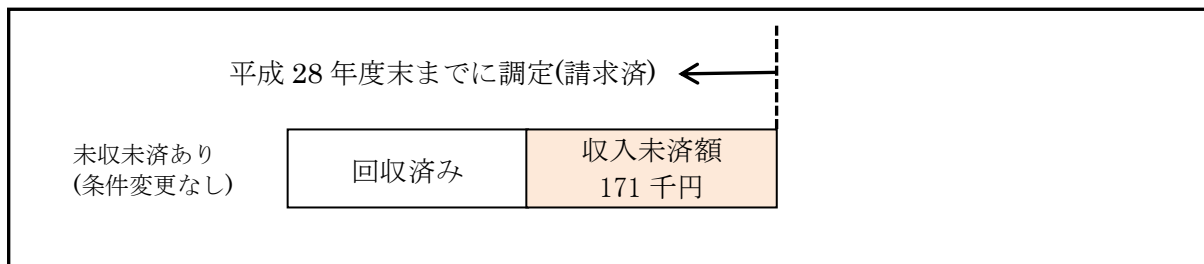
① 債権の内容・性質

表 25 債権の概要

(単位: 円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	公債権となる理由	時効期間
知的障害者保護費負担金 (過年度収入未済額)	171,800	6	可	身体障害者福祉法第37条	公法上の賦課徴収に基づき発生する債権	5年
1件当たり金額 (収入未済額)	28,633.33					

図 5 債権の概要



身体障害者福祉法(以下、本項において「法」という)は、障害福祉サービスの支給を受けることが著しく困難であると認められる身体障害者に対しては市町村がそのサービスを提供し又はその委託をし(法第 18 条 1 項)、若しくは障害者支援施設等への入所等の措置をするもの(同 2 項)と定められている。このような身体障害者への保護措置に要する費用は、現行法上市町村が支弁するものとされているが、当該身体障害者本人又はその扶養義務者の負担能力に応じて、その費用を徴収することができるも規定されている(法第 38 条)。

このように、身体障害者への保護措置に要する費用につき、法第 38 条の規定に基づき徴収を決定したことによる債権が、この身体障害者保護費負担金である。

もともと、このような身体障害者に対する保護措置を市町村の所掌事務としたのは、平成 5 年の法改正以降であり、それより前は都道府県の所管とされていた。このため、現在残存している債権は、全て平成 5 年の法改正に基づく権限委譲前に発生したものである。

②債権管理事務の概要

表 26 3年間の推移（いずれも過年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
前期末残高	171,800	171,800	171,800
調定額	0	0	0
収入額	0	0	0
不納欠損額	0	0	0
期末残高	171,800	171,800	171,800

本債権については、本県福祉保健部障がい福祉課が所管し、各福祉こどもセンター等の担当者1名が管理回収業務に当たっている。従前、本回収業務に関しては専用のマニュアルはなく、児童保護費負担金債権管理の手引きに準拠して業務を行われ、主に電話による督促や督促状の発行、個別訪問等の方法により回収が行われていた。

しかし、表 26 のとおり、直近3年間において回収額はゼロとなっている。この点担当課によれば、既に現在調書上存在する債権のうち6件全部について消滅時効が完成したことが確認されており、新しいものでも平成20年の時点で消滅時効が完成しているが、不納欠損処理は未だ行われていないとのことである。

(2) 監査の要点

債権管理の状況及び方法、督促・回収の具体的な方法並びに不納欠損処理の実情等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3) 適時適切な不納欠損処理について

①(考察)債権の状況について

前記のとおり、本債権については、現在調書上存在する全ての債権につき時効消滅が確認されている。このうち最も新しいものでも平成20年に消滅時効が完成しているのであるから、本債権は、その時から少なくとも、8年間ほど不納欠損処理を実施しない状態にあったということになる。

②【指摘事項1】適時適切な不納欠損処理について

時効消滅し資産価値を喪失した債権が資産として計上されていることは、その分本県の財務状態が正確に反映されてこなかったことを意味する。また、内部的にも、関係資料の散逸や職員の異動によって事実関係の確認に支障を来し、ひいては不納欠損処理の適正性自

体にも疑義が生ずるおそれがある。このことは、知的障害者保護費負担金の項目でも指摘したのと同様である。

本債権については、速やかに不納欠損の処理業務を適切に行い、また、本債権に限らず、時効消滅した債権の不納欠損処理は、財務規則の定める不納欠損の事由が発生し次第、適時適切に実施されたい。

4. 未熟児養育医療保護者負担金(福祉保健部)

(1) 債権の概要

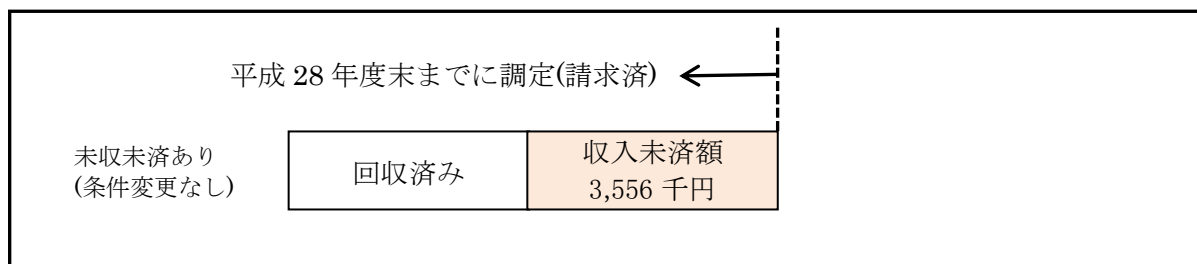
① 債権の内容・性質

表 27 債権の概要

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	公債権となる理由	時効期間
未熟児養育医療保護者負担金 (過年度収入未済額)	3,556,997	310	可	・母子保健法 ・宮崎県養育医療給付事業負担金交付要領	公法上の賦課徴収に基づき発生する債権	5年
1件当たり金額 (収入未済額)	11,474.18					

図 6 債権の概要



母子保健法(以下、本項において「法」という。)20 条 1 項は、市町村が養育のため入院を要する未熟児に対し養育医療又はこれに要する費用を給付するものとし、21 条においてこの費用は市町村の支弁とするものとそれぞれ規定している。

この未熟児養育医療の給付に関する権限は、法改正に伴い平成 25 年 4 月 1 日から市町村の所管とされ、以降、申請窓口及び負担金の管理を含む事務は市町村で行われているが、その以前は県の所管であった。このため、権限委譲後には新たな債権は発生しておらず、上記表 27 記載の債権は、上記権限委譲前に発生した過年度分の収入未済のみであり、本県は、権限委譲前に発生していた債権のみを管理しているものである。

②債権管理事務の概要

表 28 過去3年間の債権の推移（いずれも過年度）

(単位：円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前期末収入未済	3,693,315	3,864,515	3,646,076
調定額	0	0	0
収入額	8,800	38,439	89,079
不納欠損額	0	0	0
期末収入未済額	3,864,515	3,646,076	3,556,997

本債権は、本県福祉保健部健康増進課が所管し、専用のシステム等によらず表計算ソフトによって管理している。実際の管理回収業務は、「債権管理事務嘱託員の訪問催告等に係る実施方針」とのマニュアルに従って、県内3箇所の福祉子どもセンターの金銭分任出納員各1名(3名)が実務を担当しており、滞納が発生した場合は、この金銭分任出納員が対象者を訪問して催告している。

現在収入未済となっている未熟児養育医療保護費負担金の大部分は、既に消滅時効が完成しているが、これについては、現時点では不納欠損処理されておらず、過去にも不納欠損処理がなされた実績はない。また、強制徴収が実施された例はない。

前記のとおり、本県が管理する未熟児養育医療保護費負担金債権は、平成25年3月31日以前に発生・調定したものの収入未済分のみであるため、一部分納が継続しているものを除き、平成30年3月31日の経過をもって、ほぼ全ての債権が時効消滅する。担当者によれば、現在残存している全部の債権につき消滅時効が完成した時点で、一括して不納欠損処理のための手続に着手する予定である。

③所管課

福祉保健部 健康増進課

(2)監査の要点

債権管理の状況及び方法、督促・回収の具体的な方法並びに不納欠損処理の実情等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3) 債権の状況と不納欠損処理

①【指摘事項1】適時適切な不納欠損処理について

前記のとおり、本債権については大部分が時効消滅している。最も古いものがいつ発生したものであるかは、現在の担当者が有する資料でも確認することができないが、既に時効消滅し資産価値を喪失した債権が資産として計上されていたことには変わらない。

不納欠損処分を適時に行わなければ、本県の財務状態の正確性が担保されないのみならず、内部的にも、関係資料の散逸や職員の異動によって事実関係の確認に支障を来し、不納欠損処分の適正性自体にも疑義が生ずるおそれがある(例えば、適切な時効中断措置を行ったか否か等)。

本債権に関しては、近時不納欠損処理に着手する予定があるとのことであるので、かかる不納欠損処理を適正かつ確実に実行されたい。

5. 特定疾患医療費返還金(福祉保健部)

(1)債権の概要

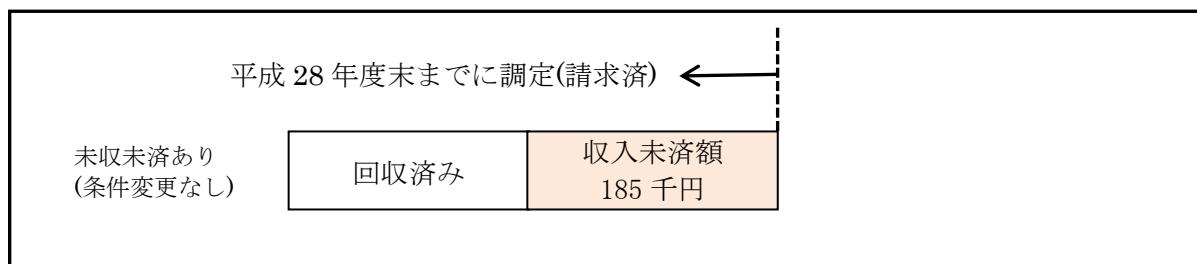
①債権の内容・性質

表 29 債権の概要

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	公債権となる理由	時効期間
特定疾患医療費返還金 (過年度収入未済額)	185,175	1	可	難病法25条	公法上の賦課徴収に基づき発生する債権	5年
1件当たり金額 (収入未済額)	185,175					

図 7 債権の概要



難病法(以下、本項において「法」という。)は、第34条1項及び2項において、偽りその他不正の手段により特定医療費の支給を受けた者又は指定医療機関があるときは、その者から、その特定医療費の額に相当する金額の全部又は一部を徴収(又は返還)することができる旨定めており、一般に、特定疾患医療費返還金と言え、この規定に基づき発生するものを指す。

しかしながら、現存する1件の返還金は、難病法施行前に、国の補助事業である特定疾患治療研究事業を行っていた医療機関が診療報酬を不当に請求していたことから発生した返還金である。従って、厳密には、本県が特定疾患医療に関し有する債権は、難病法25条に基づく返還金債権ではなく、診療報酬の返還同意に基づく補助金の返還金債権であると言える。

②債権管理事務の概要

表 30 過去3年間の債権の推移（過年度）

（単位：円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前期末収入未済額	185,175	185,175	185,175
調定額	0	0	0
収入額	0	0	0
不納欠損額	0	0	0
期末収入未済額	185,175	185,175	185,175

本県においては、本債権の管理業務を福祉保健部健康増進課が所管しており、他の業務と兼務する2名の職員が担当している。もっとも、指定医療機関につき返還金が発生した場合、社会保険診療報酬支払基金又は国保連合会より後に支払われる診療報酬から控除することで精算されるため、本県が特段回収のための事務を行った事例はない。このため、回収のための要領ないしマニュアル等は特段存在せず、不納欠損処理の実績もない。

表30において、平成26年度から平成28年度まで収入未済額が変動していないことがわかるが、これは、現存する1件の収入未済案件において、債務者たる医療機関が平成21年末をもって廃止されて診療報酬との相殺による回収ができなくなったためである。本債権が現在の健康増進課に移管されたのは平成22年12月17日付であるが、その時点で残高は現在の額であったことが、資料上確認されている。

③所管課

福祉保健部 健康増進課

(2) 監査の要点

本債権に関する管理・回収の具体的な方法に加え、現在まで不納欠損処理がなされなかった事情等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3) 債権の状況と不納欠損処理

①(考察)債権の状況

前記のとおり、収入未済のまま計上されている特定疾患医療費返還金は、平成21年末をもって廃止された医療機関を債務者とするものであり、遅くとも平成22年12月以降全く残高が減っていない。

②【指摘事項1】適時適切な不納欠損処理について

担当課に資料が見当たらないため、現在に至るまでどのような回収の努力がなされたか、また最後に時効が中断されたのがいつかは不明であるが、現在計上されている債権につき平 22 年 12 月以降残高の変動がなく、また、時効中断を証する資料(返還猶予申入書等)が現に見当たらない以上は、既に 5 年の消滅時効期間が経過し時効消滅している可能性が高い。にもかかわらず、このような債権が不納欠損処理をされずに調書に計上されている状態では、本県の正確な資産状態を反映しているとは言い難い。

債権を時効消滅させず最大限回収に努めるのが望ましいことは言うまでもないが、回収が不可能又は著しく困難となり時効消滅するに至った債権は、それ自体無価値なのであるから、適時適切に不納欠損の処理を行うよう努められたい。

6. 行政代執行費用(過年度)(県土整備部)

(1) 債権の概要

① 債権の内容、性質

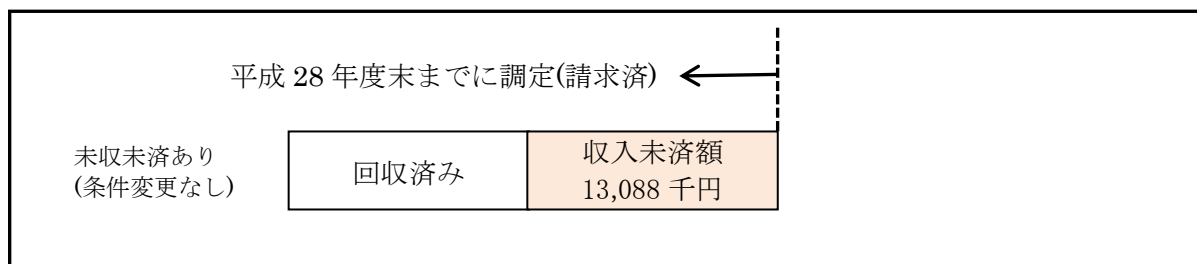
表 31 債権の概要

(単位：千円)

債権名	金額	債権の区分	根拠法令	公債権となる理由	時効期間
行政代執行費用 (過年度)	13,088	強制徴収公債権	行政代執行法	行政代執行に基づく債権	5年

本債権は平成 25 年 3 月に行政代執行を行った際に生じたものである。
本年度、平成 29 年 6 月 19 日に不納欠損金として整理した。

図 8 債権の概要



② 行政代執行の概要

本債権が生じる原因となった、行政代執行の概要は以下のとおりである。平成 21 年 7 月 6 日に義務者が船舶の解体を目的として、港湾施設の使用許可を申請(使用期間平成 21 年 7 月 13 日～8 月 21 日)したものの、その後も船舶の停泊が続いた。以降催促するも使用許可更新手続きがなく、同年 10 月 20 日に撤去指導文書を送付している。

平成 24 年 9 月になり、船体からの油の流出が確認され、同年 10 月に油流出の事実を義務者へ伝えるとともに船の撤去を口頭で指導、同年 12 月是正指導文書を送付、翌平成 25 年 1 月に是正勧告文書を送付、同月に撤去に関する指示書送付、同月に弁明の機会を付与する旨の文書を手渡しの上、意見聴取を行う。義務者からは、船舶のエンジンのみを購入しただけで船舶自体の所有者ではないとの弁明があった。その後も文書送付を同年に数度行うも解決には至らず、港湾施設の原状復旧が必要であることから、同年 3 月に行政代執行を行い、船舶を撤去、生じた費用を債権として計上したものである。

表 32 行政代執行に至った経緯(記録文書より転記。)

平成 24 年 9 月 12 日以降、船体が次第に傾斜したことにより油が流出し始めた。船体は傾斜した状態で安定しているが、波浪等により完全沈没した場合にはさらに大量の油等が湾内に流出して周辺環境への影響が懸念されること、また、台風等の気象状況により船体が湾内等に流出する恐れがあり、さらなる被害発生が差し迫った状態にあったため、台風到来前に撤去を行い、被害を最小限に抑えるため行政代執行を行った。また、義務者に対しては再三にわたり口頭及び文書等で撤去指導を行ったが、「自分は所有者ではないので処分は行えない。」と主張しており、自主的に撤去を行うことは望めない状況であった。

③滞納処分等の概要

滞納処分等の概要を次に示す。

滞納者宅へ港湾事務所及び県税・総務事務所職員が訪問し、意見聴取を行ったものの、当該対象船舶所有権認知と代執行費用の負担を拒否し、納付の意思は全く感じられなかった。

このため、平成 25 年 9 月以降、県税総務事務所において財産調査を行った結果、特段の換価価値が認められる財産は見いだせず、市役所における軽自動車税の滞納処分が執行停止されている状況であった。このような状況を踏まえ、平成 26 年 4 月に執行停止処分を行った。

その後 2 度にわたる財産調査を行うものの財産を見いだせず、平成 29 年 4 月に債権消滅、同年 5 月に不納欠損金整理に係る知事承認決裁、6 月に不納欠損金整理を行っている。

④収入未済額の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	件	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	1	13,088	1	13,088	1	13,088
収入済額	—	—	—	—	—	—

⑤債権管理事務の概要

滞納が生じた案件については財務会計システムとは別にある滞納整理票等により記録している。滞納整理票は、滞納者ごとに作成し、内容は領収内訳や交渉経緯等に関するものとなっている。

訪問調査時には通常 2 名で訪問している。

⑥所管課

県土整備部 港湾課(油津港湾事務所)

(2) 監査の要点

債権の生じた経緯、交渉経過、催告・督促の状況、財産調査の状況を確認した。

(3) 行政代執行に至るまでの県の事務経過について

①(考察) 港湾施設の使用許可申請以降の状況

行政代執行の文書記録からは、平成 21 年 7 月の船舶解体を目的とした港湾施設の使用許可申請以降、平成 24 年 9 月の船舶からの油流出の確認に至る過程までの県の動きは、船舶所有者の調査や海上保安庁などの関係機関との協議により当該船舶の撤去に向けた事務を行っており、その後、船舶からの油流出確認を契機に、行政代執行を見据えた事務に移行しているものと考えられる。

この間、使用許可申請もなく解体用船舶が放置された状態が継続し、油流出に至るまで 3 年が経過している。この 3 年の経過もあり、義務者が主張する真実の船舶所有者の追跡も困難な状況に陥っており、また義務者の他、当該船舶関係者に対して所有権調査を行ったところ、双方の言い分に食い違いがあり、義務者が真実の船舶所有者であるとの確証を県は得ていない。これらの結果、県は平成 21 年 7 月に、船舶解体を目的として港湾施設の使用許可を受けていた義務者が、許可期間満了後も不法占用していた事実を踏まえ、義務者が当該船舶を撤去すべき者と判断して事務を進め、滞納整理手続きを進めてきたものの、結果として不納欠損金整理に至っている。

②【意見 1】県の取るべき措置について

本件については、まず、船舶からの油流出という事象が生じるまでに、当該船舶の撤去に向けた動きと併せて、不法係留していることについての使用料相当額等追加徴収の検討、整理を行い、義務者に対して不法係留についての請求を行う必要があったものと考えられる。

また、油流出という事象が生じるまでに、義務者の弁明の真否の確定と、必要な場合には行政代執行を行っていく必要があったものと考えられる。これにより、行政代執行時に県が懸念した港内・周辺環境への懸念が軽減されることに加えて、撤去費用の軽減効果、廃材のスクラップ価値及び権利関係の調査は、便宜上、県にとって有益であったと考えられる。

今後、同様の事象が発生した場合には、適切な対応が望まれる。

(4) 債権管理事務について

①【意見 2】マニュアルの作成について

現状、債権管理事務については県の財務規則に則って行われている。事務手続を円滑に進めるため、港湾課では現在、徴収管理事務に関するマニュアルの作成を検討しているとのことであった。平成 30 年 3 月作成予定とのことである。

過去の事例や県税部門等のマニュアルを参考にした、課及び各事務所の現状実務を踏まえた指針を策定しておくことは、事務判断の根拠と対応に効果があることが期待されるため、適切に策定し、実務に活かされたい。

7. 港湾施設用地使用料(県土整備部)

(1) 債権の概要

① 債権の内容、性質

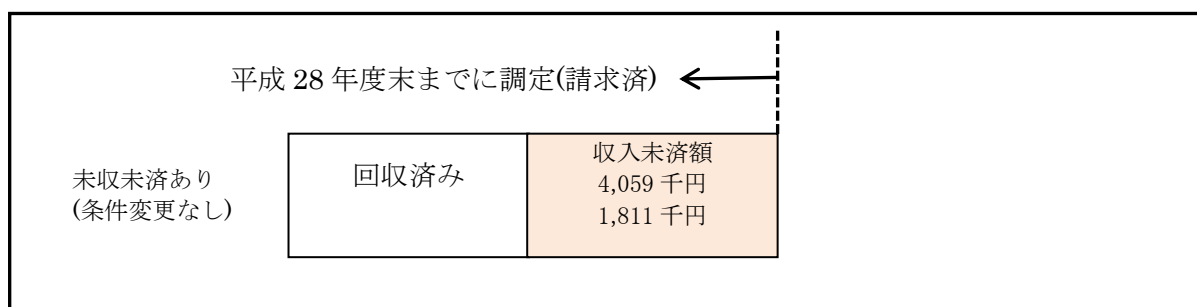
表 33 港湾施設用地使用料収入未済額

(単位：千円)

債権名	金額	件数	債権の区分	公債権となる理由	時効期間
港湾施設用地使用料	4,059	1 件	強制徴収 公債権	宮崎県港湾管理条例上の使用許可に基づき発生する債権	5 年
港湾施設用地使用料 (過年度)	1,811	3 件			

本債権は宮崎港港湾施設内に所在する土地の使用に係る使用料の未納により生じたものである。

図 9 債権の概要



上表のうち、港湾施設用地使用料 4,059 千円 1 件及び同使用料(過年度) 1,811 千円の中の 1,659 千円 1 件(合計 5,718 千円)は、同じ者(以下、「A 者」と記載する。)に対する債権である。以下、これについて記載する。

【A 者に対する収入未済の概要】

A 者に対する未納額合計 5,718 千円は平成 27 年度使用料 1,659 千円、平成 28 年度使用料 4,059 千円で構成されている。

表 34 A 者に対する収入未済額

(単位：千円)

平成 27 年度使用料	1,659
平成 28 年度使用料	4,059
計	5,718

同者は経営状態の悪化により、用地使用料を滞納しているとのことであった。また、同者は事業運営に関し、国からの助成を受けており、土地の確保が補助要件充足上必要であるとのことであった。

土地には上屋兼倉庫がある。

用地の使用許可は10年以上前に開始されている。

②収入未済額の推移(A者分のみ)

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前年度末時点で収入未済であった金額 (A)	—	3,956	8,015
このうち収入済額 (B)	—	—	6,356
不納欠損額 (C)	—	—	—
年度内に新たに生じた収入未済額 (D)	3,956	4,059	4,059
年度末の収入未済額 (A-B-C+D)	3,956	8,015	5,718

収入未済額の推移をみると、平成27年度から平成28年度にかけて、収入未済額の減少がみられる(8,015千円→5,718千円)。これは納付誓約書による納付約束に従う納付が行われている等によるものである。

③債権徴収事務の概要

徴収対応記録によると、多くの事務が記録されている。

表 35 A者に関する徴収対応記録(抜粋)

<p>平成26年7月、9月、12月にそれぞれ1回、会社訪問を行っている。社長不在のため息子に納付指導を行う。その後数度訪問するものの、社長は不在であった。</p> <p>平成27年4月に督促状を送付している。</p> <p>その後数度訪問するものの、社長は不在。</p> <p>平成27年5月に社長が来所し弁明、平成27年6月に会社訪問、社長対応し弁明。</p> <p>その後数度訪問するものの、社長は不在。</p> <p>平成27年12月に社長が来所し弁明、同月に納付計画書提出。</p> <p>平成28年7月事務所を訪問するも不在、伝言を残した結果、社長来所し弁明。</p> <p>平成29年3月に社長から納付誓約書提出。</p>

この他にも本案件については、平成29年10月の包括外部監査用資料提出分まで、多くの交渉が記載されている。現在、納付計画書に従い、現年度分も合わせて約定納付中であ

る。

A 者の資力、返済能力について調査は行っていないが、A 者との交渉等により納付計画書、納付誓約書を提出させ、収入未済の圧縮に努めているとのことであった。

④所管課

県土整備部 港湾課(中部港湾事務所)

(2)監査の要点

債権の生じた経緯、交渉経過、催告・督促の状況、財産調査の状況を確認した。

(3)A 者に対する徴収事務と県有地の十分な活用

①(考察)徴収状況と納付誓約書

今回監査で検討した A 者に対する収入未済額(5,718 千円)は、同者と取り交わした納付誓約書に従った納付が行われている。納付誓約書には「2 ヶ月間、納入をしなかった場合には、許可を取り消されても異存ありません。」とある。

10 年以上前に開始された港湾施設用地使用許可に係るものであるが、同者は近年経営状態が悪化し、用地使用料を滞納しているとのことであった。また、同者は事業運営に関し国の助成を受けており、土地の確保が補助要件充足上必要であるとのことである。

県有地の活用及び同者の事業が資源循環社会の構築という国の目標にかなう使用許可ではあったが、収入未済額が積みあがっていくことは問題であり改善していく必要がある。

②【意見1】A 者に対する今後の対応について

現状、当年の使用料を上回る納付が直近年度及び当年度で行われており、納付誓約書等による納付督促は効果をあげていると思われることから、引き続き現状の徴収事務を慎重に行われたい。

なお、納付誓約に反した場合、港湾施設用地使用許可取り消しを前提とした検討が行われることになると考えられるが、同者の経営状況が悪化している原因の把握、資力調査、使用料の見直しの要否、他の事業者の応募の可能性の有無等、結果として県有地が十分に活用されるよう、総合的な検討を求めたい。

8. ボートヤード使用料・浮棧橋使用料(県土整備部)

(1)債権の概要

①債権の内容、性質

表 36 ボートヤード使用料・浮棧橋使用料の債権の概要

(単位：千円)

債権名	金額	件数	債権の区分	公(私)債権となる理由	時効期間
宮崎港浮棧橋使用料	251	3件	強制徴収公債権	宮崎県港湾管理条例上の使用許可に基づき発生する債権	5年
宮崎港ボートヤード使用料	12	1件			
宮崎港浮棧橋使用料(過年度)	623	5件			
宮崎港ボートヤード使用料(過年度)	31	1件			
公債権 計	916	10件	—	—	—
宮崎港ボートヤード使用料相当額(過年度)	61	1件	私債権	民法第167条第1項(不当利得返還請求権に基づく債権)	10年
私債権 計	61	1件	—	—	—
合計	978	11件	—	—	—

本債権はみやざき臨海公園内にあるサンマリーナ宮崎内に設置された浮棧橋、ボートヤードの使用料に関する未納分及び不当に係留したことによる使用料相当額未納分である。サンマリーナ宮崎は、ヨットやモーターボート等を係留・保管・修理することができる施設である。係留可能隻数は、ボートヤード70隻、浮棧橋93隻となっている。

図 10 債権の概要

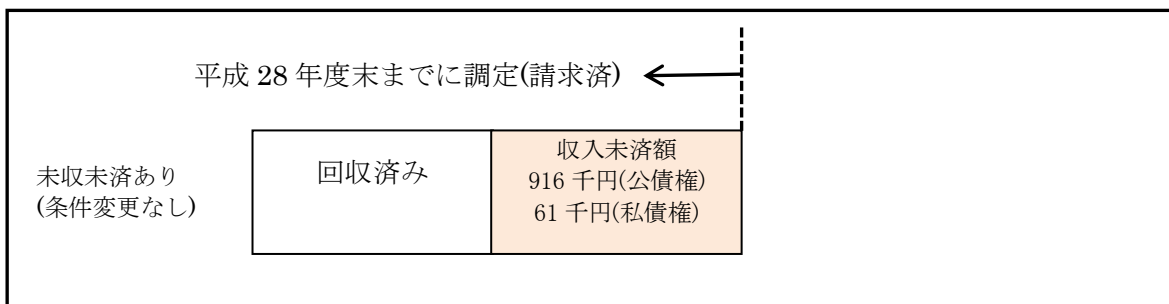


表 37 サンマリーナ宮崎の概要(県 HP より)

サンマリーナ宮崎は、ヨットやモーターボート、競技用のディンギーヨットを係留・保管・修理することができる宮崎唯一の本格マリーナです。また、自由に釣りを楽しめる護岸もあります。

図 11 サンマリーナ宮崎の概況図(県 HP より)



【使用料】

ボートヤード、浮棧橋の利用者は、使用許可を受け、係留が可能となる。浮棧橋及びボートヤードの使用料は、専用使用(月極め)と一般使用(24 時間あたり)で使用料を設定している。当該使用料の納入期限は、「月額で定めたものは、毎月 10 日」「(各号によるもののほか)は納入義務発生の日から起算して 15 日以内の日」で設定している(県財務規則第 31 条)。

②収入未済額の推移

表 38 ボートヤード使用料・浮棧橋使用料収入未済額の推移

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	金額	金額	金額
前年度末時点で収入未済であった金額(A)	571	552	905
このうち収入済額(B)	19	0	252
不納欠損額(C)	—	—	—
年度内に新たに生じた収入未済額(D)	—	353	262
年度末の収入未済額(A-B-C+D)	552	905	916

③債権徴収事務の概要

本件係留施設があるみやざき臨海公園の管理は、指定管理者であるマリパークス(代表構成団体：一般財団法人みやざき公園協会ほか)が行っている。契約期間は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日まで(第 4 期)となっている。なお第 3 期は平成 24 年 4 月 1 日

～平成29年3月31日であった。

本件のヨット等係留に係る利用料等債権については、県に帰属し、指定管理者は徴収事務を代行することとされている(みやざき臨海公園管理運営業務仕様書 5実施状況(5)使用料)。

調定状況の報告は毎月行われている。未納等へのトラブルについては、県(中部港湾)と協議の上、対応することとなっている。

未納が生じたものについては、催告状、督促状の送付、納付相談受付等が行われている。件数が多いものの、全額納付済となった案件が多くみられる。未納者に対して未納状態が継続すれば、港湾法にもとづく監督処分もありうる旨の文書を表示したところ、納付した事例がある。

④所管課

県土整備部 港湾課(中部港湾事務所)

(2)監査の要点

債権の生じた経緯、交渉経過、催告・督促の状況、財産調査の状況を確認した。
利用料収入が生じる際の指定管理者の管理の概況と、県の管理状況を確認した。

(3)係留施設使用料等の帰属について

①(考察)調定・徴収の事務について

本件は、県が調定・徴収を行う専用使用(月極め)にかかるボートヤード及び浮棧橋使用料等に係る未納である。1件当たりの金額は数万円程度のものが多く、件数が多いことから、未納額合計は978千円、件数合計は11件(平均89千円/件)となっている。

②【意見1】係留施設使用料等の帰属について

使用料等を指定管理者の帰属とすることで、徴収事務全体を移管することも、県業務を軽減させる一つの方法であると考ええる。

但し、この場合であっても、県の財産を活用するのは同様であることから、その活用状況と収支状況は検証可能となるよう、情報収集手段は残しておくことが必要であると考ええる。

指定管理者との次回契約の際、使用料等を指定管理者の帰属にすること及び当該帰属変更分の指定管理料への減額反映について、その可否を検討されたい。

第6 非強制徴収公債権について

1. 災害援護資金貸付金(福祉保健部)

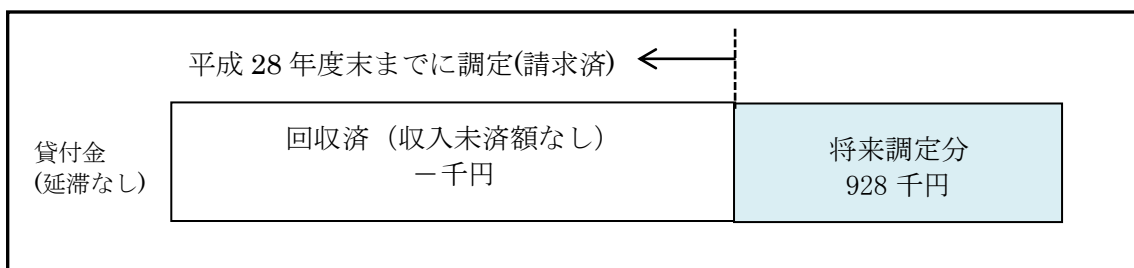
(1) 債権の概要

① 債権の内容・性質

表 39 債権の概要

債権名	金額 (円)	件数	強制徴収 の可否	根拠法令	公債権となる理由	時効 期間
災害援護資金貸付金 (返済期限未到来額)	928,590	1	不可	災害弔慰金の支給 等に関する法律	法律に基づき財源と して市町村に貸し付 けるものであるため	5年
(収入未済額)	0	0	同上	同上	同上	同上
合計	928,590	1	-	-	-	-

図 12 債権の概要



本債権は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第11条1項の規定に基づき市町村に対し貸付を行ったことにより生じたものである。

同法は、市町村が、条例の定めるところにより、災害を受けた世帯に対し生活の立て直しのために災害援護資金を貸し付けることができるものとした一方(同法10条1項)、その財源確保のため、第11条1項において、都道府県が当該市町村に資金を貸し付けることができるとしている。なお、分割償還の最長期間は、11年間である(同法11条2項)。

② 債権管理事務の概要

表 40 過去3年間の債権の推移

(単位：円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調定額	40,525,831	40,011,471	28,748,186
収入額	40,525,831	40,011,471	28,748,186
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	0	0	0

本債権については、本県福祉保健部福祉保健課が所管し、担当者1名がその事務に当たっている。

本債権に関しては、毎年度当初に貸付先の市町村より償還計画の提出を受け、その計画に基づき、概ね償還期限の1か月前に償還を依頼する文書及び納入通知書を発行することにより回収業務を行っている。管理の事務には専用のシステム等は使用せず、表計算ソフトを用いている。

平成29年3月31日現在、本債権の貸付先は1件のみであり、収入未済は発生していない。また、本債権に関しては、過去不納欠損処理がなされたことはない。

③所管課

福祉保健部 福祉保健課

(2) 監査の要点

債権管理の状況、催告・督促等の方法等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3) 債権の管理方法について

①(考察)債権の性質と回収管理

本債権は、市町村が住民に貸し付ける災害援護資金の財源とするために本県が市町村に貸し付けることにより発生するものであることから、恒常的に存在する性質のものではなく、従って、管理回収も常時行わなければならないものではない。また、貸付の対象も市町村であるから、回収可能性に疑義が生ずることは基本的にないものと言える。さらに、償還期間が法律により最長11年間と定められていることから、貸付先の市町村もこれに規制され、長期未済となることもない。

従って、前記のように、個別の市町村に対し、提出を受けた償還計画に基づき、償還期限毎に文書により納入通知書を発行するという管理回収の方法によって、回収漏れが生じたり、回収不能となったりする可能性は低く、現在の運用には十分合理性が認められる。引き続き、確実な回収に努められたい。

2. 生活保護費返還金(福祉保健部)

(1) 債権の概要

① 債権の内容・性質

表 41 債権の概要

債権名	金額 (円)	件数	強制徴収 の可否	根拠法令	公債権となる 理由	時効 期間
生活保護費 返還金 (返済期限未到来額)	50,376,399	174	63条返還 金…不可 78条徴収 金…可	生活保護法	同法63条 同法78条	5年
(収入未済額)	48,441,991	703	同上	同上	同上	同上
合計	98,818,390	877	-	-	-	-
1件当たり金額 (返済期限未到来額)	289,519.53円					
1件当たり金額 (収入未済額)	68,907.92円					

図 13 債権の概要

貸付金 (延滞あり)	平成28年度末までに調定(請求済) ←		
	回収済み	収入未済額 48,441千円	将来調定分 50,376千円

本債権は、生活保護法(以下、本項において「法」という。)に基づき生活保護を受給する者(被保護者・法第6条1項)が、①急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関(＝都道府県又は市町村)に対しその定める額を返還しなければならないとする法第63条の規定、及び②保護の実施機関が、不正な手段により保護を受けた者、不正の行為によって医療費等の支払いを受けた医療機関等、不正な手段により就労自立給付金の支給を受けた者に対し、支給等に係る金額の全部又は一部及び徴収する額の40%以下に相当する金額を徴収することができるとする法第78条の規定により生ずるものである。

上記①の返還金(以下、「法63条返還金」という)は、不動産等の非流動性資産を所有しているが、疾病や失業等により収入がなくなり生計が維持できないなどの事情があるときに、先ず保護を実施し、然る後に当該非流動性資産の売却代金等から既に支給された保護費の金額の範囲内で実施機関に返還させる例や、同居する未成年の子の就労による所得がある場合で被保護者がこれを認識し得なかったなど所得の申告をしなかったことにつきやむを得

ない理由がある例などがある。この法 63 条返還金には自力執行力がなく、強制徴収は認められない。

上記②の徴収金(以下、「法78条返還金」という)は、被保護者が虚偽の事実の申告等不実な申請によって保護を受けた場合等に実施機関の決定により徴収するものであるが、これには、同居する稼働可能な未成年の子の収入の申告を故意に怠っていた場合も含まれる。従って、この徴収金は、法 63 条返還金の例とは異なり、不正の手段を用いて保護を受けたこと等に対する損害追徴としての性格を有する(このため、実際に給付された保護費以上の徴収を法が認めているものである)。この法 78 条徴収金は、平成 26 年改正により強制徴収が可能となった(78条4項)。(本報告書では便宜的に、非強制徴収公債権の項目でまとめて記載する。)

なお、生活保護法上の徴収金に関しては、被保護者に民法上の扶養義務者がある場合に、保護費を支弁した都道府県又は市町村が当該扶養義務者より、その費用の全部又は一部を徴収することができるとする法第77条1項も存在するが、平成 28 年度末現在、本県において、本条に基づき調定されている例はない。

②管理回収の状況(平成28年度・地域別)

表 42 から表 46 は、平成 28 年度の各福祉事務所等管内における生活保護費返還金の収入未済分と返済期限未到来分の金額(現年度・過年度別)、また、生活保護費返還金に対する法 63 条返還金と法 78 条徴収金の占める割合、生活保護費の全支給額に占める生活保護費返還金の発生率、及びこれらの回収率を示したものである。

表 42 中央福祉子どもセンター(国富町、綾町)

(単位：円、件)

	収入未済		返済期限未到来		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
現年度	928,771	12	180,000	1	1,108,771	13
過年度	5,688,498	94	1,095,998	8	6,784,496	102
合計	6,617,269	106	1,275,998	9	7,893,267	115
1件当たり金額(現)	77,397.58		180,000.00		85,290.08	
1件当たり金額(過)	60,515.94		136,999.75		66,514.67	
63条/78条 占有率	63条	100%				
	78条	0%				
全支給額に 対する発生率	63条	1.0%				
	78条	0.009%				
回収率	63条	89.7%				
	78条	100%				

表 43 南部福祉こどもセンター（三股町，高原町）

（単位：円、件）

	収入未済		返済期限未到来		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
現年度	1,098,844	15	662,453	6	1,761,297	21
過年度	4,852,390	58	9,873,851	19	14,726,241	77
合計	5,951,234	73	10,536,304	25	16,487,538	98
1件当たり金額(現)	73,256.27		110,408.83		83,871.29	
1件当たり金額(過)	83,661.90		519,676.37		191,249.88	
63条/78条 占有率	63条	93.2%				
	78条	6.8%				
全支給額に 対する発生率	63条	3.7%				
	78条	0.27%				
回収率	63条	98.0%				
	78条	34.8%				

表 44 北部福祉こどもセンター（門川町，諸塚村，椎葉村，美郷町）

（単位：円、件）

	収入未済		返済期限未到来		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
現年度	457,590	13	3,079,100	6	3,536,690	19
過年度	3,321,377	71	1,978,225	10	5,299,602	81
合計	3,778,967	84	5,057,325	16	8,836,292	100
1件当たり金額(現)	35,199.23		513,183.33		186,141.58	
1件当たり金額(過)	46,779.96		197,822.50		65,427.19	
63条/78条 占有率	63条	78.2%				
	78条	21.8%				
全支給額に 対する発生率	63条	1.2%				
	78条	0.6%				
回収率	63条	85.5%				
	78条	92.3%				

表 45 児湯福祉事務所（高鍋町，新富町，西米良村，木城町，川南町，都農町）

（単位：円、件）

	収入未済		返済期限未到来		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
現年度	2,346,543	77	4,610,660	24	6,957,203	101
過年度	29,396,478	358	28,573,712	94	57,970,190	452
合計	31,743,021	435	33,184,372	118	64,927,393	553
1件当たり金額(現)	30,474.58		192,110.83		68,883.20	
1件当たり金額(過)	82,113.07		303,975.66		128,252.63	
63条/78条 占有率	63条	39.7%				
	78条	60.3%				
全支給額に 対する発生率	63条	1.1%				
	78条	0.6%				
回収率	63条	71.6%				
	78条	0.5%				

表 46 西臼杵支庁（高千穂町，日之影町，五ヶ瀬町）

（単位：円、件）

	収入未済		返済期限未到来		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
現年度	0	0	60,000	1	60,000	1
過年度	351,500	5	262,400	5	613,900	10
合計	351,500	5	322,400	6	673,900	11
1件当たり金額(現)	-		60,000.00		60,000.00	
1件当たり金額(過)	70,300.00		52,480.00		61,390.00	
63条/78条 占有率	63条	6.4%				
	78条	93.6%				
全支給額に 対する発生率	63条	2.1%				
	78条	0.2%				
回収率	63条	100%				
	78条	100%				

これによれば、生活保護費返還金は、支給総額に対し法63条に基づく返還金が1%ないし3.7%、78条に基づく徴収金が0.009%ないし0.6%の割合で発生している。地域別には、児湯福祉事務所における発生の件数及び金額が突出して大きく、他方で西臼杵支庁のそれが明らかに小さいと言えるが、これは、管内人口の多寡によるものと考えられる。

なお、児湯福祉事務所管内では、過年度分の件数1件当たりの残高が他の地域に比べ高額であるが、その原因は、結局のところ債務者に返還に足る資力がなく、なかなか回収に至らないことにあるものと推測されている。

表 47 中央福祉子どもセンター（現年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	3,710,082	6,398,749	5,763,925
収入額	2,523,314	5,505,782	4,835,154
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	1,186,768	892,967	928,771

表 48 中央福祉子どもセンター（過年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	6,818,323	6,513,585	6,103,933
収入額	268,714	257,589	415,435
不納欠損額	1,222,792	1,045,030	0
収入未済額	5,326,817	5,210,966	5,688,498

表 49 南部福祉子どもセンター（現年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	5,252,957	5,786,497	9,943,222
収入額	3,398,557	4,642,610	8,844,378
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	1,854,400	1,143,887	1,098,844

表 50 南部福祉こどもセンター（過年度）

(単位：円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	3,743,689	5,351,578	5,351,765
収入額	246,511	223,700	499,375
不納欠損額	0	920,000	0
収入未済額	3,497,178	4,207,878	4,852,390

表 51 北部福祉こどもセンター（現年度）

(単位：円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	5,548,183	4,838,160	3,746,272
収入額	4,685,605	3,857,138	3,288,682
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	862,578	981,022	457,590

表 52 北部福祉こどもセンター（過年度）

(単位：円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	3,783,055	3,476,795	3,875,129
収入額	690,838	522,688	553,752
不納欠損額	478,000	60,000	0
収入未済額	2,614,217	2,894,107	3,321,377

表 53 児湯福祉事務所（現年度）

(単位：円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	25,478,335	16,002,704	8,944,013
収入額	20,524,568	12,552,120	6,597,470
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	4,953,767	3,450,584	2,346,543

表 54 児湯福祉事務所（過年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	28,308,219	27,793,608	29,882,023
収入額	523,723	793,235	487,545
不納欠損額	4,944,655	566,934	0
収入未済額	22,839,841	26,433,439	29,396,478

表 55 西臼杵支庁（現年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	2,922,420	2,735,991	2,579,813
収入額	2,685,420	2,697,291	2,579,813
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	237,000	38,700	0

表 56 西臼杵支庁（過年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	717,300	907,200	597,100
収入額	47,100	348,800	245,600
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	670,200	558,400	351,500

上記表 47 から表 56 は、現年度分及び過年度分別の直近 3 年間の回収状況の推移を示すものであるが、この推移表によれば、各年度とも、現年度調定分については比較的良好な回収状況であると評価できるが、他方で、過年度分になると極端に回収率が落ちていることが分かる。回収困難な未収金が翌年度以降に繰り越される以上、それが翌年度以降も回収困難となることは想像に難くないが、特に児湯福祉事務所において、過年度分の回収状況が芳しくないと言える。

③債権管理事務の概要

本債権は、債権管理のための専用システムではないものの、生活保護業務の総合的なシステムの中で返還金等の管理を行っている。

生活保護費返還金の管理回収業務を担当しているのは、中央・南部・北部の各福祉子どもセンター、児湯福祉事務所及び西臼杵支庁(以下、総称して「福祉事務所等」という。)のケースワーカー(以下、「CW」という。)であり、個別ケースを俯瞰的に管理する査察指導員が、債権管理も含む個別ケース上の問題点等についてCWを指導している。

管理回収業務については、福祉保健部福祉保健課が「生活保護関係債権管理の手引き」と題するマニュアルを定めている。この「手引き」には、生活保護費返還金の発生原因たる法63条及び78条の解釈、債権管理事務フロー、消滅時効に関する考え方、不納欠損処分の方法等が詳細かつ具体的に記載されており、実際にもこれに記載された事務フローに基づき、CWが文書、電話、訪問等により回収を行っているほか、被保護者に返還ないし納付を動機付けるため、返還誓約書を徴収する例もある。

回収における原資は、主に遡及年金(老齢年金等を過去に遡って一括して受領した場合等)、電柱敷地料、死亡保険金、保険解約返戻金、不動産売却代金等であるが、遡及年金や不動産売却代金によって回収されるのは概ね法63条返還金である。このため、法63条返還金は、いずれの福祉事務所等においても、71.6%~100%と比較的高い回収率となっている。他方、法78条返還金については、中央・北部福祉子どもセンター及び西臼杵支庁の各管内において9割以上回収に至っているのに対し、南部福祉子どもセンター管内では34.8%、児湯福祉事務所管内では0.5%と低い回収率に止まっているが、その要因は、結局のところ、債務者に返還に足る資力がなく、なかなか回収に至らないか、回収してもごく微々たる金額にとどまるどころにあるものと推測される。

上記のように資産処分等により回収できる場合と異なり、被保護者に返還原資がない場合は、保護金品との調整によって回収することとなる。もともと、もともと支給される保護金品自体が「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条1項、法3条)を営むことができる水準にとどまることを踏まえ、これには法78条の2の要件(①被保護者の申し出があること、②実施機関が生活の維持に支障がないと認めること)を充足する必要がある。他方、法78条徴収金が賦課された事例で、しかも生活保護が廃止又は停止となっている事案では、法78条の2に基づく保護金品の調整すらできないので、回収が困難となっている事例が少なくない。

ここまで述べた回収業務は、対象者が任意に返還等に応じることが前提となる。任意の回収が困難である場合には法的手続による必要があり、非強制徴収債権である法63条返還金は民事訴訟によって判決を取得し、然る後民事執行法に基づく強制執行を、強制徴収債権である法78条徴収金は国税徴収法に基づく強制徴収を、それぞれ実施する必要がある。もともと、現在の生活保護事務の担当者が知る限り、過去においても、このような法的手続は行われていない。その理由は、対象者が任意の返還等に応じない殆どの例で、高い蓋然性で資力がなく回収不能となることが予測される一方、特に訴訟提起には原則として県議会の承認が必要となるなど、人的、時間的、経済的合理性の観点から現実的でないためである(反対に、回収可能性のある事案では法的手続が採られ得る)。但し、回収不能であるか否

かの判断基準は内規などによっても定められておらず、最終的には、生活保護事務を所掌する各福祉子どもセンター等の決裁権者が個別事案ごとに判断することとなる。

以上の各方法によっても回収に至らなかった生活保護費返還金は、最終的に不納欠損処分がなされることとなる。前記「手引き」は、生活保護費返還金が不納欠損処分されるのは、①消滅時効が完成した場合と②破産手続において免責許可がなされたときの主に 2 通りが想定されるとしており、現に、平成 28 年度において不納欠損処分された生活保護費返還金の約 96%が、消滅時効の完成を理由とするものである。他方、徒に消滅時効の完成を待つことは適正な事務処理とは言えないことから(前記「手引き」、適時時効中断(民法 147 条各号)のための措置が採られているが、前記のとおり訴訟や民事保全手続を採ることは現実的でないため、その方法は債務承認(同 3 号)が主であり、納付誓約書を対象者に提出させる方法に依っている。債務承認を口頭や黙示ではなく書面によるべきこと及びその具体的な内容は「手引き」においても指導されているが、この納付誓約書の徴求に当たって注意すべき事項(対象者との対応方法や紛争回避のための留意事項等)については、「手引き」にも記載がない。なお、厚生労働省の通知に基づき、時効中断のための適切な措置が採られることなく生活保護費返還金を時効消滅させてしまうと、国庫への返還対象とする扱いである。

この不納欠損処理は、表 47 から表 56 のとおり、概ね定期的になされている。

④所管課

福祉保健部 福祉保健課
福祉保健部 中央福祉子どもセンター
福祉保健部 南部福祉子どもセンター
福祉保健部 北部福祉子どもセンター
福祉保健部 児湯福祉事務所
西臼杵支庁

(2)監査の要点

債権管理の状況及び方法、督促・回収の具体的な方法並びに不納欠損処理の実情等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3)回収業務について

①(考察)回収業務の現状について

平成 28 年度の生活保護費返還金の回収率を見る限り、法 63 条返還金の回収は比較的順調に実施されているものと評価できる。今後も引き続き、確実かつ適正な回収及び回収率の向上に当たられたい。

他方、法 78 条徴収金については、南部福祉こどもセンター及び児湯福祉事務所において、他の福祉事務所等と比べ回収率が低い水準にとどまっている。

②【意見1】回収業務の一層の適正化について

法 63 条返還金は、自己所有財産があるも急迫の必要がある場合に、その均衡を図るために被保護者に事後的な返還を求める性質のものであるのに対し、法 78 条徴収金はこれとは異なり、不正行為をした者に対する追徴的な性質があり、従って、より回収の要が大きい。個別のケースによって回収可能性が異なるため、必ずしも一律の対応をし難いことは理解できるが、法 78 条徴収金の回収の実を上げる方策を検討されたい。

(4)消滅時効の完成による不納欠損処分について

①(考察)法的手続きの実施状況

本県における生活保護費返還金の回収においては、訴訟その他の法的手続きは実施されていない。法的手続きに要する人的・時間的・経済的負担を考慮すれば、その結論自体は概ね首肯できるものの、その一方で、不納欠損処分された生活保護費返還金の実に 96%が消滅時効の完成を原因としていることは注目し得る。生活保護費返還金が時効消滅に至るのは、概ね、事実上回収の手立てがないことを理由とするものであるため、最終的には致し方のないところであり、現に国(厚生労働省)も、適正な債権管理のもと、やむを得ない事由により不納欠損処分をすること自体は許容している。

②【意見2】事実上回収不能であると認めるための判断基準の明確化等について

納入指導ないし時効中断措置をどの程度実施すれば適正な債権管理であると言えるかの基準、換言するならば、事実上回収不能であると認めるための判断基準は必ずしも定かではなく、最終的には決裁権者の総合判断に委ねられている。この判断についても画一的な処理は困難であることは承知しているが、判断基準の明確化が望ましいことは間違いなく、ひいては、CW 等現場の職員の業務の効率化にもつながり得る。対外的に公表を要する性質のものではないが、このような判断基準の明確化・明文化について検討されたい。

③【意見3】債務承認を求める際の対応方法に関するマニュアルの整備等について

生活保護費返還金に関する時効中断のための措置は、法的手続きの実施(民法 147 条 1 号、2 号)が現実的ではない以上、殆どの事例で、対象者による債務承認(同3号)によらざるを得ず(「手引き」にも同趣旨の記載がある。)、この場合、対象者に納付誓約書への署名押印を求めることとなる。これは時効中断のためには必須の措置と言えるが、他方で、この納付誓約書の提出は対象者の任意によるものでなければならない。納付誓約書の徴求に当たり対

象者との間で紛争となることや、その徴収が強制にわたること(換言するならば「強制された」との主張の余地を対象者に許すこと)を万が一にも避けるため、CW等に対する指導ないし対応方法の明確化等を図られたい。

(5)法78条の2の適用に際しての配慮について

①法78条の2について

法78条徴収金の納入義務を負う被保護者に資力がない場合、法78条の2の規定に基づき、被保護者の申出があることと生活の維持に支障がないと認められることを要件に保護金品から納入を受けることが認められており、この要件該当性判断に関しては、厚生労働省社会・援護局保護課長通知(平成24年7月23日社援保発第0723第1号。以下、本項において「平成24年保護課長通知」という。)により、詳細な留意事項が定められている。基本的には、この留意事項に従って運用することが重要であると思料されるが、以下の2項目(【意見4】【意見5】)については十分に配慮されたい。

②【意見4】被保護者からの申出について

平成24年保護課長通知は、保護金品からの法78条徴収金の納入に関する被保護者の申出につき「申出書の提出は任意の意思に基づくものであり、提出を強制するものではないことに十分留意する必要がある」としている。法78条の2において、被保護者の「承諾」ではなく「申出」という文言が用いられていることに照らし、申出書の提出には高度の任意性が要求されるものと解釈され、平成24年保護課長通知も同様の解釈に基づくものと考えられることから、実務においても、被保護者からの申出書の提出が自発的になされるよう留意が必要である。

本監査において、申出書の提出が強制にわたることが疑われる事例が確認されたものではないが、上記【意見2】と同様、対象となる被保護者との間で紛争となることを避けるためにも、本条の適用に関するCW等に対する指導ないし対応方法の明確化を図るなど、あくまでこの申出が任意になされるよう配慮されたい。

③【意見5】「生活の維持に支障がない」ことについて

平成24年保護課長通知においては、「支出の節約の努力等によって徴収金に充てる金品について生活を維持しながら被保護者が捻出することは可能であると考えられる」とし、単身世帯であれば月額5,000円程度、複数世帯であれば月額1万円程度を上限とすることなど、保護金品と調整する具体的な金額も明示されている。しかしながら、そもそも生活保護制度が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものであることに鑑みると、生活の維持に支障なく調整可能な金額の幅には自ずと限界がある。

不正受給に対しては厳正な対処が必要であり、そのためには法78条の2に基づき納入させることも含め法78条徴収金の確実な回収が不可欠であるが、「生活の維持に支障がない」と認めるか否かについては、生活保護が生存権保障のための最後のセーフティネットであることを踏まえ、被保護者が単に生活を維持するだけでなく、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持できるか否かという観点で、個別事案に応じ、柔軟に対応するよう配慮されたい。

3. 特別障害者手当返還金(福祉保健部)

(1)債権の概要

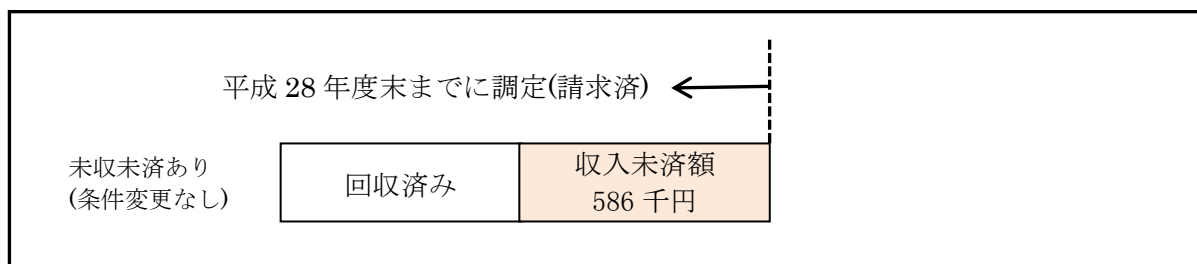
①債権の内容・性質

表 57 債権の概要

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	公債権となる理由	時効期間
特別障害者手当返還金 (過年度収入未済額)	586,850	21	不可	特別障害者手当の支給に関する法律	公法上の賦課徴収に基づき発生する債権	5年
1件当たり金額 (収入未済額)	27,945.23					

図 14 債権の概要



特別障害者手当の支給に関する法律(以下、本項において「法」という)は、①障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育するときに、監護する父又は母、若しくは養育者に対し「特別児童扶養手当」を、②日常生活において常時の介護を必要とする重度障害児に対し「障害児福祉手当」を、③日常生活において常時の介護を必要とする、著しく重度の障害を有する者(重度障害者)に対し「特別障害者手当」を、それぞれ一定の要件の下に支給する旨定めている(以下、併せて「特別障害者手当等」という)。

しかしながら、受給資格喪失や支給対象となる障害児ないし障害者等の死亡等によってこれら受給する特別障害者手当等を受給する権利が失われたにもかかわらず、これらの届出がなされなかった結果、特別障害者手当等の過誤給付がなされた場合、給付主体はその返還を請求することができる。これが、本項における特別障害者手当返還金である。

このうち、①特別児童扶養手当は国が、②障害児福祉手当及び③特別障害者手当は都道府県知事又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長が、給付主体となるところ、本県は、中央・北部・南部の各福祉こどもセンター、児湯福祉事務所及び西臼杵支庁がその事務を行っているため、障害児福祉手当及び特別障害者手当についての返還金の管理回収業

務を行っている。

②債権管理事務の概要

本債権については、本県福祉保健部障がい福祉課が所管し、担当者 2 名が管理回収業務に当たっている。従前、本回収業務に関しては専用のマニュアルはなく、児童保護費負担金債権管理の手引きに準拠して業務が行われ、主に電話による督促や督促状の発行、個別訪問等の方法により回収が行われている。

表 58 3年間の推移（いずれも過年度）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
前期末残高	726, 370	696, 370	666, 370
調定額	0	0	0
収入額	30, 000	30, 000	30, 000
不納欠損額	0	0	0
期末残高	696, 370	666, 370	636, 370

直近3年間の回収状況は表 58 のとおり、であるが、これは、現在本債権が残存している児湯福祉事務所と南部福祉子どもセンターの合計額である。南部福祉子どもセンター管轄の債権については、債務者1名が毎年3万円ずつ返還している状況であり、残債権額は残りわずかである。他方、児湯福祉事務所管轄の債権(債務者数 2 名)については、いずれも直近5年間において返還はなされておらず、児湯福祉事務所からは、本課に対し消滅時効による不納欠損処理を打診されている状態である。

③所管課

福祉保健部 児湯福祉事務所

(2) 監査の要点

債権管理の状況及び方法、督促・回収の具体的な方法並びに不納欠損処理の進捗状況等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3) 速やかな不納欠損処理について

①(考察)債権の状況について

本債権については返還途中のものと、消滅時効による不納欠損処理につき検討中のもの

とが混在している。

②【意見1】速やかな不納欠損処理等について

返還途中のものについては、引き続き確実な回収に努められたい。

また、時効消滅したものについては、既に他の項目でも指摘しているとおり、本県の財務状態の正確な把握のため、要件を充足する限り速やかな不納欠損処理をなされたい。

4. 措置入院費自己負担金(福祉保健部)

(1) 債権の概要

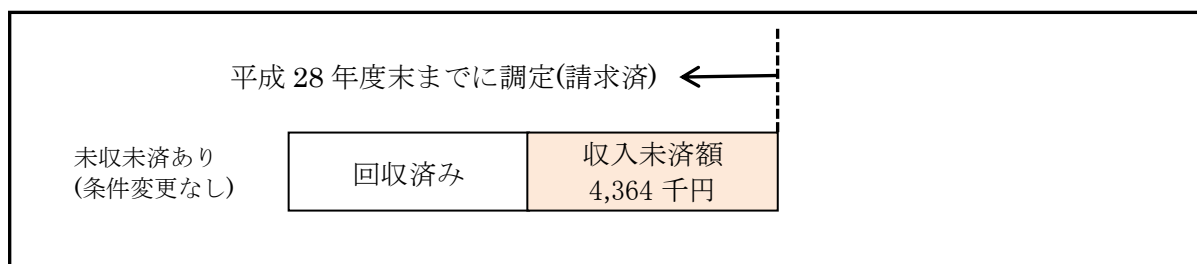
① 債権の内容・性質

表 59 債権の概要

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	公債権となる理由	時効期間
措置入院費自己負担金 過年度分 (返済期限未到来額)	0	0	不可	精神保健福祉法	公法上の賦課徴収に基づき発生する債権	5年
同上 (収入未済額)	4,364,363	23	同上	同上	同上	同上
1件当たり金額 (返済期限未到来額)	0					
1件当たり金額 (収入未済額)	189,754.9					

図 15 債権の概要



精神保健福祉法(以下、本項において「法」という。)29条1項は、同法27条に基づく医師の診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、自傷他害のおそれがあると認めるときには、一定の病院に入院させることができるとの定めがある(これを、一般に「措置入院」という。)

本債権は、同法31条において、当該精神障害者又はその扶養義務者に負担能力があると認められる場合、この措置入院にかかる費用の全部又は一部を徴収することができることとされていることから発生するものである。

この措置入院費自己負担金の金額は、措置入院に係る者並びにその配偶者及び生計を一にする扶養義務者の所得税額(前年分)の合算した額が147万円を超えるときに月額2万円であり、147万円以下の場合には自己負担額なしとなる(なお、このような扱いは平成7年の厚生労働事務次官通知に基づくものであり、その以前は、上記所得税額の合算額が150万円を超えると全額自己負担であった。)

②債権管理事務の概要

表 60 現年度の状況

(単位：円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
前期末収入未済額	0	0	0
調定額	0	0	0
収入額	0	0	0
不納欠損額	0	0	0
期末収入未済額	0	0	0

表 61 過年度の状況

(単位：円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
前期末収入未済額	4,364,363	4,364,363	4,364,363
調定額	0	0	0
収入額	0	0	0
不納欠損額	0	0	0
期末収入未済額	4,364,363	4,364,363	4,364,363

本債権に関しては、本県福祉保健部障がい福祉課の精神保健担当者1～2名が回収業務に当たっているが、特に回収のための要領ないしマニュアル等は存在しない。

また、自己負担が発生する措置入院は、平成26年度から28年度には調定額ゼロであった(従って、当然ながら平成28年度分に不納欠損の例もない)。それ以前についても、平成12年以降未回収の事例はなく、過年度分として計上されている債権は、全て昭和63年から平成12年までに発生したものである。従って、これらは全て消滅時効が完成しており、不納欠損処分の対象である。

③所管課

福祉保健部 障がい福祉課

(2) 監査の要点

債権管理の状況及び方法、督促・回収の具体的な方法並びに不納欠損処理の実情等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3) 債権の回収状況と不納欠損処理について

①(考察)現状の回収状況について(現年度、過年度別)

本債権については、管理すべき債権の発生件数が少ないことも相俟って、過去12年にわたり未回収がなく、従って回収業務が実を上げているものと評価できる。本債権に関しては

特段マニュアル等が定められていない模様であるが、未回収事例の発生件数が限定的であることを考えれば、必ずしも独自のマニュアルによらなければならないというわけでもないの
で、この点を重視する必要はないものと思われる(未回収の発生を予め想定しておくことが望
ましいのは言うまでもないが)。

②【指摘事項1】適時適切な不納欠損処理について

現年度分については、今後も引き続き、確実な回収に当たられたい。

他方、現在計上されている過年度分の収入未済額は、全て平成 12 年以前のものであり、既に消滅時効が完成しているの
で、時効完成後速やかに不納欠損処分をしなければならな
かったものである。不納欠損処分を適時に行わなければ、本県の財務状態の正確性が担保
されないのみならず、内部的にも、関係資料の散逸や職員の異動によって事実関係の確認
に支障を来し、不納欠損処分の適正性自体にも疑義が生ずるおそれがある(例えば、適切
な時効中断措置を行ったか否か等)。ついては、現在ある過年度分の残高については、早
期に不納欠損処分を行った上、今後は適時適切な管理に努められたい。

5. 児童扶養手当返還金(福祉保健部)

(1) 債権の概要

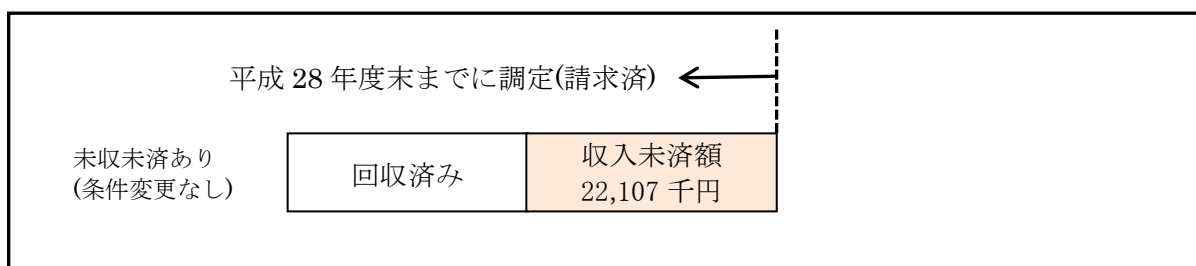
① 債権の内容・性質

表 62 債権の概要

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	公債権となる理由	時効期間
児童扶養手当返還金 (現年度収入未済額)	1,453,570	7	不可	児童扶養手当法第9条	公法上の賦課徴収に基づき発生する債権	5年
1件当たり金額 (収入未済額)	207,652.8					
児童扶養手当返還金 (過年度収入未済額)	20,653,749	70	不可	児童扶養手当法第9条	公法上の賦課徴収に基づき発生する債権	5年
1件当たり金額 (収入未済額)	295,053.5					

図 16 債権の概要



児童扶養手当法(以下、本項において「法」という。)は、離婚、父又は母の死亡その他の理由により、父又は母と生計を同じくしていない児童等を対象に、児童扶養手当を支給しているが、これには監護する父又は母の所得やこれらに代わり扶養する者の存在等による支給制限がある(法9条以下)。

このような支給制限事由があり又は受給資格を喪失していたにもかかわらず、児童扶養手当が支給されていた場合、当該支給は法律上の原因がないものとなることから、受給者(基本的に対象となる児童の父又は母)に対しその返還をさせる必要があり、このような過払金の返還請求権たる性質を有するのが本債権である。従って、所謂公債権ではあるが、国税徴収法の例による強制徴収は認められていない。

本県において発生している児童扶養手当返還金は、その殆どが、監護者たる父又は母について支給要件が認められる年金の受給を申告していなかったこと及び監護者たる父又は

母の配偶者(事実婚を含み、その事例が多い)に養育されている事実を申告していなかったことによる過誤支給を原因とするものである。

②債権管理事務の概要

表 63 過去3年間の債権の推移(現年度)

(単位：円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調定額	7,105,750	2,780,720	2,092,830
収入額	2,699,480	2,066,520	639,260
不納欠損額	0	0	0
期末収入未済額	4,406,270	714,200	1,453,570

表 64 過去3年間の債権の推移(過年度)

(単位：円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調定額	30,661,763	33,695,309	24,396,579
収入額	1,372,724	2,578,870	3,441,890
不納欠損額	0	7,434,060	300,940
期末残高	29,289,039	23,682,379	22,408,259

本県においては、本債権の管理業務を福祉保健部こども家庭課が所管しており、非常勤職員である児童扶養手当管理員1名がこれを担当している。児童扶養手当の支給事務に関しては専用の管理システムが用いられており、返還金が発生した場合はその旨もこの管理システムに表示されるが、これは債権管理のためのシステムではないことから、返還金については別途管理用のExcelファイルがあり、発生・回収の都度担当者がこれに手入力している。

回収業務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課が定める「児童扶養手当事務処理マニュアル」と称するマニュアル及び旧厚生省の作成に係る「児童扶養手当返納金債権管理の手引」に準拠して行われている。前者は主として給付事務全般に係るマニュアルであり、不正受給や過誤支給が生じた場合の制度的な説明に止まり、債権回収業務に関する具体的なノウハウ等の記載はない。後者は、児童扶養手当返還金の発生原因から返還金の請求の具体的方法、回収時の処理方法、滞納発生時の督促の方法や履行延期に際しての注意事項、時効管理等の回収実務に関する諸論点が、Q&A形式で多岐に渡って詳細に記載されている。もっとも、この旧厚生省作成の「手引き」は平成元年4月発行にかかるもの

であり、児童扶養手当の支給に関する事務が機関委任事務(平成3年の地方自治法改正により廃止)とされていた時代の諸制度に基づいているほか、支給対象が父子家庭に拡大された平成22年法改正や、公的年金の受給者でも一定の要件の下児童扶養手当を受給できるようになった平成26年法改正に対応していないなど、返還金回収実務には直接関わらないまでも法の制度に関する基本的な部分で、古さが否めない。

滞納が発生した場合には、督促状の送付及び電話による督促を行っているほか、担当職員又は児童扶養手当管理員が訪問の上集金している。納付の意思はあるも納付に行くことが困難な債務者を個別に訪問する場合のように、ルーティンワーク的な集金業務は児童扶養手当管理員が単独で実施しているが、現にトラブルが発生し或いはそのおそれがある場合は、担当職員が訪問に同行するなど安全に配慮している。

過誤支給に伴う返還金の返還は一括が原則であるが、返還義務者の生活状況を考慮し、分割での返還も認める扱いとしており(実際には資力のない者が殆どであるため、大半が分割返還である)、この場合は、返還計画を定める書面を作成している。児童扶養手当の受給を継続しながら同時に返還義務を負う者については、受給者の承諾に基づき、給付すべき児童扶養手当との相殺により回収している例もある。平成27年度及び平成28年度において過年度分の返還金の回収実績が上がっているのは、この相殺による回収の事例が多く発生したためである。すなわち、平成26年の法改正により、一部公的年金と児童扶養手当の併給が可能となったことから、この年金の受給者で返還金債務を負っている者との合意により、給付すべき児童扶養手当による相殺の額を増額して返還に回す処理をしたという事例が平成27年度及び28年度に多く発生したものであり、これによって、過年度分の収入未済の残高が大幅に減少している。

このような回収業務の結果が表63及び表64である。上記のとおり、平成27年度から28年度にかけて回収額が増加しているものの、過年度分の収入未済の残高は依然として2,000万円を超えている。その主たる原因は、返還金債務者の所得が低く、返還金を捻出する資力に乏しい例が多いことにある。上記のように、返還の意思のある者の場合でも殆どが分割での返還となっているが、返還計画における毎月の返還額は、基本的に「毎月幾らまでなら返還できるか」に関する債務者の自己申告に基づいて定められており、このため返還額が毎月1,000円程度となる例もある。担当課としては、分割期間を最長10年とし、かつ可能な限り早期に全額の返還がなされるよう返還計画を定めるよう努めているが、返還金債務者本人が承諾しなければ任意の返還を得ることは困難であることから、毎月の返還額を低く抑えざるを得ない模様である。斯くして返還期間が長期化する上、毎年の収入未済額が上乘せされる結果、過年度分の収入未済残高の抜本的な減少には至らないという実情がある。

債務者が任意に返還金を返還しない場合、本債権は国税徴収法の例による強制徴収をすることができないことから、強制的な回収には訴訟、支払督促(民事訴訟法382条以下)その他の法的手続を踏まなければならない。もっとも、現担当者が知る限りにおいては、訴訟

等の法的手続がなされた例はない。尚、近年、悪質な債務者に対して訴訟提起の準備をしていたところ、その最中にこの債務者が翻意して任意の返還に応じるようになったことから、訴訟提起を取りやめた事例があるとのことであり、従って法的手続実施の余地がないというものではない。

とは言え、殆どの滞納事例では、費用対効果の問題や内部手続上の問題で法的手続は取られていないことから、任意の返還をしない者に対しては、時効中断のため債務承認書を徴求し、又はごく少額(数百円単位)の返還を受けるなどの措置を採っている。平成28年度には、返還金債務者全員について時効中断の措置を実施しており、当面時効消滅するおそれはなくなったと言える。

消滅時効の完成や返還金債務者の破産など、回収不能と認められる事由が発生したときは、本県財務規則に基づき不納欠損処理を行っている。平成28年度には不納欠損処理が1件のみ行われており、これは破産を理由とするものである。担当課によれば、直ちに確認可能な資料のある平成24年度から平成26年度まで、本債権につき不納欠損処理を行った例はなく、従前定期的(数年おき等)に不納欠損処理を行うような運用もなかったが、平成27年度に、その時点で消滅時効が完成していた全ての債権49件、金額にして7,434,060円について、一挙に不納欠損処理が行われた。このときに処理された債権のうち古いものには、直近の時効中断が平成元年(すなわち平成5年中には時効消滅)というものもあることから、この債権のみ処理から漏れた可能性も否定できないものの、平成27年度までの間、適時適切なタイミングで不納欠損処理がなされてこなかった疑いがある。

③所管課

福祉保健部 こども家庭課

(2) 監査の要点

債権管理の状況及び方法、督促・回収の具体的な方法並びに不納欠損処理の実情等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3) 回収業務について

①【意見1】法的手続の活用について

平成26年度から平成28年度における本債権(現年度分)の回収は、平成27年度を除いては、それぞれ調定額に対する割合で低水準に止まっていると言わざるを得ない。債務者の資力によっては生活に対する影響が小さくないことから、回収が容易ではなく結果回収率が低調となることには致し方ない部分もあるが、当年度中の早期回収をしなければ、それだけ過年度分の残高が積み上がることにもなってしまう。

現状、回収方法として督促状の送付や電話、或いは訪問が中心となっており、特に訪問による督促には相当の努力をしていることが窺われる。しかしながら、例えば返還しない意思が強固な者等に対しては、(勿論費用対効果の問題もあるが)早期の段階で訴訟移行することであっても良く、判決による強制力を背景に分割弁済の和解をすることも回収の実を上げる方法としては有効である。そこで、回収の一手段として、法的手続の利用可能性について検討されたい。

②【意見2】分割返還に関する基準等の設定について

現時点でも、資力に乏しく返還が困難な債務者に対しては、相当少額となっても分割返還を認める運用がなされている。母子家庭及び父子家庭の貧困率がそうでない世帯と比べ高いことは統計上も明らかであり、特に母子家庭においてそれは顕著であることに鑑みれば、分割返還を柔軟に認めることは重要であるが、現在の運用上、分割金額の設定に関する基準のようなものは特に存在せず、毎月返還可能な金額についても基本的に自己申告に依っている状態であるなど、運用として不安定である上、返還金債務を負う者の間でも不平等が生ずるおそれもある。

例えば債務総額、所得額、扶養家族の人数等の客観的な要素によって定型的に毎月の返還額が決まるような基準を設けるなど、分割金額がある程度客観的に定めることができないか検討されたい。

(4) マニュアル等について

①【意見3】マニュアルの適時見直しについて

現在本債権の回収事務に使用されているマニュアル等には2種類があるが、このうち国が定めた「児童扶養手当返納金債権管理の手引」は、現在と制度の建て付けが異なる平成元年のものである。返還金の回収に関する考え方の部分などは現在にも通用する部分も多く、また、国が発行するものであるため、これを運用から排除する必要はないものの、古いマニュアルであり法改正にも対応していない。また、戸別訪問が多いことから、その際のトラブルを予防する必要があるものの、運用で対応しており、このためのマニュアル等は存在しない。

については、現在の本債権回収の運用実態や法改正を踏まえ、マニュアルの整備を検討されたい。

(5) 不納欠損処理について

①【意見4】適時適切な不納欠損処理について

前記のとおり、本債権については、少なくとも平成24年度から平成26年度までは不納欠損処理が行われておらず、また、平成27年度に時効消滅していた債権をまとめて不納欠損

処理した際には、平成5年中には時効消滅した債権が含まれていたことから、平成27年度までの間、時効消滅した債権の不納欠損処理が全く行われていなかった疑いがある。

公債権の場合、消滅時効の完成とともに確定的に債権が消滅するのであるから、適時に不納欠損処理をしなければ、帳簿上の債権額(=資産額)と実質的な価値がことなることとなり、本県の財務状態の適正な把握ができなくなるおそれがある。

平成27年度に一举に処理したことにより、かかる不適切な状態が解消したことは素直に評価すべきであるも、定期的に(可能な限り毎年)不納欠損処理を要する債権の有無について検討し、必要なものについては速やかに不納欠損処理を行うなど、運用の改善に努められたい。

第7 私債権について

1. 宮崎県介護福祉士等修学資金貸付金(福祉保健部)

(1) 債権の概要

① 債権の内容・性質

表 65 債権の概要

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
宮崎県介護福祉士等修学資金貸付金(収入未済額)	1,157,003	7	不可	民法587条(旧)宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例	私法上の金銭消費貸借契約により発生する債権	10年
1件当たり金額(収入未済額)	165,286					
宮崎県介護福祉士等修学資金貸付金(返済期限未到来額)	12,783,997	19	不可	民法587条(旧)宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例	私法上の金銭消費貸借契約により発生する債権	10年
1件当たり金額(収入未済額)	672,841					

図 17 債権の概要

貸付金 (延滞あり)	平成28年度末までに調定(請求済) ←		
	回収済み	収入未済額 1,157千円	将来調定分 12,783千円

本債権は、本県における介護福祉士及び社会福祉士の人材確保の目的で、これらを養成する学校等に在学する者で、卒業後1年以内に、介護福祉士等として県内(国立児童自立支援施設等も含む)で一定の業務に従事する意思のある者を対象に、修学資金を貸し付けることを目的とした宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例(以下、本項において「本条例」という。)に基づき、対象者に貸し付けられたことにより発生したものである。なお、本条例は平成20年に廃止されているため、現在残存している債権は、全て過年度分であることとなる。

本条例に基づく修学資金の貸付の約定は以下のようなものである。

- ①貸与額：月額 36,000 円
- ②償還期間：貸与を受けた期間に相当する期間内
- ③利息：なし
- ④遅延損害金：年 14.6%
- ⑤連帯保証人：あり

もともと、養成施設を修了後1年以内に対象の業務への従事を開始し、それが7年間(一定の過疎地域で業務に従事した場合及び養成施設への入学時で45歳以上であって離職して2年以内の者の場合にあつては、3年間)継続されたとき、並びに対象業務上の理由により死亡し又は心身を故障したため対象業務に従事することができなくなったときは、返還が免除される(裁量の余地はない)。

また、養成施設を修了後1年以内に対象の業務への従事を開始し、かつ、それが継続している限りは、本債権の返済の猶予を受ける。

その結果、平成28年度末の時点で、7名の者が返済中であり、14名の者が返済猶予を受けている。

②債権管理事務の概要

表 66 過去3年間の債権の推移

(単位：円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前期末残高	45,389,430	34,459,430	23,351,286
返済期限未到来額	32,392,422	21,912,283	12,783,997
調定額	3,061,008	2,179,147	1,675,289
収入額	994,000	740,144	518,286
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	2,067,008	1,439,003	1,157,003
免除額	9,936,000	10,368,000	8,892,000

本債権については、本県福祉保健部福祉保健課が所管し、職員1名が管理回収業務を担当している。本債権の管理回収に関しては専用のマニュアルのようなものは特に存在せず、返済の遅滞が発生する都度、担当者が電話ないし文書による督促を行っている。貸与を受けた本人による返済が困難である場合、連帯保証人に返済を請求する扱いである(なお、連帯保証人は、本条例の施行規則により、独立の生計を営む者であることが要求される)。

資力等の問題で本来の約定による返済が困難な場合は、返還方法申出書又は返還猶予

申請書を提出させ、返済方法の変更(所謂リスケジュール)を認める場合もある。

以上のような督促等を経てもなお回収困難な場合、最終的には消滅時効の完成をもって不納欠損処理がなされることになるが、過去、消滅時効の完成による不納欠損処理が実際になされた例はない。また、訴訟等の法的手続が実施された例もない。担当者によれば、本事業による貸付を受けた者の大半が介護福祉士等として一定期間就業すること等の要件を充足して返還免除の決定を受けており、そうでない者も概ね順調に返還がなされているため、本事業開始以来の累積貸付総額は208,188,000円に上る一方、収入未済額は平成28年度末時点で1,157,003円にとどまっている。現在ある返還期限未到来分も、大半が返還免除となる見込みである。

③所管課

福祉保健部 福祉保健課

(2)監査の要点

債権管理の状況及び方法、督促・回収の具体的な方法並びに不納欠損処理の実情等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3)債権の回収状況と法的手続き

①(考察)債権の状況

本債権は、大半が返還免除となることもあり、貸与を受けた本人及び連帯保証人双方からの任意の回収が困難となった場合でも、訴訟その他法的手続による回収が図られたことはないが、他方で消滅時効完成による不納欠損処理がなされたこともないとのことである。

②【意見1】適時適切な法的手続の活用について【要望】

①より、本債権は比較的順調に回収又は免除により処理されていると言える。

しかしながら、不納欠損処理されていないものの、一部ではあるが現に任意の回収ができない債権があることも確かである。従って、本債権に関して前例はないものの、このような債権については回収のため法的手続を採ることも検討されて然るべきである。勿論、法的手続を採るとなればコスト、時間、人員等の面で相応の負担が掛かるため、個別の案件における回収の可能性・容易性に依りて実施すると否とを検討せざるを得ないが、判決の強制力を背景に、訴訟上の和解により分割返済の合意をすることも事案によっては十分有り得る。現に、本事業に近い趣旨で実施されている育英資金貸付事業(教育庁所管)や独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸付事業においては、(全ての事案ではないであろうが)任意の返済が得られない場合には訴訟移行している事例も多い。

従って、以上を踏まえ、適時適切な法的手続の活用をお願いしたい。

2. 宮崎県看護師等修学資金貸付金(福祉保健部)

(1) 債権の概要

① 債権の内容・性質

表 67 債権の概要

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
宮崎県看護師等修学資金貸付金 (収入未済額)	882,787	4	不可	宮崎県看護師等修学資金貸与条例	私法上の金銭消費貸借契約により発生する債権	10年
1件当たり金額 (収入未済額)	220,696.75					
宮崎県看護師等修学資金貸付金 (返済期限未到来額)	118,632,000	111	不可	宮崎県看護師等修学資金貸与条例	私法上の金銭消費貸借契約により発生する債権	10年
1件当たり金額 (期限未到来額)	1,068,756.76					

図 18 債権の概要

貸付金 (延滞あり)	平成 28 年度末までに調定(請求済) ←		
	回収済み	収入未済額 882 千円	将来調定分 118,632 千円

本債権は、本県内における看護師、保健師、助産師(以下、本項において「看護師等」という)の確保及び資質の向上を目的として、一定の養成施設に在学し、免許取得後直ちに本県内特定施設等において看護師等の業務に従事する意思を有する者を対象に修学資金を貸し付けることを目的とした宮崎県看護師等修学資金貸与条例(以下、本項において「本条例」という)に基づき、対象者に貸し付けられたことにより発生したものである。

本条例に基づく修学資金の貸付の約定は以下のようなものである。

- ①貸与額：県立看護大学に在学した者 月額 32,000 円 (最大 4 年間)
民間の養成施設に在学した者 月額 36,000 円 (最大 3 年間)
- ②償還期間：貸与を受けた期間に相当する期間内

※県立看護大学に在学した者 年額 384,000 円

※民間の養成施設に在学した者 年額 432,000 円

③利息：なし

④遅延損害金：年 14.5%

⑤連帯保証人：あり

もともと、養成施設を卒業後1年以内に免許を取得し、かつ、直ちに県内の特定施設等（病床数 200 床未満の病院等。以下同じ。）で看護師等として引き続き業務に従事した機関が5年に達したとき及び業務上の理由により死亡し又は心身を故障したため対象業務に従事することができる見込みがなくなったときは、返還が免除される（裁量の余地はない。）。また、業務上の理由以外の理由による死亡又は心身の障害により修学資金を返還することができなくなったとき及び特定施設等において業務に従事した期間の月数の合計が修学資金の貸与を受けた期間の月数以上となったときは、それぞれ知事の裁量により、所定の額の修学資金の返還を免除することができることとされている。

また、養成施設を修了後1年以内に免許を取得し、直ちに特定施設等において業務に従事しているとき、又はその意思がありながら災害や疾病等のため業務に従事することができないとき、若しくは他の養成施設に進学しているとき等は、その間、本債権の返済の猶予を受ける。

②債権管理事務の概要

表 68 3年間の推移（総額）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
前期末残高	133,377,190	136,292,890	125,403,800
新規貸付・延滞金等	19,128,000	18,293,545	17,185,787
収入額	9,113,100	9,958,635	7,090,800
不納欠損額	0	0	0
返還免除額	7,099,200	19,224,000	15,984,000
当期末残高	136,292,890	125,403,800	119,514,787

表 69 3年間の推移（現年度分のみ）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
前期末収入未済額	1,766,390	1,986,890	917,000
調定額	11,099,990	10,875,635	7,973,587
収入額	9,113,100	9,958,635	7,090,800
当期末収入未済額	1,986,890	917,000	882,787

本債権については、本県福祉保健部医療薬務課が所管して管理業務を行っている。本債権の管理回収に関しては専用のマニュアルのようなものは特に存在せず、回収担当者 2 名が、返済の遅滞が発生する都度、担当者が電話ないし文書による督促を行っているほか、債権管理事務に関する嘱託職員が居宅を訪問して催促し、或いは納付の指導をしている。貸与を受けた本人による返済が困難である場合、連帯保証人に返済を請求する扱いである（尚、連帯保証人は、本条例の施行規則により、独立の生計を営む者であることが要求される）。

このような回収業務をもってしても回収に至らない場合、最終的には時効消滅による不納欠損処理をすることとなるが、この数年（少なくとも平成26年以降）、不納欠損による処理を要する事態には至っていない（表 68）。また、回収のため法的手続を採った事例は過去にもない。

近年の回収状況は、表 68 及び表 69 のとおりである。収入未済額は、年度によってばらつきがあるものの一定の割合で発生しており、他方で額としては減少傾向にあると言える。もっとも、本債権に係る収入未済額は、貸付残高が優に1億円を超える規模であることからすれば僅少であると評価することができる。

このように、本債権の収入未済額が事業規模と比べ小さい範囲に止まっている原因は、①条例の規定により、在学中又は特定施設等において業務に従事中であること等から返還を猶予される例が多いこと、②①の債権も一定期間対象業務に従事したことにより返還免除となる例が多いこと、③傷病等により返還不能となった場合にも、本条例の規定に基づいて返還が免除される例があること等、そもそも返還の対象となる例が少ない点にある。これは、貸付残高に対する表 69 の調定額からも見て取れるところである。

③所管課

福祉保健部 医療薬務課

(2) 監査の要点

債権管理の状況及び方法、督促・回収の具体的な方法並びに不納欠損処理の実情等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3) 適時適切な法的手続の活用

①(考察)債権の状況

本債権は、大半が返還免除となることもあり、貸与を受けた本人及び連帯保証人双方からの任意の回収が困難となった場合でも、訴訟その他法的手続による回収が図られたことは無いが、他方で消滅時効完成による不納欠損処理がなされたことも無いとのことである。

すなわち、本債権は比較的順調に回収又は免除により処理されていると言える。

②【意見1】適時適切な法的手続の活用について

しかしながら、今後任意の回収が見込めず、他方免除の対象にもならず回収困難となる事例が発生することは十分有り得る。前例はないものの、そのような場合には法的手続の利用も検討されたい。法的手続を採るとなればコスト、時間、人員等の面で相応の負担が掛かるため、個別の案件における回収の可能性・容易性に応じて実施すると否とを検討せざるを得ないが、判決の強制力を背景に、訴訟上の和解により分割返済の合意をすることも事案によっては十分有り得ることから、選択肢の1つとすることがあって良いと考える。

3. 宮崎県医師修学資金貸付金(福祉保健部)

(1) 債権の概要

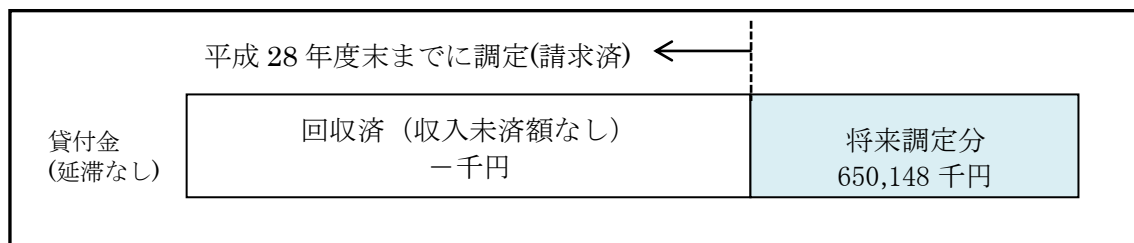
① 債権の内容・性質

表 70 債権の概要

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
宮崎県医師修学資金貸付金 (収入未済額)	0	0	不可	宮崎県医師修学資金貸与条例	私法上の金銭消費貸借契約により発生する債権	10年
1件当たり金額 (収入未済額)	0					
宮崎県医師修学資金貸付金 (返済期限未到来額)	650,148,000	134	不可	宮崎県医師修学資金貸与条例	私法上の金銭消費貸借契約により発生する債権	10年
1件当たり金額 (期限未到来額)	4,851,850.75					

図 19 債権の概要



本債権は、本県内の地域医療を担う医師の育成及び確保を図り、もって医療提供体制の充実に資するため、医師が不足する医療機関に従事しようとする者を対象に修学資金を貸し付けるものとした宮崎県医師修学資金貸与条例(以下、本項において「本条例」という)に基づき、対象者に貸し付けられたことにより発生したものである。

本条例に基づく修学資金の貸付の約定は以下のようなものである。

①貸与額：月額100,000円

また、大学1年時から貸与する場合、入学金相当額として、さらに282,000円が追加される。

②償還期間：返還理由が生じた月の翌月の末日に、一括返還

③利息：一定の場合に年10%

④遅延損害金：年15%

⑤連帯保証人：あり（2名）

もともと、修学資金の貸与を受けた者が、指定医療機関（県内のへき地に所在し又は小児科、麻酔科、産科、救急科等を標ぼうする公的医療機関、総合診療を行う公的医療機関等）において、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（臨床研修を受けた期間を除く。要するに、医学部卒業まで6年間貸与を受けたならば、臨床研修（2年間）終了後12年間）業務に従事したときや、業務上の理由により死亡し又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難となったときには修学資金の返還が免除され（裁量の余地なし）、また、貸与を受けた者が対象業務外の事由で死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該研修資金を返還することができなくなったと認められるときには、知事の裁量により、修学資金の全部又は一部の返還が免除される。本条例は平成18年に制定されたものであるが、平成28年度末までの通算で、義務履行により返還を免除された例が3件、返還が発生した例が5件となっている。

②債権管理事務の概要

表 71 3年間の推移（総額）

（単位：円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前期末残高	358,140,000	448,488,000	545,118,000
新規貸付・利息	96,400,703	104,047,111	113,885,800
収入額	1,252,703	2,617,111	8,855,800
不納欠損額	0	0	0
返還免除額	4,800,000	4,800,000	0
当期末残高	448,488,000	545,118,000	650,148,000

表 72 3年間の推移（現年度分のみ）

（単位：円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前期末収入未済額	0	0	0
当期調定額	1,252,703	2,617,111	8,855,800
収入額	1,252,703	2,617,111	8,855,800
当期末収入未済額	0	0	0

本債権については、本県福祉保健部医療薬務課が所管して管理業務を行っている。本債

債権の管理回収に関しては専用のマニュアルのようなものは特に存在せず、回収担当者 2 名（他業務と兼務）が管理回収業務に当たっている。返済の遅滞が発生した場合、担当者が電話ないし文書による督促を行うこととなるほか、貸与を受けた本人による返済が困難である場合、連帯保証人に返済を請求する扱いである（尚、連帯保証人は、本条例の施行規則により、独立の生計を営む有資力者であることが要求される）。もともと、従前、このような督促が行われた例はなく、表 72 のとおり、返還義務が発生した場合も、全て一括で返還されていることから、これまでに収入未済が発生した事例はない。また、前記のとおり、本修学資金は一定の要件を満たすことで返還義務が免除されることから、返還の必要そのものがなくなる例もある（もともと、昭和 41 年制定の宮崎県看護師等修学資金貸与条例と比べてかなり新しい条例であることもあって、まだ返還免除の実績は少ない）。

③所管課

福祉保健部 医療薬務課

(2) 監査の要点

債権管理の状況及び方法、督促・回収の具体的な方法並びに不納欠損処理の実情等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3) 返還方法の見直しについて

①(考察) 債権の状況について

本債権については、返還免除要件に該当すれば返還が免除されるほか、従来返還事由が発生した例でも全て一括返還がなされてきたこともあり、現在までに「回収」の業務が発生した例がない。資力の問題もあると思われるが、回収担当者の確実な業務遂行の結果であると評価したい。

②【意見1】返還方法の見直しについて

もともと、本条例は、施行後漸く 10 年が経過したところであり、返還免除となった事例も返還事由が発生した事例も少数にとどまる。従って、今後も従来と同様に確実な回収が見込まれるとは限らず、例えば、医師免許を取得し、臨床研修を修了したものの民間企業に就職するなど、返還事由が発生するも一括返還が困難となる事例も当然ながら想定されるところである。このため、本条例において一括返還以外の返還方法を認めていない点に不安がないではない（運用上不可能ではないのであろうが、それも条例の明文に反するという問題が生ずる）。これは条例の建て付けの問題すなわち立法論であるが、例外的に分割での返還を認める運用ができるよう、今後制度変更を検討しても良いのではないかと考える。

4. 宮崎県小児科専門医師研修資金貸付金(福祉保健部)

(1) 債権の概要

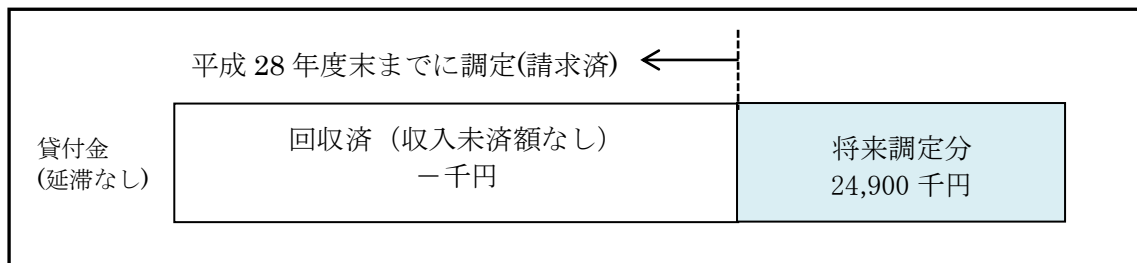
① 債権の内容・性質

表 73 債権の概要

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
宮崎県小児科専門医師研修資金貸付金 (収入未済額)	0	0	不可	宮崎県医師修学資金貸与条例	私法上の金銭消費貸借契約により発生する債権	10年
1件当たり金額 (収入未済額)	0					
宮崎県小児科専門医師研修資金貸付金 (返済期限未到来額)	24,900,000	8	不可	宮崎県医師修学資金貸与条例	私法上の金銭消費貸借契約により発生する債権	10年
1件当たり金額 (期限未到来額)	3,112,500					

図 20 債権の概要



本債権は、本県内の小児科医の育成及び確保を図り、もって医療提供体制の充実に資するため、本県内の病院又は診療所の小児科において専門研修を受けている医師を対象に研修資金を貸し付けるものとした宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例(以下、本項において「本条例」という)に基づき、対象者に貸し付けられたことにより発生したものである。

本条例に基づく研修資金の貸付の約定は以下のようなものである。

- ① 貸与額：月額 150,000 円×最大で 3 年間
- ② 償還期間：返還理由が生じた日から起算して 1 月以内に一括返還。但し、特別の事情があれば分納または返還期限の猶予可。

- ③利息：なし
- ④遅延損害金：年15%
- ⑤連帯保証人：あり

もともと、研修資金の貸与を受けた者が、貸与期間の満了後、県内の小児科において医師の業務に1年間従事したときや、県内の小児科において医師として従事している期間中に業務上の理由により死亡し又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったときには研修資金の返還が免除され(裁量の余地なし)、また、貸与を受けた者が上記以外の事由で死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により当該研修資金を返還することができなくなったと認められるときには、知事の裁量により、修学資金の全部又は一部の返還が免除される。実際には、貸付金のほとんどが免除要件を満たして返還免除となっており、過去に2回だけ存在する返還事由が生じた事例のいずれも、条例の規定に従い一括返還がなされている。

②債権管理事務の概要

表 74 3年間の推移(総額)

(単位：円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前期末残高	40,500,000	30,300,000	16,350,000
新規貸付・利息	10,500,000	5,850,000	11,250,000
収入額	0	1,800,000	0
不納欠損額	0	0	0
返還免除額	0	0	0
当期末残高	30,300,000	16,350,000	24,900,000

表 75 3年間の推移(現年度分のみ)

(単位：円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前期末収入未済額	0	0	0
調定額	0	1,800,000	0
収入額	0	1,800,000	0
当期末収入未済額	0	0	0

本債権については、本県福祉保健部医療薬務課が所管して管理業務を行っている。本債

権の管理回収に関しては専用のマニュアルのようなものは特に存在せず、回収担当者2名（他業務と兼務）が管理回収業務に当たっている。返済の遅滞が発生した場合、担当者が電話ないし文書による督促を行うこととなるほか、貸与を受けた本人による返済が困難である場合、連帯保証人に返済を請求する扱いである（尚、連帯保証人は、本条例の施行規則により、独立の生計を営む有資力者であることが要求される。）。もともと、従前、このような督促が行われた例はなく、表 75 のとおり、返還義務が発生した場合も、全て一括で返還されていることから、これまでに収入未済が発生した事例はない。また、前記のとおり、本修学資金は一定の要件を満たすことで返還義務が免除されるところ、このように返還が免除された事例がほとんどであるので、実際には回収業務が必要となった事例が存在しない。

③所管課

福祉保健部 医療薬務課

(2) 監査の要点

債権管理の状況及び方法、督促・回収の具体的な方法並びに不納欠損処理の実情等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3) 確実な回収業務の遂行について

①(考察) 債権の現状について

本債権については、返還免除要件に該当すれば返還が免除されるほか、従来返還事由が発生した例でも全て一括返還がなされてきたこともあり、現在までに「回収」の業務が発生した例がない。

②【意見1】 確実な回収業務の遂行について

本条例の免除要件は、宮崎県医師修学資金貸与条例に基づく貸付金と比べてもハードルが低いことから、今後も引き続き、大半の貸付事例で返還免除となるものと予測される。従って、本債権の管理回収業務が必要となる事例は今後も少ないであろうが、発生した際には確実な回収を実現することができるよう、態勢の整備に努められたい。

5. 保険財政自立支援事業貸付金(福祉保健部)

(1) 債権の概要

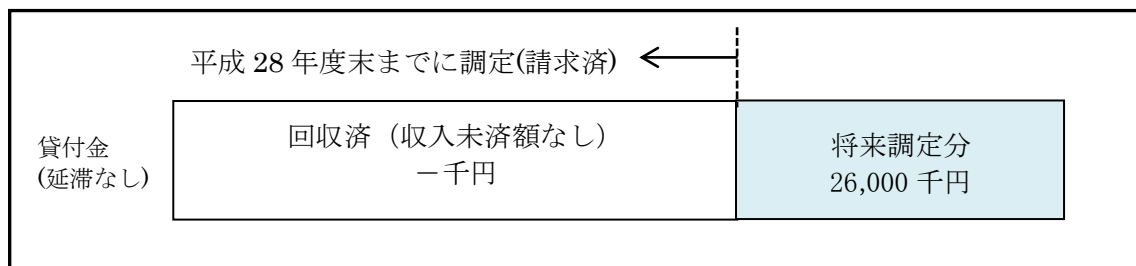
① 債権の内容・性質

表 76 債権の概要

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
保険財政自立支援事業貸付金 (収入未済額)	0	0	不可	民法587条 宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例第6条	私法上の金銭消費貸借契約により発生する債権	10年
1件当たり金額 (収入未済額)	-					
保険財政自立支援事業貸付金 (返済期限未到来額)	26,000,000	1	不可	民法587条 宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例第6条	私法上の金銭消費貸借契約により発生する債権	10年
1件当たり金額 (期限未到来額)	26,000,000					

図 21 債権の概要



宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例(以下、本項において「本条例」という)は、その第6条において、市町村が実施する国民健康保険事業の運営の広域化や国民健康保険の財政の安定化等を図るために必要な費用を貸し付けることができるものと定めている。本債権は、この本条例第6条に基づき本県が市町村に貸し付けたことにより発生するものである。

本条例に基づいて貸し付けられる資金には、保険財政広域化支援事業貸付金と、保険財政自立支援事業貸付金の2種類がある。国民健康保険の運営は市町村を基本単位としているが、特に町村部における人口の減少や高齢化を背景に、市町村国保が小規模化するという現象が生じている。国保が小規模化すると、保険財政が不安定となるほか、事務経費が割

高となって非効率となったり、高額医療費の発生に対応できなかつたりという問題が発生する。そこで、国民健康保険の運営を広域化して運営単位毎の人口規模を拡大することで、運営の効率化・安定化等を図るのが保険財政広域化事業であり、そのために必要な事業資金を貸し付けるのが保険財政広域化支援事業貸付金である(本条例施行規則2条1項)。また、市町村国保の運営上相当の努力をしても財政赤字が不可避となる場合にこの財政赤字を一時的に補填し、或いは社会経済情勢の急激な変化等の要因により保険税の急激な引上げが見込まれる市町村について、その引上幅を緩和するなど、国保財政の安定化を図るために貸付を行うのが保険財政自立支援事業貸付金である(同2条2項)。これらについては、いずれも、本条例施行規則のほか「宮崎県国民健康保険広域化等支援基金貸付等要綱」において、財政規模や補填を要する額等に応じ貸付要件や貸付限度額が定められている。

平成28年度の貸付先は1件であり、現在は据置期間にあることから、返済期限未到来分に計上されている。

②債権管理事務の概要

表 77 3年間の推移

(単位：円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前期末残高	90,000,000	45,000,000	0
新規貸付・利息	0	0	26,000,000
収入額	45,000,000	45,000,000	0
不納欠損額	0	0	0
当期末残高	45,000,000	0	26,000,000

本債権については、本県福祉保健部国民健康保険課が所管して管理業務を行っている。本債権は市町村のみを対象としており、償還期限を定めて償還がなされるため、現実に担当課において回収業務を行うことは通常ない。従って、回収業務に関するマニュアルは特に存在していない。

貸付に当たっては、前記「宮崎県国民健康保険広域化等支援基金貸付等要綱」に基づき、所定の借用証書を貸付先市町村より徴求し、これによって権利義務関係を明らかにしている。

本条例に基づく貸付金の償還期間は、貸付日の属する会計年度の翌々年度から5年間とされている(本条例施行規則8条1項)。災害等の特別の事情がある場合には、償還期限の延長を求めることができるものと規定されているが(同9条1項)、現実に償還期間の延長がなされた例は過去においても存在しない。

③所管課

福祉保健部 国民健康保険課

(2)監査の要点

債権管理の状況及び方法、債権回収の実情等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3)適正な管理回収業務の遂行について

①(考察)債権の現状

本債権は、国民健康保険財政の安定化等を目的に市町村に貸し付けることにより発生するものであることから、常時存在するものではない。また、貸付の対象が市町村であるので、財政破綻に至らない限り回収不能となるおそれはない。さらに、貸付先の数もごく限られている(平成27年度までで3件、現在は1件)上、償還期間も施行規則により5年間に制限されていることから、管理回収業務に特別の注意等は必要ないものと考えられる。したがって、現在の運用に大きな問題はないと思われるので、引き続き、適正な管理回収業務に努められたい。

6. こども療育センター使用料・手数料、入所児童散髪代(福祉保健部)

(1) 債権の概要

① 債権の内容・性質

表 78 債権の概要

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
こども療育センター使用料 (過年度収入未済額)	38,490	7	不可	使用料及び手数料徴収条例 第4条1項1号	私法上の受診行為・入所利用サービス契約により発生する債権	5年
こども療育センター手数料 (過年度収入未済額)	14,579	3	不可	使用料及び手数料徴収条例 第3条1項139号	申請等による事務実施により発生する債権	5年
入所児童散髪代 (過年度収入未済額)	1,600	1	不可	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知	私法上の入所利用サービス契約により発生する債権	5年

図 22 債権の概要

平成 28 年度末までに調定(請求済) ←	
未収未済あり (条件変更なし)	回収済み
	収入未済額 38 千円 14 千円 1 千円

本件が有する県立こども療育センターは、児童福祉法に基づく障害児療育の拠点施設であるとともに、小児整形外科病院としての機能を併設する施設である。脳性麻痺など比較的長期にわたる治療が必要な児童に、整形外科、小児科的治療やリハビリテーション、生活指導を行いながら療育を支援するほか、在宅の障害児(者)に対する支援も行っている。

本センターでは、対象となる児童(主に障害児)が入所し、或いは小児整形外科の診察を受けるなどの利用をした際に、保護者より所定の料金を徴収している。児童が入所する場合は、保護者との契約で、利用料金を毎月末日で締め、翌月に請求して末日までに保護者がこれを支払うものとしているが、この利用料金が未収となる場合があり、これが上記表 78 の

「こども療育センター使用料」である。また、これには診察料の未収も含まれる。本センターは、県内各地で療育等に関する巡回相談を実施しているが、その際には現金を扱うことができないため、納付書を交付して後日利用者に納めてもらっているが、この納付がなされないために収入未済となっている。

この巡回相談の際には、診察の結果を診断書として発行することがあり、その文書料の未収が上記表 78 の「こども療育センター手数料」である。これも上記診察料と同じく、納付書を交付しても納付されないために収入未済となっている。

本センターの入所児童に対しては、毎月 1 回出張可能な業者に依頼をして散髪を行っているところ、その散髪代を保護者に請求するタイミングのずれから生ずる債権が「入所児童散髪代」であり、これは実質的に立替金となる。この散髪は、実施する都度業者が本センターに請求書を発行し、本センターは請求書受領後 15 日以内にその支払をするが、保護者に対しては入所費と併せて請求するため、入所費と同様その回収は翌月となる。このため、保護者の入所費等の支払が遅れるなどすると、上記表 78 のように収入未済が発生することがある。

②債権管理事務の概要

本債権については、本センターにおいて管理回収業務を行っている。

使用料、手数料とも、未収が発生することはまああるが、未収の情報は医事窓口や外来窓口で共有され、来所時に催促・回収をするため、本センターの利用が継続している限りは、長期にわたって未収となる例はあまり見られない。

しかしながら、入所費については入所児童が退所するとそのまま支払をしなくなる例があるほか、診察料や文書費については、巡回相談後に再度の受診や相談がないと、催促の電話等をしてしても支払われなくなることがあるなどして、結果未収となってしまう。

このような本センターの使用料等に関する債権の未回収額は、平成28年度末現在、表 78 のとおり 11 件で 54,669 円となっている。

未収が発生した場合、本センターの 2 名の職員(兼務)が、電話や書面による督促の業務を行っているが、この回収業務に関するマニュアル等は特に存在しない。また、未収1件当たりの金額が僅少であることもあり、法的手続が採られた例はない。他方で、近年は回収に相当の努力を重ねた結果、消滅時効による不納欠損処理の例もない。過去に遡れば、消滅時効や債務者死亡による不納欠損処理がなされ、或いは少額の債権について本センターの判断で不納欠損処理をしているものがあつた可能性はある(もつとも、現在これを証する資料は見当たらない。)

③所管課

福祉保健部 障がい福祉課

福祉保健部 こども療育センター

(2) 監査の要点

債権管理回収の状況及び方法、不納欠損処理の実情等について、資料及び担当者からの聴取により確認した。

(3) 効果的な督促等の実施について

①(考察)債権の現状について

表 78 の金額及び累積での未収額からも明らかであるとおり、本センターの未収金は、その施設規模に比すれば微々たるものである。これは、本センターにおける従前の未収金の督促や未納者に関する情報共有その他の債権管理回収業務が奏功していることの証左であり、評価したい。

前記のような未収金が発生することは、特に巡回相談における診察料等が納付書による後払いである以上致し方なく、未収金の発生自体を予防することは、この後払い方式を見直さない限り困難と言える。

②【意見1】効果的な督促等の実施について

本債権が受益者に負担を求めるものである以上、未収が発生したときは本来法的手続を採るべきであるが、上記のとおり、1件当たりの未収金額は僅少であり、訴訟手続等にかかる純粋な費用(収入印紙代や郵便切手代等)と比べても費用倒れとなる。従って、本債権の未収金額が僅少である限り、回収のために法的手続を採ることは現実的ではないと言える。

以上を踏まえ、引き続き、適時適切な督促等の実施により未収金を最小化するよう努められたい。

7. 心身障害者扶養共済年金負担金(福祉保健部)

(1) 債権の概要

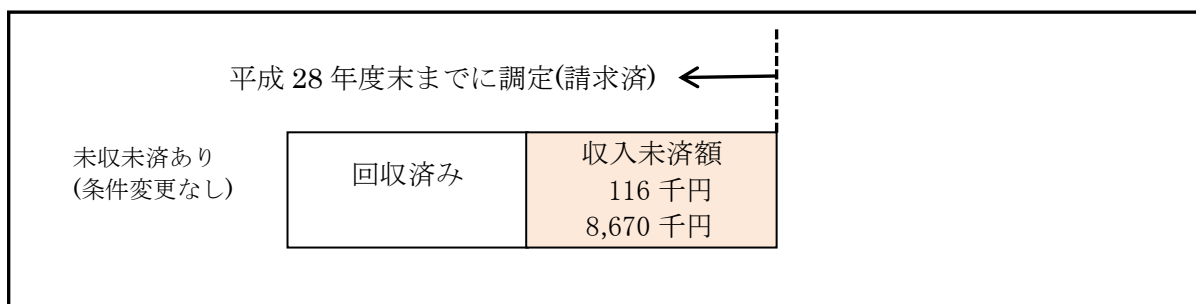
① 債権の内容・性質

表 79 債権の概要

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
心身障害者扶養共済年金負担金 (現年度収入未済額)	116,500	5	不可	宮崎県心身障害者扶養共済制度条例	私法上の加入契約により発生する債権	1年
1件当たり金額 (現年度収入未済額)	23,300					
心身障害者扶養共済年金負担金 (過年度収入未済額)	8,670,950	1,181	不可	宮崎県心身障害者扶養共済制度条例	私法上の加入契約により発生する債権	1年
1件当たり金額 (過年度収入未済額)	7,342.0					

図 23 債権の概要



本県では、心身障害者の保護者が死亡し又は重度の障害を有するに至った場合、当該障害者に一定の年金を支給してその生活の安定と福祉の増進を図る、宮崎県心身障害者扶養共済制度(以下、「本制度」という)を設けている(宮崎県心身障害者扶養共済制度条例。以下、「本条例」という)。

本制度には、一定程度の知的障害、身体障害又は精神障害があり、将来的に自活することが困難な者の保護者であって、一般生命保険への加入を拒絶されるような疾病等がない65歳未満の者が加入することができる。毎月の掛金は、加入者の年齢によって異なり、現在(平成10年以降)1口当たり3,500円(35歳未満)～13,300円(60歳～64歳)であって、2口

まで加入できる。加入者が20年以上継続して本制度に加入し、かつ65歳に達した日以降は、掛金の支払いが免除される。加入者が死亡し又は重度の障害を有するに至った場合、年金の受取人たる障害者は、1口当たり毎月2万円の年金を受給することができる。また、市県民税非課税となる者は相当と認めるときに半額の、生活保護の被保護者は申請に基づき全額の掛金が、それぞれ免除される。現時点で、本制度に加入し、かつ掛金の納付義務を負う者は46名いるが、そのうち8名が減免を受けている。

本債権は、上記掛金そのものであり、収入未済はこの掛金の未納である。

②債権管理事務の概要

表 80 3年間の推移（現年度分）

（単位：円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調定額	10,438,800	8,948,850	8,874,850
収入額	10,416,400	8,948,850	8,758,350
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	22,400	0	116,500

表 81 3年間の推移（過年度分）

（単位：円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前期末残高	8,670,950	8,693,350	8,693,350
調定額	0	0	0
収入額	0	0	22,400
不納欠損額	0	0	0
当期末残高	8,670,950	8,693,350	8,670,950

本債権については、本県福祉保健部障がい福祉課が所管して管理回収業務を行っている。本制度に基づく掛金の納付状況については、担当者が表計算ソフトを用いて手入力で管理している。回収担当者は、本制度に関する業務を担当する2名であり、未納が発生した場合、まず電話による督促を行い、続いて納付を求める事務連絡文書、さらに督促状を送付した上、なお納付されない場合に訪問による催告を行うものとしている。もともと、平成28年度においては、訪問を行った実績はない。

平成26年度より、過年度収入未済額には殆ど変動がなく、すなわち過年度分の掛金はほぼ回収されていないのが実情であるが、これには、本制度の建て付けが影響しているものと

推測される。すなわち、本条例第 15 条 1 項 5 号及び本条例施行規則第 12 条 2 項においては、掛金を 2 月以上滞納したときは、加入者たる地位を喪失するものと定められていることから、2 か月間掛金を滞納した加入者には、最早滞納した掛金を納付する意味がなく、インセンティブが働かない。このため、加入者たる地位を喪失した滞納者から滞納に係る掛金を回収することは、そもそも困難である。

また、過年度分の収入未済は、金額が多額に上ることも去ることながら、件数も 1,181 件と多数に上っている。その原因は、従前担当課における本債権の整理が十分になされてこなかったことに加え、消滅時効の期間が 1 年に限られていることにもある。本制度は保険法 2 条 1 号における保険契約に該当することから、その掛金の消滅時効は 1 年で完成する(同法第 95 条 2 項)。従って、特に時効中断の措置をとっていない限り、収入未済となって 1 年以上が経過した過年度分の債権は、時効によって消滅していることとなる(現に、担当課においても平成 28 年度は督促状の送付までしか行っておらず、具体的な時効中断の措置がなされた形跡は見受けられない。)。このように消滅時効が完成しており、かつ、債務者がそのことを認識していないことを知りながら敢えて債権を行使することには、道義的問題が全くないとは言えず(民法上も信義則(同法第 1 条 2 項)に反するとされる事例がある)、このために表立って回収をし難いという事情がある。

以上のような理由から、一旦収入未済となって年度を跨いだ本債権の回収は容易ではなく、過年度分の収入未済額に殆ど変動が見られないのはこのためであると見られる。

なお、担当課に現存する資料によれば、本債権のうちもっとも古いものは昭和 61 年度のものであり、従ってその頃から現在に至るまで回収されていないのであるから、その大部分について消滅時効が完成しているものと考えられる。このように債権の消滅時効が完成した場合、公債権ならば時効の援用は必要なく、時効期間の経過(地方自治法第 236 条 1 項により一律 5 年)によって当然に消滅する。しかし、本債権は私債権であり、民法の規定が準用されるため(地方自治法第 236 条 3 項)、債務者(=加入者)により時効の援用がなされなければ、債権は消滅しないまま残存することとなり、しかも、時効援用がない以上不納欠損処理することができない(宮崎県財務規則第 53 条 1 項 1 号)。このようにして、事実上行使することができないため実質的に無価値である一方、消滅時効が完成しても援用されないため債権としては残存するという、形式と実態が乖離した状態が生じているのである。

③所管課

福祉保健部 障がい福祉課

(2)監査の要点

債権管理の状況及び方法、債権回収の実情、とりわけ過年度分の掛金の回収や不納欠損処理に関する実態等について、担当者からの聴取及び提出を受けた資料により確認した。

(3)回収不能な債権の不納欠損処理等の方法に関する検討について

①(考察)収入未済の状況

前記のとおり、本債権のうち過年度収入未済分の大部分について、時効中断の措置の採られないまま消滅時効完成に至っている疑いがある。このような債権は、形式上存続するも、実質的に回収が困難である以上、経済的には無価値と評価せざるを得ないが、そうであれば、この債権を収入未済に計上したままとすることは、本県の財務状態の正確な把握の妨げとなるおそれがある。しかしながら、本債権が時効消滅するには債務者による時効援用が必要となることから、現状のままでは財務規則の建て付け上、時効消滅を理由とする不納欠損処理をすることはできない。

②【意見1】回収不能な債権の不納欠損処理等の方法に関する検討について

時効完成後も債務者本人が履行の意思を示しているなどの事情があればともかく、履行可能性のない本債権をそのままにしておくことは適当ではないので、これを是正するための処理をする必要がある。

そこで、回収不能と認められる本債権を不納欠損処理するための方法の検討に努められたい。その一例として、宮崎県財務規則第53条1項2号に基づき、議会の承認(地方自治法第96条1項10号)を得て債権を放棄する方法が有り得る。採り得る手段はこのようにインテグラーなものとならざるを得ないが、現状が固定化すれば今後も回収不能な収入未済が積み上がり、形式と実態の乖離が更に大きくなることとなりかねないので、早期の対応をお願いしたい。

8. 母子父子寡婦福祉資金(福祉保健部)

(1) 債権の概要

① 債権の内容・性質

表 82 債権の概要

(単位：円)

債権名	金額	件数	強制徴収の可否	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
母子父子寡婦福祉資金 (収入未済額)	154,816,223	918	不可	民法587条 母子及び父子並びに寡婦福祉法	私法上の金銭消費貸借契約により発生する債権	10年
1件当たり金額 (収入未済額)	168,645.12					
母子父子寡婦福祉資金 (返還期限未到来額)	930,803,609	2251	不可	民法587条 母子及び父子並びに寡婦福祉法	私法上の金銭消費貸借契約により発生する債権	10年
1件当たり金額 (返還期限未到来額)	413,506.71					

図 24 債権の概要

貸付金 (延滞あり)	平成28年度末までに調定(請求済) ←		
	回収済み	収入未済額 154,816千円	将来調定分 930,803千円

母子及び父子並びに寡婦福祉法(以下、本項において「法」という)は、母子家庭、父子家庭及び寡婦(配偶者のない女性で、かつて児童を扶養していた者)に対し必要な福祉の措置を行うべきことを定めており、その一環として、母子家庭の母、父子家庭の父、ひとり親家庭の児童又は寡婦に対し、経済的自立に資するための事業資金や教育資金或いは生活資金等、福祉資金の貸付けを行うものとしており、この事業は都道府県においてなすべきものと定めている(法13条、31条の6、32条)。

この法の定めに基づき、本県では、事業開始資金、修学資金、技能習得資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金等12種類の福祉資金貸付制度を設け、各要件に基づき貸付の事業を行っている。

②債権管理事務の概要

表 83 3年間の推移（現年度分）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調定額	149,970,457	143,949,989	139,774,580
収入額	134,843,868	130,367,923	125,789,026
不納欠損額	0	13,539	0
収入未済額	15,126,589	13,568,527	13,985,554
回収率（収入額／調定）	89.9%	90.6%	90.0%

表 84 3年間の推移（過年度分）

（単位：円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
前期末過年度分残高 ＋現年度分繰越額	184,342,125	177,527,779	156,885,503
収入額	21,940,935	21,617,797	16,054,834
不納欠損額	0	12,593,006	0
当期末残高	162,401,190	143,316,976	140,830,669

本債権については、本県福祉保健部こども家庭科課が所管しており、実際に業務を担当しているのは、中央・南部・北部の各福祉こどもセンター並びに児湯福祉事務所、西臼杵支庁である。これら5箇所の合計で正職員6名及び非常勤職員 23 名が業務に当たっている。本債権の管理に当たっては特化型の専用システムを使用している。

本債権の管理回収に当たっては、本県福祉保健部こども家庭課が平成 19 年に定めた「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金収納促進対策要領」に準拠している。

滞納が発生した場合、電話や文書による督促のほか、職員が戸別訪問を行ったり、債務者が上記各福祉こどもセンター等に来所した際に返済方法等につき面談を行ったりしている。

母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う際は、「重要事項説明書」を交付して、これが貸付金であって給付金ではないこと、目的外使用が禁止されていること、連帯保証人の責任、事業ないし修学をやめたときや連絡先等に変更があったときには申し出るべきこと等を説明し、債務者に返還を確約させるほか、連帯保証人を立てさせて、債権回収の担保に努めている。また、本債権の償還は、原則として口座振替によって行わせるものとしている。

このような債権回収業務の結果、平成 26 年度から平成 28 年度にかけては、表 83 のとおり、概ね 90%前後が期限内に回収されており、収入未済として繰り越したものは 10%程度に止

まっている。

他方、過年度分(表 84)については、平成 26 年度から平成 28 年度の各年度とも、期首残高(前期末における過年度分収入未済残高+現年度分収入未済残高)に対する回収率は 10%前後にとどまっている。その主たる原因は、結局のところ債務者の生活の困窮である。担当課としては、債務者から生活状況の聴き取りを個別に行い、これに応じて少額ずつ返済させている状況であるとのことであり、これは福祉資金としての性質上致し方ないところではある。とは言え、表 84 のとおり、過年度分残高は漸減傾向にあり、回収業務が奏功していると評価することもできる。

長期間にわたり返済がなされない者については、県外の法律事務所に回収業務を委託している。この法律事務所とは、宮崎県育英資金の回収業務などと同様、公募型プロポーザルを経て委託契約を締結したものであり、委託業務は平成 28 年度より開始されている。但し、現時点では訴訟等法的手続に至った事例はない(今後発生する可能性はある)。

最終的に回収不能となった債権については、宮崎県財務規則53条の規定に従い不納欠損処理されることとなっているが、平成 27 年度に宮崎県議会より本債権の債権管理に関する指摘を受けたことから、新たに「母子父子寡婦福祉資金貸付金におけ不納欠損金の整理基準」を策定して、消滅時効が完成するも債務者が援用する可能性がない事案や、債務者が行方不明となっている事例など、事実上回収困難な債権について不納欠損処理が行いやすくなった。そして、平成 27 年度中に、従前より回収が困難な状況にあったものの不納欠損処理には至らなかった債権をまとめて不納欠損処理している。このため、平成 27 年度における不納欠損の額が極端に大きくなっている。

③所管課

福祉保健部 こども家庭課

(2)監査の要点

債権管理の状況及び方法、債権回収の実情(特に生活困窮者からの回収の実態等)不納欠損処理に関する実態等について、担当者からの聴取及び提出を受けた資料により確認した。

(3)早期回収の励行について

①(考察)債権の現状について

本債権の過年度分収入未済額は、平成 28 年度末で 1 億 4000 万円を超えている。これは本来の返済期限を徒過したもののみの合計額であるので、この回収は深刻な課題である。もともと、前記のとおり、本債権が福祉資金の貸し付けである以上、回収困難な事例が一定程

度発生することは致し方ない。また、平成 28 年度より不納欠損処理を機動的に実施できるような運用を改めた上、外部の法律事務所に長期未済事案の回収業務を委託するなど、抜本的な対策も開始されていることから、現時点においては、この新たな運用が奏功するか否かを見守る必要がある。

②【意見1】早期回収の励行について

他方、本債権の現年度分、すなわち調定された当年度内に回収された貸付金の回収率は90%前後に及んでおり、これは評価に値するものであるが、現年度内か翌年度に繰り越すかによって、回収率に大幅な違いが生じている点が注目される。このような違いが生ずる原因まではわからないものの、早期回収が有効であることは確かである。

したがって、これ以上の過年度分収入未済の増加を防ぐためにも、可能な限り調定を行った当該年度中を目標として、早期回収に努められたい。

9. 林業公社貸付金、林業公社貸付金(利息)(環境森林部)

(1)貸付金の概要

①貸付金の内容、性質

表 85 債権の概要

(単位:千円)

債権名	金額	件数	債権の区分	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
林業公社貸付金(元本)	26,701,566	117	私債権	一般社団法人宮崎県林業公社貸付金貸付要綱	私法上の貸借契約により発生する債権	10年
林業公社貸付金(利息)	4,100,352	78	私債権	一般社団法人宮崎県林業公社貸付金貸付要綱	私法上の貸借契約により発生する債権	10年

林業公社貸付金(元本)及び林業公社貸付金(利息)は、一般社団法人宮崎県林業公社(以下、「林業公社」という。)に対する貸付金及びその利息である。貸付開始時期は昭和 42 年度であり、以降、継続的に県費による貸付けを行っている。

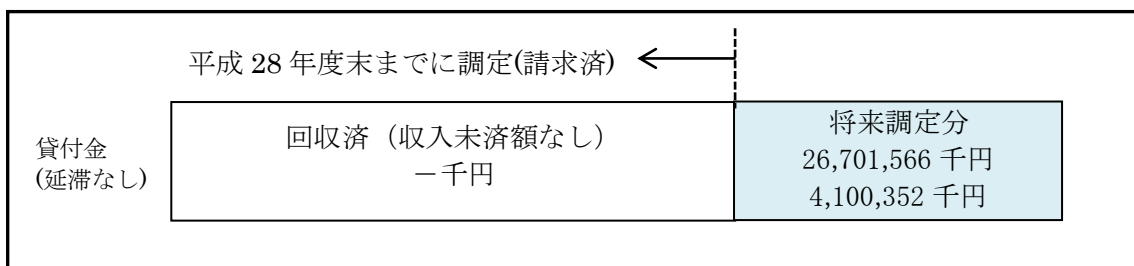
貸付資金の内容や貸付条件については、「一般社団法人 宮崎県林業公社貸付金貸付要綱」に定められている。当該要綱によると、林業公社への貸付けの区分は、事業貸付金と運用貸付金に分けられるが、現在の貸付金は、林業公社が人工林の造成及び管理等のために直接又は間接に必要とする経費に充当する事業貸付金のみとなっている。さらに、新規の貸付けは、主に日本政策金融公庫や市中銀行等への償還に要するための必要資金の貸付けである。平成 28 年度末の残高は、貸付金残高(元本)26,701,566 千円(117 件)と貸付金残高(利息)4,100,352 千円(78 件)となり、元利合計では 30,801,918 千円となる。

表 86 平成 28 年度末の残高

債権名	平成 28 年度末残高(円)					
	収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
	①	件数	②	件数	金額	件数
林業公社貸付金(元本)	0	0	26,701,566,305	117	26,701,566,305	117
林業公社貸付金(利息)	0	0	4,100,352,294	78	4,100,352,294	78

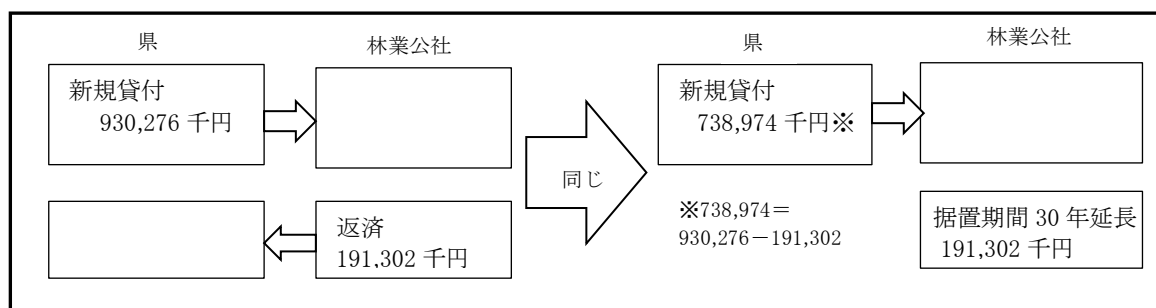
上表のとおり、林業公社貸付金(元本)及び林業公社貸付金(利息)ともに収入未済額は発生していない。よって、「図 2 債権の概要」(6 ページ)では、延滞なしの正常貸付金に該当する。

図 25 債権の概要



しかしながら、当該貸付金は、約定どおりに償還されているとはいえ、近年はその何倍かの新規貸付を実施しており、実質的に返済期が延長されているのと同じ状況にある。

図 26 平成 28 年度の貸付の状況



過去 5 年間の貸付金(元本)の推移は以下のとおりである。

表 87 過去 5 年間の貸付金(元本)の推移

(単位: 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
新規貸付額	1,249,270	1,055,329	1,001,119	961,554	930,276
償還額	90,527	114,039	139,837	163,776	191,302
年度末残高	23,362,242	24,303,532	25,164,814	25,962,592	26,701,566
前年度比較	—	941,290	861,282	797,778	738,974

上表が示すとおり、過去 5 年間に於いては、毎年度の貸付額は林業公社からの(約定に基づく)償還額を大きく上回っており、貸付金残高は前年度比で増加し続けている。また、県からの貸付金残高が増加し続ける状況は当面は続く見込みとしている。これは、前述のとおり、日本政策金融公庫や市中銀行等の償還を優先し、その償還資金に充てるために県から新規の借入れを行っているためである。平成 28 年度の林業公社における長期借入金の借入先別の状況は下表のとおりである。この表のとおり、平成 28 年度においては、宮崎銀行等市

中銀行への返済資金(719,914千円+24,000千円+30,600千円+15,800千円=790,314千円)を、県からの借入資金(930,276千円-191,302千円=738,974千円)で賅っている状況がわかる。

表 88 平成 28 年度の林業公社の長期借入金の状況

(単位:千円)

	前期末残高	当期借入金	当期償還額	当期末残高
宮崎県	25,962,592	930,276	191,302	26,701,566
日本政策金融公庫	5,830,392	560,000	605,467	5,784,925
宮崎銀行	1,290,945	—	719,914	571,031
農林中央金庫	104,000	—	24,000	80,000
宮崎太陽銀行	397,800	—	30,600	367,200
あおぞら銀行	79,000	—	15,800	63,200
市町村	328,000	82,000	—	410,000
計	33,992,729	1,572,276	1,587,083	33,977,922

(出典) 林業公社の平成 28 年度収支決算資料より抜粋(一部加工)。

なお、参考までに、貸付以外の県と林業公社の関係は以下のとおりである。

表 89 出資の状況

出資の状況	出資額	比率
宮崎県	5,000 千円	37.0%
12 市町村	4,200 千円	31.1%
4 森林組合	3,800 千円	28.2%
県森林組合連合会	300 千円	2.2%
県緑化樹苗農業協同組合	200 千円	1.5%
合計(19 団体)	13,500 千円	100%

表 90 林業公社に対する損失保証の状況

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
年度内増加分	414,000	831,000	767,000	645,000	560,000
年度内減少分	1,487,209	1,836,006	1,723,943	1,596,825	1,395,781
年度末残高	10,615,912	9,610,906	8,653,963	7,702,137	6,866,356

(注) 平成 28 年度末残高(6,866,356 千円)は、平成 28 年度末における日本政策金融公庫、宮崎銀行、農林中央金庫、宮崎太陽銀行及びあおぞら銀行に対する借入金残高と一致する。

表 91 林業公社に対する補助金執行額の状況

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
造林補助金	203,955	172,773	86,895	55,172	71,131
分収林整備高度化事業	4,500	4,500	4,500	4,363	4,651
合計	208,455	177,273	91,395	59,535	75,782

②経緯

林業公社への貸付金が、現在の残高に至るまでの経緯は次のとおりである。林業公社設立時の社定款第3条によると、林業公社は、昭和42年に「造林、育成等の森林及び林業に関する事業その他緑化に関する事業を行うことにより、県土の保全及び森林資源の培養を図り、緑資源のもつ多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させ、もって地域経済の振興と住民の福祉の向上に寄与することを目的」として設立された。林業公社の運営に必要な経費は主に借入金で賄われており、県の貸付けも設立当初から行われていた。一方で、主な収入源である木材価格は昭和54年度以降大幅に下落しその後も長期にわたって低迷した結果、計画どおりに事業収入が確保されず慢性的な資金不足が生じることとなった。その資金不足を補うため県の貸付残高は膨らみ続けた。また、平成28年度の林業公社の借入金の状況からもわかるとおり、近年は金利が発生する市中銀行等の借入から、無利子の県からの借入にシフトしていることも、県貸付金が増え続けている原因となっている。

③経営改善に向けた試み

②のような状況に対処し、事業収入を確保し、資金不足を解消するために、県及び林業公社は、今まで何度も経営改善の試みを行っている。

表 92 林業公社の経営改善に係る検討状況

	年月日	計画・方針	主体
1	平成20年3月	第3期 経営計画書(平成20年度から平成29年度)	林業公社
2	平成23年12月	林業公社のあり方に関する県方針	宮崎県
3	平成24年3月	第3期 経営計画書(改訂計画)(平成24年度から平成29年度)	林業公社
4	平成26年8月	宮崎県林業公社の今後のあり方に関する報告書	(注)
5	平成26年10月	宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針	宮崎県

(注)外部有識者等で構成する宮崎県林業公社改革推進研究会

県は、平成 16 年 9 月に林業公社の経営体質や収支改善のための改革方針を策定し、平成 17 年度から 3 年間の集中的な改革に取り組んだ。その後、林業公社を存続させるとの県判断に基づき、林業公社において「第 3 期 経営計画書」(平成 20 年度から平成 29 年度)(表 92 の 1)を策定し事業運営を行うこととなった。

しかしながら、その後も資金不足の状態は続いたことから、県は再度林業公社のあり方を検討し、平成 23 年 12 月に「林業公社のあり方に関する県方針」(表 92 の 2)を策定した。この県方針では、総合的判断のもと再び林業公社を存続させる判断をしたが、その前提として「県は林業公社に対し、列状間伐や帯状複層林施業の実施等、林業公社自身の経営努力による収入の増などの改善計画の確実な実行はもとより、更なる経営努力及び利息の軽減についての粘り強い取組を行うことを求め、一層の収支改善が図られるよう、厳しい目をもって指導・監督を行うこと」となった。

林業公社では、この県方針に示された収支改善を確実に実行すべく、「第 3 期 経営計画書」の改定時期を 1 年前倒して平成 24 年 3 月に「第 3 期 経営計画書(改訂計画)」(改訂計画期間 自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日)(表 92 の 3)を策定した。

平成 23 年 12 月に策定した「林業公社のあり方に関する県方針」では、平成 26 年度の状況に応じて林業公社の廃止もしくは県営林化等を含めた見直しを再度行うとしていたことから、県は、外部有識者等で構成する宮崎県林業公社改革推進研究会が策定した「宮崎県林業公社の今後のあり方に関する報告書」(表 92 の 4)を踏まえて、「宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針」(表 92 の 5)を策定した。この県方針では、再々度林業公社を存続させるとの判断をしたが、その前提として、「不断の経営改善努力」と「経営改善に向けた新たな取組」の 2 つの実行を林業公社に要求した。

④所管課

環境森林課 みやざきの森林づくり推進室

(2)監査の要点

- 林業公社の今後のあり方の検討
- 林業公社の経営改善策の妥当性及び進捗状況の検討
- 県の貸付金の貸付条件の妥当性の検討
- 県の貸付方針の妥当性の検討

(3) 林業公社の今後のあり方について

①(考察) 県方針について

平成26年10月に策定された「宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針」での、県の判断(直近の判断)は以下のとおりである。

第3期経営計画(改訂計画)の実施状況を検証した結果、経営改善が概ね順調に進んでいることや、県(県民)の負担が最も少ないこと、さらには森林整備及び林業生産活動において公益性の面で高い役割が期待できることなどを総合的に判断し、「公社として存続」させることとする。なお、県は、今後も木材価格の動向や国の制度など社会情勢の変化を的確に把握し、公社の経営状況について常に点検・評価を行うとともに、公社に対して、下記のとおり経営改善を求めることとする。

(経営改善の内容)

(1) 不断の経営改善努力

公社は、今後とも「林業公社の収支不足を解消するための改善計画」に基づき、次に掲げる公社自身の経営努力や利息の軽減に取り組むとともに、県内唯一の森林整備法人として果たしてきた役割を今後も発揮しつつ、引き続き経営改善に向けて努力すること。

- ① 列状間伐の実施
- ② 带状複層林施業の実施
- ③ 带状複層林施業の実施に伴う分収割合の見直し
- ④ 間伐材の直納方式による販売
- ⑤ 分収交付金算定基礎の見直し
- ⑥ 計画に沿った収入の確保

(2) 経営改善に向けた新たな取組

木質バイオマスをはじめとする木材の需要増等を踏まえ、上記の経営改善策に加えて、次に掲げる新たな取組に努めること。

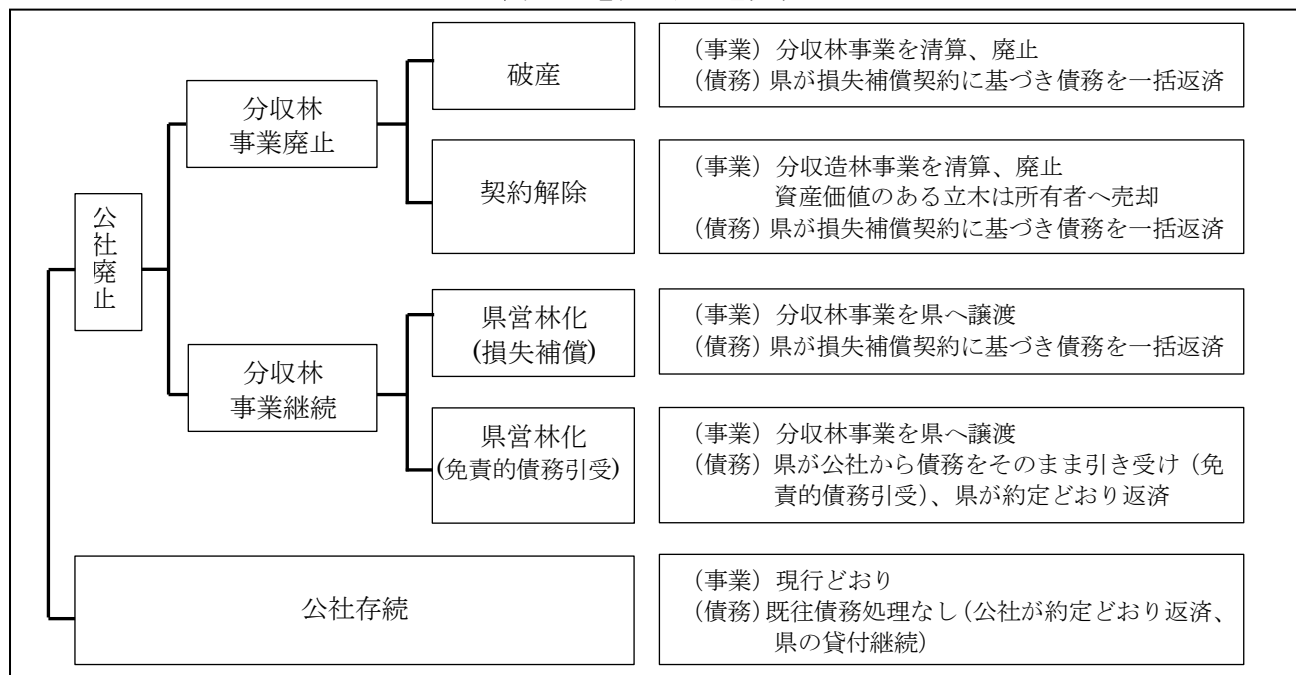
- ① 木質バイオマスの需要増に対応した有利販売の実施
- ② 大規模な売払地の搬出期間の延長
- ③ 社営林に隣接する民有林の同時販売のあっせん
- ④ 公有林の資源調査及び評定の受託

このとおり、県は現状では、「不断の経営改善努力」及び「経営改善に向けた新たな取組」を進めることを前提として、林業公社を存続させる判断をしている。

②(考察)想定される選択肢

県は林業公社を存続させる判断をしたが選択肢としては存続も含めて以下の5つがある。

図 27 想定される選択肢



上記5つの選択肢の内、破産と契約解除は、県の財政負担が大きいことから、県としては当初から選択肢から削除している。

次の選択肢は県営林化である。県営林化のメリットとしては、分収林の適正な管理が継続され森林の公益的機能の維持が図られることや、分収林の間伐等の施業を通じて、中山間地域の雇用の確保が図られることがあげられる一方で、デメリットとしては、県の財政負担が必要となることや、土地所有者全員の同意が必要であり、契約変更等の手続きに相当の期間を要するため、その間の分収林の処分による収入の確保が困難であることがあげられる。さらに、公社は財務諸表を作成するため、経営状況や資産の増減等について把握できる一方、県営林化した場合は、特別会計と一般会計に分かれることから、管理費等の把握が明確にできないため、廃止後の収支が見えにくくなることがあげられる。

最後の選択肢は公社存続である。公社存続のメリットとしては、県営林化の場合と同様に森林の公益的機能の維持等が図られることや、県無利子貸付けに対する特別交付税を受けられること、県内唯一の森林整備法人として、高率補助(85%)を活用した植栽や間伐などの森林整備(施業受託)の継続、さらには社営林を核とした施業の集約化による林業生産性の向上が図られることがあげられる一方で、デメリットとしては、県営林化と同様、今後も県の財政負担が必要となることがあげられる。

③(考察)他都道府県の状況

会社の存続又は廃止に関する他都道府県の状況は以下のとおりである。

表 93 全国の公社の状況(平成 28 年度末)

都道府県名	林業公社等名	存廃の方針				
		存続	廃止	時期	廃止後の経営形態	検討中
北海道	(一財)北海道森林整備公社		○	H25.1	認定取消	
青森県	(社)青い森農林振興公社		○	H25.4	県営林化	
岩手県	(社)岩手県林業公社		○	H19.5	県営林化	
宮城県	(一社)宮城県林業公社	○				
秋田県	(公財)秋田県林業公社	○				
山形県	(公財)山形県林業公社	○				
福島県	(公社)ふくしま緑の森づくり公社	○				
茨城県	(公財)茨城県農林振興公社		○	H23.3	県営林化	
栃木県	(財)栃木県森林整備公社		○	H25.4	県営林化	
群馬県	(社)群馬県林業公社		○	H26.3	契約解除	
埼玉県	(公社)埼玉県農林公社	○				
東京都	(公財)東京都農林水産振興財団	○				
神奈川県	(社)かながわ森林づくり公社		○	H22.4	県営林化	
新潟県	(公社)新潟県農林公社	○				
富山県	(公社)富山県農林水産公社	○				
石川県	(公財)石川県林業公社	○				
福井県	(公社)ふくい農林水産支援センター		○	H26.3	県営林化	
山梨県	(公財)山梨県林業公社		○	H29.3	県営林化	
長野県	(公社)長野県林業公社	○				
岐阜県	(公社)岐阜県森林公社	○				
	(公社)木曾三川水源造成公社	○				
愛知県	(一社)愛知県農林公社		○	H28.3	県営林化	
滋賀県	(一社)滋賀県造林公社	○				
	(財)びわ湖造林公社		○	H24.3	統合	
京都府	(社)京都府森と緑の公社		○	H27.3	府営林化	
兵庫県	(公社)兵庫みどり公社	○				
奈良県	(公財)奈良県林業基金		○	H29.3	県営林化	
和歌山県	(一社)わかやま森林と緑の公社	○				
鳥取県	(公財)鳥取県造林公社	○				
島根県	(公社)島根県林業公社	○				
	(公社)隠岐島前森林復興公社	○				
岡山県	(公社)おかやまの森整備公社	○				
広島県	(一財)広島県農林振興センター		○	未定	県営林化	
山口県	(公財)やまぐち農林振興公社	○				
徳島県	(公社)徳島県森林づくり推進機構	○				
高知県	(一社)高知県森林整備公社	○				
長崎県	(公社)長崎県林業公社	○				
	(社)対馬林業公社		○	H23.1	統合	
熊本県	(公社)熊本県林業公社	○				
大分県	(社)大分県林業公社		○	H19.8	県営林化	
宮崎県	(一社)宮崎県林業公社	○				
鹿児島県	(公社)鹿児島県森林整備公社	○				
計	38(24)都道府県 42(26)公社	26	16			0

※ 計の()書は 28 年度末の数。

この表のとおり、公社を存続している都道府県は24(26公社)で、廃止を判断した都道府県(15)よりも多い。しかしながら、近年においても、平成26年度に京都府、平成27年度に愛知県、平成28年度に山梨県及び奈良県が、公社を廃止しており、林業公社の経営改善は全国共通の課題であると推測される。

③【指摘事項1】林業公社の今後のあり方について

林業公社の今後のあり方については慎重に検討しなければならないが、この点県においても今まで複数回にわたって検討してきた課題でもある。

まず、林業公社を廃止するとともに、分収林事業そのものを廃止する案については、宮崎県の場合、現在森林の多くが主伐期に入っており、今後分収林の売却により収入の確保が見込めることから、県としては選択肢から除外してきた。平成28年度末の林業公社における管理森林面積全体と伐採可能な森林面積の状況は以下のとおりとなっている。この表のとおり、森林の多くが主伐期に入っているという状況は事実であることから、分収林事業そのものを継続する判断は現状においては妥当と判断する。

表 94 林業公社の管理森林面積の状況

(単位：ha)

樹種	面積(割合)	伐採可能な森林面積の割合
スギ	6,730(73.0%)	89.9%(36年生以上)
ヒノキ	2,469(26.8%)	80.1%(41年生以上)
マツ	18(0.2%)	100.0%(31年生以上)
合計	9,217(100.0%)	—

次に、分収林事業を継続するという選択肢について検討する。この場合、林業公社を廃止した上で分収林事業は継続する方法つまり県営林化する方法と、林業公社を存続させたまま分収林事業を継続する選択肢、つまり現行のままとする方法が考えられる。

分収林事業を継続するメリットとしては、引き続き森林の公益的機能の維持が図られ、分収林の間伐等の施業を継続することによって、今までどおりの雇用が確保されるという点が見られる。但し、今後も県の財政負担が必要となるというデメリットが生じることとなる。このデメリットは、県営林化した場合も、現行の体制を維持したままの場合も同じである。

さらに、県営林化した場合、土地所有者全員の同意が必要となるなど県営林化が完了するまでに相当の事務的負担を要する点や、これまでは一般社団法人林業公社として財務諸表を作成しているため効率的に分収林事業を行っているかどうかについて財務諸表の数値で確認することが可能であるが、県営林化することによってその把握が難しくなるといったデメリットが生じることとなる。

一方、現行の体制のまま分収林事業を継続する場合、財政負担が生じるというデメリットは同様であるが、一般社団法人林業公社という独立した組織体制で分収林事業を行うため、事業の成果や効率性等が財務数値を通じて見えやすいというメリットがある。

表 89(126 ページ)から表 91(127 ページ)で示したとおり、県は林業公社に対して貸付けだけでなく、出資、損失保証、補助等あらゆるサポートをしており、その意味において県と林業公社はほぼ一体と考えても良い。たとえば、市中銀行は林業公社に貸し付けてはいるが県の 100%損失保証がついており、市中銀行としても実質的に県に貸し付けていると考えているであろう。このことは、林業公社を廃止しても又は存続しても、事業を継続する以上は県の負担は実質的に変わらないことを意味する。したがって、あえて林業公社を廃止して県営林化するのではなく、現行のままで事業を継続し、県は十分に林業公社の運営状況をモニタリングするやり方が現実的な選択であると考えられる。

以上を総合的に勘案すると、林業公社を存続させるという県の判断は、現状においては妥当であると判断する。但し、林業公社が存続できる前提条件は、今後分収林事業に関する運営状況が改善し、その結果将来的に県の財政負担が減ることである。したがって、県は、これまでと同様、常に林業公社の状況をモニタリングし、経営改善努力を行っているかを確認することが必要である。

④【指摘事項2】経営改善策の妥当性及び進捗状況の検討

③では現行の体制で分収林事業を行うことは妥当と述べたが、その前提条件は、経営改善が着実に図られることである。経営改善が図られないようなら、県からの貸付資金残高は増え続けることになるので、今後体制の見直しも含めあり方について再検討しなければならない。

表 95 過去3年間の林業公社の経常増減額の状況

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経常収益	752,947	664,818	516,750
経常費用	1,380,400	865,742	528,317
当期経常増減額	△627,453	△200,924	△11,567

(出典)林業公社の収支決算より抜粋(一部加工)。

上表は、過去3年間の林業公社の経常増減額の状況である。平成28年度においても当期経常増減額はマイナスであるが、少しずつ改善されていることがわかる。

また、「第3期 経営計画書(改訂計画)」で示された「林業公社の収支不足を解消するための改善計画」に基づく改善効果額も目標を達成している。

当期経常増減額の改善は、これら改善計画の成果とも考えられる。但し、監査時点においては、「不断の経営改善努力」で掲げられている事項の内、带状複層林施業の実施等について、近年の木材価格の動向等により森林所有者の主伐意向が強く、民有林での実施ができなかったため、十分な成果があげられていない。また、財政的に若干改善されたとは言え、平成28年度末時点で正味財産がマイナス8,987,792千円であることから、更なる長期的な視点に立った改善策が必要なことには変わりがない。

表 96 「林業公社の収支不足を解消するための改善計画」に基づく改善効果額

(単位:千円)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
1. 林業公社自身の経営努力	60,736	94,098	65,238	76,341	60,504	61,357	61,855
列状間伐の実施	5,250	14,120	6,300	8,850	6,300	16,451	7,350
带状複層林施業の実施	25,468	15,536	25,468	11,341	29,288	5,050	24,830
带状複層林施業の実施に伴う分収割合の見直し	1,061	0	1,061	0	1,061	0	3,184
間伐材の直納方式による販売	4,291	5,295	5,723	3,194	5,723	3,290	5,723
分収交付金算定基礎の見直し	2,890	4,281	3,021	9,699	2,970	5,412	2,772
計画に沿った収入の確保	21,776	54,866	23,665	43,257	15,162	31,154	17,996
2. 利息の軽減	15,329	32,754	15,894	37,007	15,919	34,948	15,569
利率の減免	6,473	17,021	5,903	15,584	5,334	14,306	4,796
繰上償還	8,856	15,733	9,991	21,423	10,585	20,642	10,773
改善効果額(1+2)	76,065	126,852	81,132	113,348	76,423	96,305	77,424
実績-計画	—	50,787	—	32,216	—	19,882	—

(注) は、平成28年度現在、計画が達成されていない項目である。

今後、県は、林業公社が「不断の経営改善努力」と「経営改善に向けた新たな取組」を具体的に実践し、その成果として財務改善が図られ、最終的に県の財政負担が軽減されるよう引き続き長期的な視点に立った十分な指導を行うことが必要である。

(4) 貸付条件について

①(考察)現状の貸付条件について

現在の県から林業公社への貸付金の貸付条件は以下のとおりである。

- 1) 利息: 無利子(昭和42年度～:3.5%、平成11年度～:2.1%、平成14年度～:0%)

- 2) 償還期間:40年
- 3) 据置期間:30年
- 4) 償還方法:原則として年賦均等償還方法によるが、公社の収益の範囲内で貸付の全部又は一部の繰上償還ができる。

このように、現在は無利子となっているが、平成28年度末時点で元金26,701,566千円に加え、貸付金の利息相当分として残高4,100,352千円が生じている。その経緯は以下のとおりである。

- 1) 平成14年度に、平成14年度以降の新規貸付金について無利子とすることを決定。
- 2) 平成15年度に、平成13年以前の貸付金に係る平成15年度以降の利息を無利子化。

平成14年度以前の確定利息	平成15年度以降発生する利息
4,111百万円(要償還)	9,896百万円(償還不要、無利子化)

※ 平成14年度以前の確定利息は、借入から31年目(据置期間30年)に償還が必要。

- 3) 平成17年度に、平成13年以前の貸付金に係る平成14年度以前の確定利息(償還期限が到来していないもの)を免除。但し、免除の実行は当面保留し、償還期限を毎年度1年延長していく。

平成14年度以前の確定利息		平成15年度以降発生する利息
11百万円(償還済)	4,100百万円(免除(保留))	9,896百万円(償還不要、無利子化)

以上より、平成28年度末時点で貸付金の利息相当分の残高4,100,352千円は、平成13年以前の貸付金に係る平成14年度以前の確定利息(償還期限が到来していないもの)であり、平成17年度に免除とはしたが、現在将来の償還の可能性を残し免除の実行を保留しているものである。

②【意見1】貸付条件について

県から林業公社への現在の貸付条件は、無利子、償還期間40年、据置期間30年である。平成28年度に償還された資金は、30年前までに貸付けた昭和61年度以前の貸付(昭和62年3月)に関する償還分である。平成28年度現在、県の貸付金については毎年度償還分を大きく上回る新たな資金の貸付を実行している。このことは、図26(125ページ)で示したとおり、実質的に償還分についても据置期間を再度30年間延長したに過ぎないことを意

味している。償還期間 40 年、据置期間 30 年であっても、無利子でしかも実質的に償還が果たされていない現状においては、貸付ではなく資金の補助といっても過言ではない。毎年度多額の公費を、実質的な補助金として公社に交付することは明らかに妥当ではない。この多額の公費を他の事業に回すことができたならば、その事業の効果が発現できたのであり、その意味において公社への資金の交付は多くの機会費用のもとに行われているのである。前述のとおり、林業公社は事業収支の改善により県からの借入金を少しでも縮減するよう努めることが重要であるが、実際には縮減が図られていない現状においては、林業公社は県から独立した組織である以上、本来、優遇金利であるにせよ少なくとも金利を支払うことが妥当である。

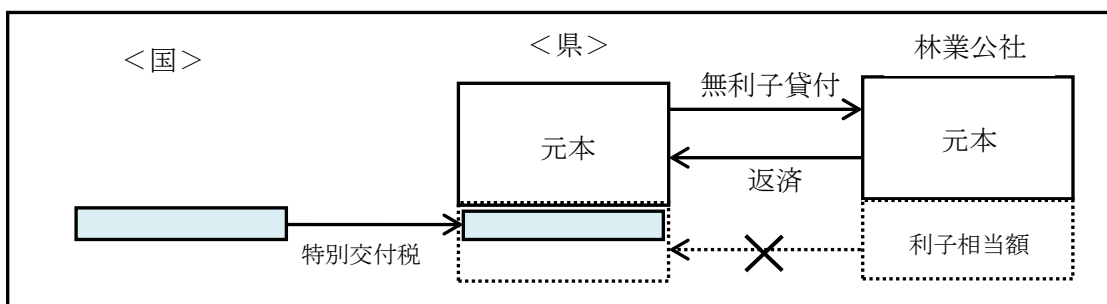
平成 18 年度の包括外部監査では、監査意見として「今後、宮崎県から無利息の借入金を調達し、それをもとに他の市中銀行等の借入金を返済するという計画が、平成 18 年後以降の長期借入金返済計画及び宮崎県林業公社改革の柱となっている。無利息借入を重く受け止める必要がある。宮崎県が宮崎県林業公社に貸し付ける資金源泉の一部は県民税であり、また宮崎県民が最終的に負担する県債という有利子負債である。このような資金に対しては、当然利息を支払うべきである。」との意見が出された。

この意見に対して、県としては、無利子で貸付けていることを重く受け止めて、林業公社の経営改善については、毎月「経営改善実行管理会議」を開催し、活動の状況等を聞き取り、必要に応じて指導を行っており、また経営状況については、毎年度その点検・評価の状況を公表するとともに、県議会へ報告するなど、県民に丁寧の説明しているとしている。林業公社の存続については、国から特別交付税が措置されていることや、森林整備法人であることにより有利な補助率で森林の整備が可能であることから林業公社を存続した方が県（県民）の負担は少なくなると判断しており、その上で、無利子貸付に対しては、今後も引き続き無利子貸付を継続しながら支援を行うとしている。

県が無利子貸付を行っている根拠の 1 つに国からの特別交付税が措置されているという事実がある。これは、森林の公益的機能の維持増進のために林業公社の役割が大きいことから、都道府県が林業公社に無利子貸付及び利子補給を行う場合に、無利子貸付及び利子補給に係る利子負担分のうち、長伐期化や複層林化を行う部分について特別交付税措置を行うというものである。

平成 28 年度においても無利子貸付金残高をベースとして、特別交付税の措置を受けている（特別交付税の措置額は他の交付税との合算となるため具体的な額は不明であるが、無利子貸付金残高ベースで仮に計算すると 89,144 千円が措置されていると試算できる。）。

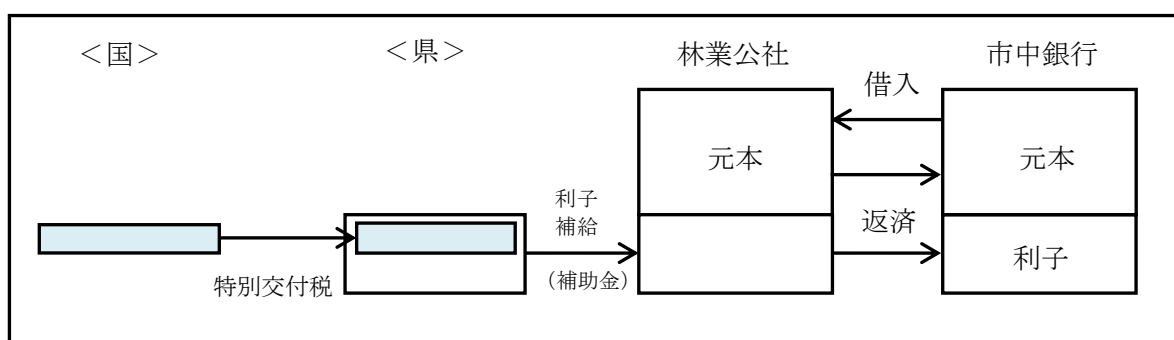
図 28 無利子貸付に係る利子負担分のイメージ



確かに県が無利子貸付を継続することによって国から特別交付税を受けられるというメリットはある。しかしながら、特別交付税は無利子貸付だけではなく、林業公社が市中銀行に払った利子に対し県が利子補給(補助金)を行った場合にも適用される。両者の違いとしては、無利子貸付を行うことによって特別交付税を受ける場合、県は貸付元本の支出が必要でありその見返りとして特別交付税が交付されることになるが、利子補給の場合、県は貸付元本の支出は不要であり、県から林業公社に拠出した利子補給分の一部が国から特別交付税として県に交付されるというものである。その意味で、利子補給は県からの資金の交付を要しないというメリットがある。

いずれにしても、県としては、今まで無利子貸付による膨大な資金を拠出している事実を鑑み、無利子貸付から有利子貸付への変更によって実質的な補助金の交付ではないことを明確にするなど、林業公社の経営状況を見ながら貸付条件の見直しについて再度検討が必要である。

図 29 利子補給イメージ



(5) 今後の貸付けについて

①(考察) 状況

前述のとおり、林業公社は金利が発生する市中銀行等からの借入を随時返済し、その償還資金として無利子の県借入金を充てている。

表 97 平成 28 年度の林業公社の長期借入金の状況(再掲)

(単位：千円)

	前期末残高	当期借入金	当期償還額	当期末残高
宮崎県	25,962,592	930,276	191,302	26,701,566
日本政策金融公庫	5,830,392	560,000	605,467	5,784,925
市中銀行	1,871,745	—	790,314	1,081,431
市町村	328,000	82,000	—	410,000
計	33,992,729	1,572,276	1,587,083	33,977,922

②【意見2】今後の貸付方針について

県としては、今後も今までの方針は変更せず、日本政策金融公庫及び市中銀行からの借入金の約定償還及び繰上償還を行う予定としており、またその償還資金として県からの借入と自己資本で賄おうとしている。つまり、日本政策金融公庫及び市中銀行の資金から県の資金への変換を図っているのである。

しかしながら、市中銀行からの借入金の金利については、前述のとおり利子補給として国からの特別交付税の措置を受けることができる。さらに、日本政策金融公庫からの借入金の金利については、平成 28 年度が 0.1%、平成 29 年度が 0.3%であり、現状においても十分優遇金利となっている。

確かに、日本政策金融公庫からの借入は優遇金利とは言え金利が発生する。また、市中銀行からの借入について、県が利子補給する場合は、国から特別交付税が交付されるが、それは県が林業公社に行った利子補給の一部に過ぎない(図 29 参照)。よって、県から無利子貸付を行い、利子相当分を国から特別交付税として受け取る方が有利と考えることもできる(図 28 参照)。但し、県からの無利子貸付の場合、その分の多額の県費が投入されるという事実を無視すべきではない。

つまり、林業公社貸付事業単独で考えた場合には、県からの無利子貸付へ随時切り替えたほうが有利と考えられるかもしれないが、県全体で考えた場合、林業公社へ投入された資金を他の事業に投入していたなら、市中銀行に支払っていた金利以上の成果を生むことも十分に考えられるのである。

日本政策金融公庫又は市中銀行からの借入	県からの借入
<p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の資金の投入は不要。(その資金を県の他事業に活用できる。) ・県から林業公社への利子補給の一部を国からの特別交付税として受け取れる。 (但し、利子補給の一部) <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入額は、日本政策金融公庫の償還円滑化資金借入限度や市中銀行の貸し渋りに影響される。 ・県から林業公社への利子補給の一部を国からの特別交付税として受け取れるが、それは利子補給の一部に過ぎない。 	<p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国から利子相当分の特別交付税が受け取れる。 ・日本政策金融公庫の償還円滑化資金借入限度や市中銀行の貸し渋りに影響なく、県から借入ができる。 <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の資金の投入が必要。(その資金を県の他事業で活用する機会が奪われる。)

県としては、どの程度までの県資金を林業公社に投入すべきかを慎重に検討すべきである。少なくとも、市中銀行からの借入を繰上償還してまで県からの借入に移行することが最善の方法ではないと考える。

その検討の際には、まず市中銀行の約定償還以上の繰上償還は行わず、また日本政策金融公庫の償還円滑化資金借入限度上限までの借入は継続することを、基本的な考え方とすることが適当と考える。その上で、市中銀行からの追加借入れの可能性については県からの借入との関係を慎重に検討した上で決定すべきである。

以上より、今までどおり無利子貸付への切り替えを進めるのではなく、(4)で記載したように有利子貸付への変更や、県の貸付と日本政策金融公庫や市中銀行からの借入を併存させる方法を採収入の状況を見ながら柔軟に検討すべきである。

県としては、たとえ無利子貸付であるとしても県の貴重な公費から拠出される事実を重く受け止めて、全て県の貸付へとするのではなく、県の貸付、日本政策金融公庫、市中銀行及び市町村からの借入の最適な比率(ポートフォリオ)を検討する必要がある。

10. 林業・木材産業改善資金(環境森林部)

(1) 債権の概要

① 債権の内容、性質

表 98 債権の概要

(単位：千円)

債権名	金額	件数	債権の区分	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
宮崎県林業・木材産業改善資金	261,676	89	私債権	民法第 587 条	私法上の賃貸借契約により発生する債権	10 年 5 年

林業・木材産業改善資金は、林業・木材産業改善資金助成法及び宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程等に基づき、林業及び木材産業の従事者等の中・短期の設備資金を都道府県が無利子で貸付けるものであり、林業・木材産業経営の改善、林業労働災害の防止、林業従事者等の確保を図ることを目的とする。

国が 3 分の 2、都道府県が 3 分の 1 の割合で資金を造成し、これらを財源として林業従事者等へ無利子で貸付けを行うもので、償還された資金は新たな貸付資金の原資となる。

貸付の方法としては、宮崎県森林組合連合会(以下、「県森連」という。)(注1)・宮崎県木材協同組合連合会(以下、「県木連」という。)(注1)等を通じて県から直接貸付けるスキームと、融資機関(注2)を通じた転貸によるスキームがある。

(注1) 事務委託開始年月日

- 1) 県森連:平成 15 年 4 月 1 日
- 2) 県木連:平成 15 年 4 月 1 日

(注2) 転貸開始年月日

- 1) 宮崎銀行:平成 20 年 5 月 30 日
- 2) 宮崎太陽銀行:平成 18 年 1 月 23 日
- 3) 延岡信用金庫:平成 22 年 5 月 13 日

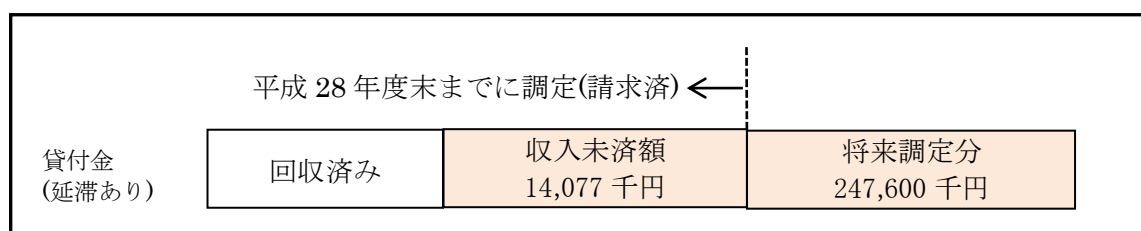
② 債権残高

平成 28 年度末の債権残高は以下のとおりである。

表 99 平成 28 年度末残高の状況

債権名	所管課	平成 28 年度末残高(円)					
		収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
		①	件数	②	件数	金額	件数
宮崎県林業・木材産業改善資金	山村・木材振興課	14,076,715	14	247,600,000	69	261,676,715	83

図 30 債権の概要

**③貸付対象者**

- 林業を営む者
- 木材産業(木材製造業、木材卸売業及び木材市場業)を営む者

④貸付条件

- 金利:無利子
- 償還(据置)期間:最長 10 年(3)年以内
- 償還限度額

部門	借受者	限度額
林業部門	個人	15,000,000 円
	会社	30,000,000 円
	団体	50,000,000 円
木材産業部門	全ての借受者	100,000,000 円

⑤担保・保証人

貸付を受ける場合には、担保又は連帯保証人が必要。
融資機関による貸付けの場合の担保及び保証人の条件は、融資機関の定めによる。

⑥償還方法

原則として、均等年賦支払。

据置期間を設けた貸付金については、償還期間から据置期間を差し引いた期間内での均等年賦支払となる。

⑦債権管理事務の概要

外部委託によって、木材産業改善資金システム(以下「木材システム」という。)を構築しており、このシステムによって、貸付申請登録、貸付決定及び貸付決定通知書出力、納入通知書出力、償還金額入力、償還管理簿出力など、貸付から償還までの事務を管理している。

償還金額入力については、事務委託機関（県森連、県木連）及び金融機関から送られる「収納金払込明細書」を基に、木材システムへ償還金額を入力するとともに、別途エクセル表で償還状況を管理している。

①所管課

環境森林部 山村・木材振興課

(2)監査の要点

- 債権管理事務の妥当性の検討
- 収入未済額(延滞債権)の管理状況の確認
- 特別会計の状況の確認

(3)特別会計について

①(考察)平成 18 年度包括外部監査意見に対する措置状況

本事業は、特別会計によって事業を行っている。平成 18 年度の包括外部監査では、監査意見として「特別会計となっているが、約 6 億円の資金残となっている。制度の柔軟性、機動性に欠ける面があるので、積極的な資金の有効活用を図るべきである。」この監査意見に関し、県としては、当資金の事務委託機関である県森連、県木連等と連携し、説明会や個別の相談、パンフレット配布等、様々な機会を通じて資金の周知を行っているとしている。また、監査意見後に宮崎銀行等の金融機関に資金取扱いを要請し利用者による活用可能性の機会を増やしている。さらに、連帯保証、担保に加え、公正証書を導入し選択の幅を広げ、より活用しやすい資金となる努力を行っているとしている。

②【指摘事項1】資金の活用について

県は、平成 18 年度の包括外部監査の監査意見を受けて、制度の柔軟性、機動性を高めるべく一定の努力を行っている。その結果、貸付枠 2.5 億円に対する貸付率が、平成 19 年度には 99%となり、平成 21 年度には資金残高が平成 18 年度の約 6 億円から約 1.7 億円まで減少した。

しかしながら、その後償還額の増加に加え、当資金の多くを占める高性能林業機械の導入支援を行う森林整備加速化林業再生事業などの国費を財源とする補助事業が実施されたため当該事業との競合も生じており、貸付率は低下した。その結果、平成 28 年度末時点で、特別会計の資金残高は、769,628,816 円となっている。

7 億円以上もの資金が特別会計にあることは、それだけ資金が有効に活用されていないという事実は否めないものである。償還額が増加することは事前に把握できたことから、平成

28年度末までに制度の柔軟性、機動性を高める努力や、他事業との競合を防ぐ努力は不十分であったと言わざるを得ない。今後、このような事態にならない努力が必要である。

なお、森林整備加速化林業再生事業は平成28年度末に終了することとなった。

(4) 滞留債権について

①(考察) 滞留債権の状況について

表99、図30で示されたように、当該債権は、平成28年度末時点で14,077千円、14件の滞留債権がある。その内容は以下のとおりである。

表100 滞留債権(14件)の内容

(単位:千円)

No.	借受者	貸付年度	貸付内容	貸付額	平成28年度末残	本来の償還時期	最終償還日	最終面談督促
1	A (会社)	S54	ブルドーザー	4,000	2,572	S56.11	S28.12	本人・保証人 H21.9
2	A (会社)	S53	チェンソー	800	377	S58.8	S29.1	本人・保証人 H21.9
3	A (会社)	S53	無線機 人員輸送車	2,500	2,061	S59.5	S29.2	本人・保証人 H21.9
4	A (会社)	S53	椎茸原木	1,000	583	S59.8	H29.3	本人・保証人 H21.9
5	B (個人)	S53	人員輸送車	1,000	466	S59.8	H28.11	本人・保証人 H21.9
6	C (個人)	S59	おがくず 生産機	4,500	2,775	H1.11	H13.6	保証人 H21.10
7	D (個人)	S56	椎茸生産 施設	1,500	375	S61.11	H22.3	妻 H21.9
8	E (個人)	S56	製材機械	6,000	277	H16.5 (死亡年月)	H25.2	保証人 H25.12
9	F (個人)	S61	人員輸送車	1,490	126	H3.8	H9.3	保証人の相続人 H22.3
10	G (会社)	H4	集材機	1,990	352	破産申立年月 H9.3	H11.2	担当弁護士 H21.3
11	H (会社)	H7	製材機械	12,000	2,121	破産申立年月 H11.10	H13.10	保証人 H21.3
12	I (会社)	H10	きのこ生産 施設	4,490	592	H15.5	H12.2	保証人 H20.1
13	J (会社)	H12	粉碎機	1,600	320	H17.11	H17.4	保証人 H22.3
14	K (個人)	H20	菌床きくらげ の生産	5,500	1,080	H27.5	H29.3	保証人 H28.2
合計				58,670	14,077			

②【指摘事項2】電話催告や臨戸訪問の実施について

上記 14 件の滞留債権の内、1～4及び 14 以外は、現在償還が途絶えている。しかも、これらは、最終面談・督促から年月が経過している。しかしながら、少しでも回収可能性を高めるためにも、今後、求償相手の所在が判明している限り、粘り強く督促の継続、電話催告、さらに必要によって臨戸訪問を継続する必要がある。

③【指摘事項3】支払督促の検討について

また、上記 14 件の滞留債権の内、1～4及び 14 以外については、先方に対して支払いの意思を確認した上で、もし支払いの意思が認められないとき(返済の合意不成立)には、裁判所の関与する支払督促を検討する必要がある。さらに、支払督促をした後相当の期間を経過しても履行されないときには、強制執行等の手続きを検討する必要がある。

④【意見1】徴収停止等の検討の必要について

さらに、償還が途絶えている案件のうち、6 及び 7 については、求償相手の所在が曖昧となっている。今後も本人や連帯保証人等の所在の調査を継続する必要があるが、回収事務には一定のコストがかかることも事実である。状況によっては、徴収停止や債権放棄の検討も行う必要がある。また、この場合、会計上不納欠損処理の検討を行う必要もある。

11. 農業改良資金貸付金(農政水産部)

(1) 債権の概要

① 債権の内容、性質

表 101 債権の概要

(単位:千円)

債権名	金額	件数	債権の区分	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
農業改良資金貸付金 (返済期限未到来額)	7,828	7	私債権	農業改良資金助 成法	契約により発生 する債権	10年
(返済期限到来後収 入未済額)	66,220	21				
合計	74,048	28	—	—	—	—

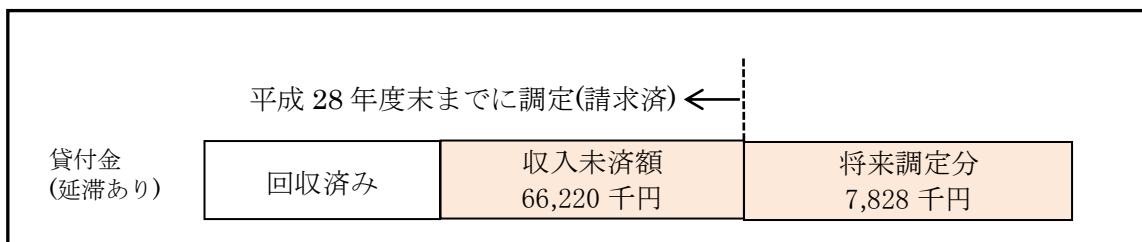
本債権は農業改良資金助成法(昭和31年、現農業改良資金融通法)に基づき、農業者等が経営改善を図るために新たな取り組み(農業改良措置)を行う場合に必要な資金を無利子で貸し付ける制度であり、県が貸付主体となり農業者に対して貸付けを行ったものである。

平成13年度までは県が直接農業者に貸し付ける直貸方式であったが、平成14年度以降は、県は農協に貸付け、農協から農業者に貸し付ける転貸方式となった。さらに、平成22年10月以降は、貸付主体が日本政策金融公庫となり、県による貸し付けは行われていない。

なお、上表の貸付金のうち、返済期限未到来額の7百万円は、県が農協に貸し付け、農協から農業者に貸し付けていた平成14年度から平成22年9月までに生じたものであり、返済期限到来後収入未済額の66百万円は県が農業者に直接貸し付けを行っていた平成13年度までに生じたものである。

当該貸付金の一部は、表104(146ページ)で示すとおり、一部収入未済が生じている。

図 31 債権の概要



②農業改良資金貸付金の推移

当該貸付金の、過去3年間の推移は以下のとおりとなっている。

表 102 農業改良資金貸付金の推移

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
前年度末残高	A	152,215	89,768	82,428
違約金(※)	B	—	5,235	535
返済額	C	32,318	12,576	8,915
不納欠損額	D	30,128	—	—
当年度末残高	A+B-C-D	89,768	82,428	74,048
前年度末残高に対する返済率	C/A	21%	14%	11%

(※)返済遅延による違約金調定額である。

上表を収入未済が生じていない案件と生じている案件に分けて表示すると次の2表となる。

表 103 農業改良資金貸付金の推移(収入未済が生じていない案件)

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
前年度末残高	A	56,960	25,787	15,063
違約金	B	—	—	—
返済額	C	31,173	10,724	7,235
不納欠損額	D	—	—	—
当年度末残高	A+B-C-D	25,787	15,063	7,828
前年度末残高に対する返済率	C/A	55%	42%	48%

収入未済が生じていない案件については、順調に返済が進んでおり、残高は7百万円まで減少している。

表 104 農業改良資金貸付金の推移(収入未済が生じている案件)

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
前年度末残高	A	95,255	63,981	67,365
違約金	B	—	5,235	535
返済額	C	1,145	1,852	1,680
不納欠損額	D	30,128	—	—
当年度末残高	A+B-C-D	63,981	67,365	66,220
前年度末残高に対する返済率	C/A	1%	3%	2%

収入未済が生じている案件については、返済が年度で1百万円程度しかない。平成26年

度には不納欠損処分を行っているものもある。

③債権管理事務の概要

平成 29 年 4 月 1 日現在で、収入未済案件が 21 件(19 名、元金の償還が終わり違約金の支払いのみとなった案件を含む)となっている。その償還指導等に関する事務について、県では「宮崎県農業改良資金償還指導等事務処理要領」を定めており、当該要領に従い対応を行っている。

過去、平成 15 年度に主債務者である法人と連帯保証人 1 名に対する元金及び違約金の納入を求める訴訟等を行っている。訴訟に至る場合には議会の議決が必要とされており(地方自治法第 96 条)、議決を受けている。

また過去、平成 26 年度に 3 件(計 30,128 千円)、平成 29 年度に 1 件(1,972 千円)の不納欠損処分を行っている。可能な限り時効中断を図るよう努めているものの、それでも時効が成立し、かつ、時効の援用の申し立てがなされたために行われたものであるとのことであった。

④所管課

農政水産部 農業経営支援課

(2) 監査の要点

債権の生じた経緯、交渉経過、催告・督促の状況、財産調査の状況を確認した。

(3) 回収状況について

①(考察)収入未済発生案件分の回収状況について

農業改良資金貸付金のうち収入未済が生じている案件の残高に対する返済率は、直近 3 年度において1%、3%、2%と推移しており、低い。

②【意見1】収入未済発生案件分に関する今後の対応について

平成 26 年度と、平成 29 年度に計 4 件の不納欠損処分を行っており、貸付金の回収が危惧される。県では本案件に関し連帯保証人への接触も積極的に行っており、過去に回収に成功した事例もあることから、引き続き、貸付金の回収に努められたい。

(4)無利子貸付制度について

①(考察)農業改良資金助成法に基づく無利子貸付制度の検証

農業改良資金助成法(昭和 31 年)に基づき行われてきた農業者等に対する無利子貸付制度については、県は不納欠損処分額 3 千万円余り、及び、現在回収に努めている6千万円余りの回収懸念貸付金を結果として計上している状況にある。

②【意見2】検証を踏まえた今後の対応について

制度実施により生じた結果と、制度の成果について、約定弁済が通常通り行われている貸付金の回収完了を機会に、制度実施の目的である農業改良措置状況を検証し、今後の行政施策に活かされたい。

12. 就農支援資金貸付金(農政水産部)

(1) 債権の概要

① 債権の内容、性質

表 105 債権の概要

(単位：千円)

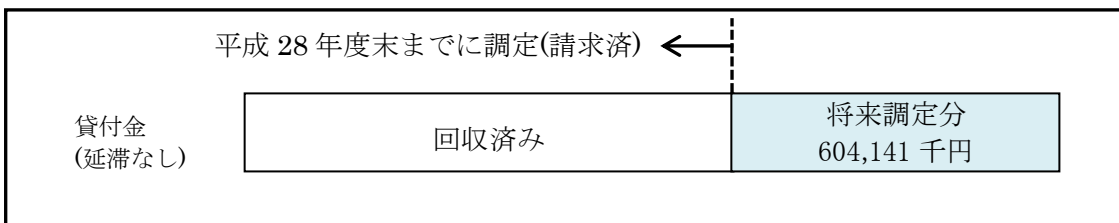
債権名	金額	件数	債権の区分	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
就農支援貸付金	604,141	13	私債権	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法	契約により発生する債権	10年

本債権は青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年)に基づき、青年等農業を担うべきものの確保の重要性が増大しているため、当該資金の貸付等を行うことにより就農促進を図り農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的として行った貸付けである。

現在の貸付先は宮崎県農業振興公社、及び、県内12の農協の計13者であり、同特別措置法第7条第1項により無利子貸し付けとなっている。

順調に約定弁済が続いている。

図 32 債権の概要



② 就農支援資金貸付金の推移

過去3年間の推移は以下のとおりとなっている。

表 106 就農支援資金貸付金の推移

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前年度末残高	1,082,355	936,788	762,953
返済額	145,567	173,835	158,812
当年度末残高	936,788	762,953	604,141

③宮崎県農業振興公社等における就農支援資金貸付金の取り扱い

本件に関して、宮崎県農業振興公社及び県内 12 の農協は、実際の就農者に対して貸付と管理を行っている。

農協は宮崎県農業信用基金協会の保証裏付けのもと貸付業務を行っているが、同公社ではそのような保証の仕組みは無く、同公社が貸し倒れリスクを負いながら貸付業務を行っている状況にある。就農者貸付件数は平成 29 年 3 月末時点で 47 件である。

同公社の決算書入手し、貸付金及び貸倒引当金について調査したところ、平成 29 年 3 月現在、就農支援資金貸付 34 百万円に対して 12 百万円の貸倒引当金が設定されている。

④債権管理事務の概要

県が行った公社に対する貸付金は、県全体で使用する財務会計システムで管理している。

宮崎県農業振興公社に関しては、県は同公社と四半期ごとに本件貸付金回収の進捗報告会議を設けており、回収状況の把握をしている。今後も情報共有を図り、貸付金の回収に向けて適宜指導等を行いながら未収圧縮に努めるとのことであった。

⑤所管課

農政水産部 農業経営支援課

(2) 監査の要点

債権の生じた経緯、県の債権管理の状況を確認した。

貸付先である宮崎県農業振興公社等における本件貸付金の取り扱いを確認した。

(3) 宮崎県農業振興公社等について

①【意見1】 宮崎県農業振興公社等における就農支援資金貸付金の取り扱いと運営管理について

本件就農支援資金貸付金の実質的な貸倒れリスクは、宮崎県農業振興公社等が負っている。

債権管理は公社に委ねられるものではあるが、貸倒れに伴う負担は同公社の出資者である県に影響することも考えられることから、同公社における債権管理状況の把握、貸倒引当金設定根拠等適切な決算審査、及び、資金状況の適時把握等、運営管理を十分に行われたい。

13. 農業経営改善促進資金無利子貸付金(農政水産部)

(1) 債権の概要

① 債権の内容、性質

表 107 債権の概要

(単位：千円)

債権名	金額	件数	債権の区分	根拠法令等	私債権となる理由	時効期間
農業経営改善促進資金無利子貸付金	－(注)	1	私債権	農業経営改善促進資金融通事業実施要綱	契約により発生する債権	10年

(注) 単年度貸付であり、年度末は残高ゼロ。平成 28 年度中の貸付金額は 86,000 千円である。

本債権は農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成 6 年、農林水産省)に基づき、効率的・安定的な経営体を目指して農業経営改善計画等を達成しようとする農業者に対して農協等の融資機関が農業経営改善促進資金の貸付を実行するにあたって、宮崎県農業信用基金協会等が行うために貸し付けられたものである。

県の貸付先は宮崎県農業信用基金協会であり、無利子貸し付けとなっている。

同協会は県から本件資金に係る出捐を受けることで、最終的な貸付先である認定農業者に対して低利で貸し付けを行うことが可能となる。なお、国は同協会が民間金融機関から借入れた借入金に対し利子補給を行っており、元本拠出は行っていない。

県の他に、民間金融機関、及び県内農協等融資機関が資金を供給し、最終的な貸付先である認定農業者に対して協調融資が行われることとなる。

認定農業者に対する貸付額の総額は、農林水産省から目標額の内示があり、同協会はこの内示額の6分の1ずつを県と民間金融機関から借入れ、農協等の融資機関に預託する。農協等の融資機関は預託を受けた額の3倍の額で農業者に貸し付ける。

図 33 債権の概要

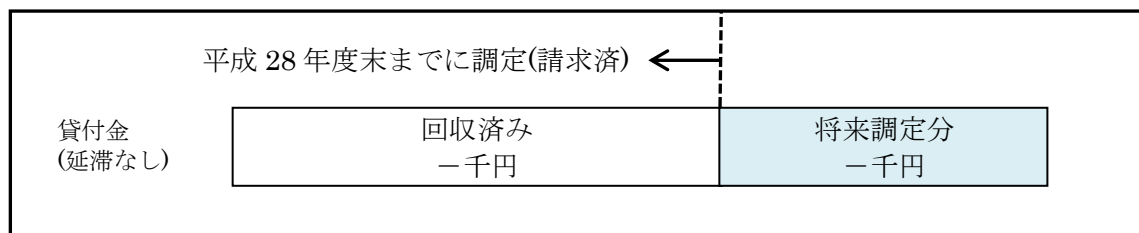
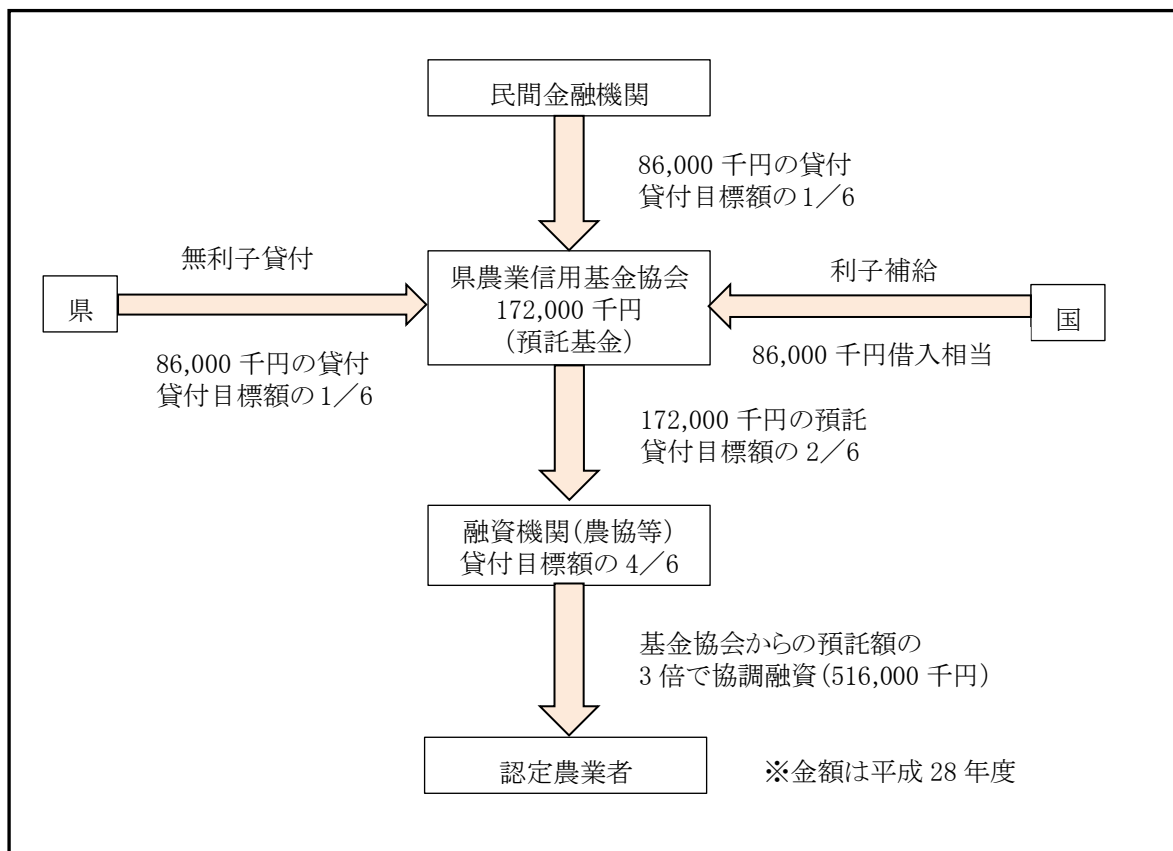


図 34 農業経営改善促進資金の構成図



②債権管理事務の概要

県全体で使用する財務会計システムで管理している。

③所管課

農政水産部 農業経営支援課

(2) 監査の要点

債権の生じた経緯、県の債権管理の状況を確認した。

(3) 原資預託方式と利子補給方式

①(考察) 県と国の対応について

本件は宮崎県農業信用基金協会に対して無利子で貸し付けることにより認定農業者に対して低利で貸し付けが可能となるように行われている貸付であるが、一方で、国は利子補給のみを行っており、元本拠出は行っていない。

②【意見1】原資預託方式から利子補給方式への変更について

利子補給方式でも金利減免の目的は達成されること、元本拠出を行わないことで県の期中の財政改善の一助となること等から、国と同様、県においても本件貸付金を利子補給方式に変更することを検討されたい。

14. 公社経営体質強化事業貸付金（農政水産部）

(1) 債権の概要

① 債権の内容、性質

表 108 債権の概要

(単位:千円)

債権名	金額	件数	債権区分	根拠法令等	私債権となる理由	時効期間
公社経営体質強化事業貸付金	－(注)	1	私債権	貸付契約書	契約により発生する債権	10年

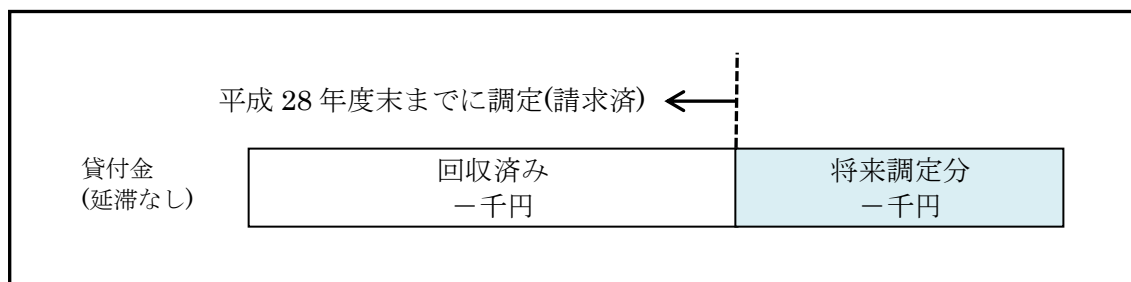
(注) 単年度貸付であり、年度末は残高ゼロ。平成 28 年度中の貸付金額は 500,000 千円である。

本債権は宮崎県農業振興公社に対して行った貸付金である。平成 2 年度から開始された単年度貸付金である。無利子貸し付けとなっている。

同公社が各年度初めから円滑な事業を実施するため、また、農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業により買い入れた農地に係る全国農地保有合理化協会等への償還金、長期保有地に係る保全管理経費、売却損の補てん対策、及び、自主財源に乏しい公社において貸倒引当金等特定預金の造成等を行う必要が生じたこと等、公社経営の改善を目的として行ったものである。

貸付金額は平成 18 年度以降 5 億円である。過去最大時は 21 億円(平成 11 年度)であった。

図 35 債権の概要



② 宮崎県農業振興公社の長期保有地の状況

本件貸付金が生じる大きな要因であった長期保有地は、当貸付金の始まった平成 2 年度の末日時点で 38 ヘクタールであったが、その後、公社の努力もあって売却が進み、平成 29 年 3 月末時点で 0.66 ヘクタールまで減少し、平成 29 年 12 月に完売した。

③ 宮崎県農業振興公社の財政状態・経営成績の状況

本件貸付金が生じる要因となった公社経営の改善状況を把握するため、同公社の決算書

を入手し調査を行った。また県職員へのヒアリングを実施した。

同公社は平成 25 年度に、累積欠損金ゼロを達成している。

平成 29 年 12 月に売り渡した長期保有地 0.66 ヘクタールの売却損は約 12 百万円であった。

就農支援資金貸付金の貸倒引当金については、今後追加設定が見込まれるとのことであった。

④所管課

農政水産部 農業経営支援課

(2)監査の要点

債権の生じた経緯、県の債権管理の状況を確認した。

貸付が生じた要因である宮崎県農業振興公社の現状を確認した。

(3)宮崎県農業振興公社の状況と貸付金額について

①(考察)宮崎県農業振興公社の経営状況

本件貸付は宮崎県農業振興公社が行ってきた長期保有地の保有に伴う資金需要や公社経営の改善を目的として平成 2 年以降行われてきたものであるが、大きな要因であった長期保有地は、平成 2 年度の末日時点で 38 ヘクタールであったものが、公社の努力もあって売却が進み、平成 29 年 3 月末時点で 0.66 ヘクタールまで減少し、平成 29 年 12 月に完売した。また、就農支援資金貸付金への貸倒引当金設定等によって公社経営に影響があったが、平成 25 年度には累積欠損金ゼロを達成している等、改善されていることが同公社決算書から読み取れる。

しかしながら、0.66 ヘクタールの土地売却による売却損や就農支援資金貸付金に対する貸倒引当金の追加設定が見込まれることや、収支状況から一時的な資金不足に陥る危険性が常在している状況を踏まえれば、一定程度の運転資金需要は見込まれるところである。

②【意見1】宮崎県農業振興公社への貸付について

県は、宮崎県農業振興公社に対する貸付の大きな要因であった当初の長期保有地に関する資金需要が解消する今般を機会に、平成 2 年以降続けられてきた本件貸付金を一旦清算し、今後も同公社の資金需要に備える必要がある場合には相応の貸付額を新たに設定することが妥当と考える。また、公社において特定の損失が見込まれるようであるが、これに備えるに際して、公社における有価証券運用益を充てるのか、県による補助を行うのかについても、公社の運営目的も踏まえ、十分に検討されたい。

15. 地場産業振興対策費補助金返還金(商工観光労働部)

(1) 債権の概要

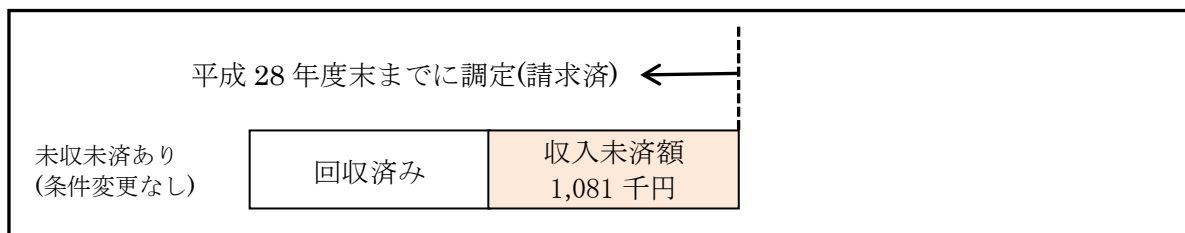
① 債権の内容、性質

表 109 債権の概要

(単位：千円)

債権名	金額	債権の区分	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
地場産振興対策費補助金	1,081	私債権	宮崎県補助金等の交付に関する規則	補助金返還金は、交付決定の行政処分性の有無により、公債権・私債権のいずれにも分類され得る。 本補助金のような、法律・条例によらない(規則・要綱による)補助金の場合、行政処分性を否定する裁判例が多数あるため、私債権としている。 ただし、仮に公債権に分類された場合、時効の援用なく5年で時効が完成するため、その場合においても時効が完成することのないよう対応を行っている。	10年

図 36 債権の概要



本補助金は、地場産業に属する地域中小企業の事業活動の効率化及び新たな事業展開の容易化等を図り、もって地場産業の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とし、中小企業者等に対し交付することとされた補助金である。

本債権は、地場産業振興対策補助金を支給された者が、補助金対象目的以外に資金を使用したことにより、当該資金の返還を求めたものである。債権の相手は1名である。

② 収入未済額の推移

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
前年度末時点で収入未済であった金額 (A)	1,141,000	1,091,000	1,081,000
このうち収入済額 (B)	50,000	10,000	0
不納欠損額 (C)	0	0	0
年度内に新たに生じた収入未済額 (D)	0	0	0
年度末の収入未済額 (A-B-C+D)	1,091,000	1,081,000	1,081,000

③債権徴収事務の概要

収入未済者に対して電話や事業所訪問を実施する。収入未済者の事業・生活状況を把握し、必要に応じて返済計画書を提出させるなど、継続的な働きかけにより早期に収入未済額を回収できるように努める。収入未済者が正当な理由なく返済に応じない場合は、本人の財産状況等を勘案しつつ、訴訟手続を検討することとなる。

④所管課

商工観光労働部 オールみやぎ営業課

(2) 監査の要点

所管課にヒアリングを実施し、更に対応状況等報告書を閲覧し、収入未済債権回収に係る交渉経過等を確認した。

(3) 現状の対応状況

①(考察) 今までの対応状況について

収入未済者に対する対応状況報告書記録によると、以下のような対応を行っていた。

平成29年度12月までの対応状況(抜粋要約)

日付	対応方法	てん末
4.28	本人へ架電 受電	留守 来課の約束
5.12	来課	収入未済者より、収入の状況、現在の健康状態や事業状況、滞納税の状況、及び、今後の収入見込みを報告してもらう。その後、返済計画を話し合い、来月より5万円ずつ返済する約束を行う。
5.15	郵送	納入通知書送付(5万円を21枚、3万1千円を1枚)
8.16	本人へ架電	留守
8.17	本人へ架電	一度も入金がないので、現状報告を求める。
9.1	本人へ架電 会社へ架電	留守

日付	対応方法	てん末
9.6	本人へ架電 会社へ架電	留守 留守 一度も入金が無い事の説明を求める。9月15日に支払い、支払後に連絡するよう約束を行う。
9.15	本人へ架電	約束通り支払ったか確認する。支払手続きを実施したとの回答を得る。来月も支払うように依頼する。
9.19		5万円の入金を確認
10.27	本人へ架電	10月一度も入金が無い事の説明を求め、返済計画を示すよう依頼する。
11.9	本人へ架電	入金が無い事の説明を求め、毎月返済するよう約束を行う。
11.20	事業所訪問	本人不在。事業所の状況を確認する。
11.28	来課	収入未済者より、収入等現在の事業状況、滞納税の状況、及び、今後の収入見込みを報告してもらい、本人から示された今後の返済計画に基づき、支払計画書を作成、郵送し、了解した上で押印して提出するよう求める。 ※支払計画書は平成29年1月4日受付

②【意見1】今後の対応について

以上の催促状況から判断すれば、収入未済者が滞納から逃避しないような最低限の対応は実施してきたと思われる。

今後は、新たな返済計画にもとづいて返済することとなるが、収入未済者に対し継続的な働きかけを行っていくとともに、正当な理由なく支払いに応じる姿勢が見られない場合には法的手続きの検討を行う必要がある。

16. みやざき新ビジネス応援プラザ賃料(商工観光労働部)

(1) 債権の概要

① 債権の内容、性質

表 110 債権の概要

(単位:千円)

債権名	金額	件数	公債権の区分	債権となる理由	時効期間
みやざき新ビジネス 応援プラザ賃料	64	1	—	私法上の賃貸借契約により発生する債権	5年

県では、創業を目指す起業家やベンチャー企業等の活動を支援するビジネス・インキュベーション施設「みやざき新ビジネス応援プラザ」(以下、「プラザ」という。)を開設している。

当施設は、宮崎市中心部に低予算でオフィスを持つことができ、さらに創業に向けて指導員からアドバイスを受けられるなど、宮崎県における新たなビジネスのスタートアップ拠点となっている。

当債権はプラザの月額使用料金の収入未済額である。

プラザの概要

・所在地

宮崎市松橋二丁目4番31号 宮崎県中小企業会館5階

・個室

創業支援室8室(501号から508号)

ハイパーテーション(高さ約2.1m)による区画、鍵付き

(デスク、椅子、電源設備、高速インターネット回線、電話回線、固定電話機)

電話契約は、各入居者にて契約する。

・共用設備

会議室、男女トイレ、給湯室、電気照明、空調設備、専用郵便受け、共用複合機(コピー・プリンタ・スキャナ)利用可、来客者用駐車場あり

・その他

24時間利用可能

・使用料金

貸室番号	面積	共用分	使用料金月額
501号	10.52 平米	5.27 平米	23,700 円
502号	11.50 平米	5.27 平米	25,200 円
503号	21.04 平米	5.27 平米	39,500 円

貸室番号	面積	共用分	使用料金月額
504号	12.60 平米	5.27 平米	26,800 円
505号	11.60 平米	5.27 平米	25,300 円
506号	16.84 平米	5.27 平米	33,200 円
507号	16.08 平米	5.27 平米	32,000 円
508号	17.10 平米	5.27 平米	33,600 円

②収入未済額の推移

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	金額	金額	金額
前年度末時点で収入未済であった金額(A)	—	64	64
このうち収入済額(B)	—	—	—
不納欠損額(C)	—	—	—
年度内に新たに生じた収入未済額(D)	64	—	—
年度末の収入未済額(A-B-C+D)	—	64	64

③債権徴収事務の概要

賃料は納付書を利用して納付する。入居者は前月末日までに納付する。納付期限までに納付が無い場合は、入居者に連絡を行い納付の督促を行う。

④所管課

商工観光労働部 商工政策課

(2) 監査の要点

収入未済額について適切な対応がなされているか、調書を閲覧し確認する。

(3) 要綱とは異なる契約中止を実施した経緯について(考察)

滞納した者(以下、「A社」という。)は、507号室を借りており、平成26年4月から9月分の合計6か月分の賃料が滞納となっていた。県はA社滞納状況について、弁護士に相談を行った。弁護士の回答は以下の通り。

契約解除には、催告解除が必要。

期限までに支払わない場合、契約を解除する旨を通知すれば、指定期限に納付がなされない事をもって自動的に契約解除となる。

本人と面談が可能な場合、納付誓約書を提出してもらい「誓約内容の履行を怠った場合、契約解除となる事に同意する。」という内容であれば、納付誓約書の不履行をもって自動的に契約解除となる。

催告解除までには、何度か催告を行うのが一般的。

文章は、内容証明で送付し、まずは法人登記の住所、届かなければ代表者の住所に送付する。

県は弁護士のアドバイスをもとに、同年9月11日にA社に対して催告書を交付する。催告書では同年9月分までの指定納入期限を同年9月22日までとした。また県は、同年9月11日に本人と面談を行っている。面談によれば、A社は売掛金の回収が遅延していたが、回収の目途がたったので、回収後遅滞なく支払うということであった。そこで、A社は12月までの賃料を同年12月5日までに納付することを約束し、万が一契約内容の履行を怠った時は、貸付物件返還届を提出する事を約束し、507号室にかかる賃貸借契約を解除されても何ら意義は申し立てない事を納付誓約書に記載し県に提出した。

その後A社は同年9月22日から11月25日まで県に32,000円を7回納付した。しかし、当初納付誓約書に記載した同年12月5日までに12月までの賃料を完納する事が出来ず、県はA社に電話連絡するも音信不通であった。A社は同年12月26日に同年12月31日で部屋を明け渡す貸付物件返還届出書を提出してきた。

最終的に、平成26年8月分及び12月分の賃料各32,000円が滞納となった。滞納発生後、登記簿記載の住所に赴くなどして回収を図ってきた。A社代表取締役は県外に居住しており、居所をつかめていない状況である。

当貸出物件に関する「みやざき新ビジネス応援プラザ運営要綱」第12条によれば、使用者は契約期間終了前に使用を中止する場合には、中止しようとする月の前々月末日までに知事に申出なければならない事になっている。当債権は、この条文には合致しないが、事前に当事者間の同意が「納付誓約書」によって成立しているため、当該要綱違反ではないと解する。

よって、当該債権は指摘無しと判断した。

17. 中小企業者に対する貸付債権(商工観光労働部)

(1) 債権の概要

① 債権の内容

表 111 債権の概要

(単位:千円)

債権名	金額	件数	公債権の区分	債権となる理由	時効期間
高度化事業及び近代化事業	1,123,724	52	宮崎県中小企業高度化資金貸付要綱	私法上の賃貸借契約により発生する債権	10年
小規模企業者等設備導入資金	428,768	6	宮崎県小規模企業者等設備導入資金貸付金交付要綱	私法上の賃貸借契約により発生する債権	10年
みやざき小規模企業者等設備導入資金	201,350	1	みやざき小規模企業者等設備導入資金制度要綱	私法上の賃貸借契約により発生する債権	10年
小規模企業者等設備導入貸与資金	0	0	宮崎県小規模企業者等設備導入貸与資金貸付金交付要綱	私法上の賃貸借契約により発生する債権	10年
計		59			

(注1) 時効期間については、貸付先が事業協同組合の場合は、貸付金元本が10年、利息が5年。ただし、株式会社等の場合は元本についても5年。

② 債権の性質

・高度化事業及び近代化事業

高度化事業とは、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、市街地に散在する工場、店舗等の集団化や、商店街改造などを行う場合、これに対して都道府県と中小企業基盤整備機構が一体となって長期・低利の貸付けを行うものである。

高度化事業及び近代化事業資金の流れ

方式	資金の流れ	貸付窓口
A	(財源追加) 中小企業基盤整備機構 → 都道府県 → 中小企業者 (財源貸付) (資金貸付)	県商工政策課

※B方式もあるが、B方式については2つ以上の都道府県にまたがって高度化融資が行われるものであり、都道府県が中小企業基盤整備機構に財源を貸し付け、中小企業基盤整備機構が財源を追加して中小企業者に資金を貸し付けるものである。

近代化事業とは、設備の近代化に必要な資金の調達が困難な中小企業者に対して、設備の導入に必要な資金の額の2分の1以内の額を県が無利子で貸し付ける事業である。(

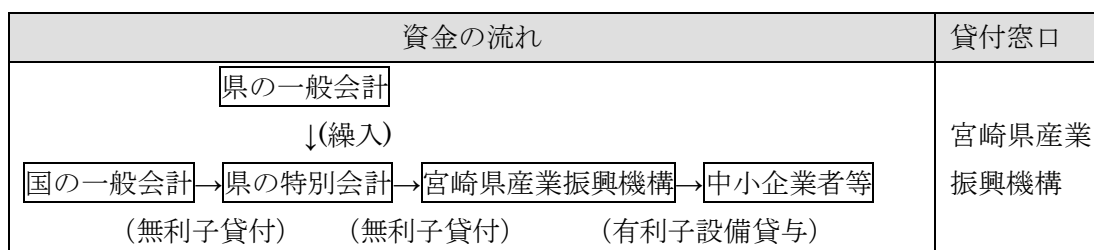


表 112 平成 28 年度末の残高

(単位：千円)

債権名	平成 28 年度末残高(円)					
	収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
	① 金額	件数	② 金額	件数	金額	件数
高度化事業及び近代化事業 (注 1) うち、返済条件変更したもの	106,919	5	1,016,805 455,021	47 9	1,123,724 455,021	52 9
小規模企業者等設備導入資金	0	0	428,768	6	428,768	6
みやざき小規模企業者等設備導入 資金	0	0	201,350	1	201,350	1
小規模企業者等設備導入貸与資金	0	0	0	0	0	0

(注 1) 債務者に対して返済猶予を実施したために返済期限未到来となっている債権。

③収入未済額の推移

表 113 高度化事業及び近代化事業の収入未済額の推移

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	金額	金額	金額
前年度末時点で収入未済であつた金額(A)	125,387	108,119	107,419
このうち収入済額(B)	700	700	500
不納欠損額(C)	16,568	0	0
年度内に新たに生じた収入未済額(D)	0	0	0
年度末の収入未済額(A-B-C+D)	108,119	107,419	106,919

小規模企業者等設備導入資金、みやざき小規模企業者等設備導入資金及び小規模企業者等設備導入貸与資金については、収入未済額が存在しない。

④債権徴収事務の概要

- ・高度化事業及び近代化事業について

毎年度当初、県は債務者が返済するための納付書を発行する。債務者が納付書によって返済してきたデータは会計課に集約され、収入未済額となった場合には、会計課から所管課にリストが送られてくる。県は送られてきたデータを基に資料確認等を行った上で、当該債務者に対し、早期債権額の返済を依頼する。

なお、県納付書を発行する前に債務者とヒアリングを行ない、当初契約上の返済が困難である場合や予定よりも多めに返済したい場合には、契約上の返済金額を変更して納付書を発行することがある。債務者が変更後の納付書で納付書額面通りに返済してきた場合は、返済期限未到来額とはならない。

⑤所管課

商工観光労働部 商工政策課

(2) 監査の要点

収入未済額となっている債権の管理

債務者に対して返済猶予を実施したために返済期限未到来となっている債権の管理

(3) 返済猶予の状況について

①(考察)返済猶予額の推移

債務者に対して返済猶予を実施したために返済期限未到来となっている債権については、年度ごとに返済猶予額がどのように増加したか集計を行った。その結果が以下の表である。

表のとおり、平成 28 年度においては、当初の返済計画から返済が遅れている組合の貸付残高合計 547,038 千円のうち 455,021 千円(約 83%)が、本来は収入未済になるところ、返済猶予によって返済期限未到来としているものである。

表 114 執行猶予額の状況の推移

(単位；千円)

年度	当初契約に基づき返済されるべき額	当初契約通りに返済された場合の貸付金残高①	実際返済された貸付金額	実際の貸付残高②	返済猶予額③=②-①	
H5	0	110,060	0	110,060	0	
H6	0	155,613	0	155,613	0	
H7	0	394,875	0	394,875	0	
H8	0	839,875	2,240	837,635	-2,240	注1
H9	0	839,875	0	837,635	-2,240	注1
H10	7,342	832,533	7,342	830,293	-2,240	注1
H11	10,386	1,020,440	26,607	1,001,979	-18,461	注1
H12	26,335	994,105	24,536	977,443	-16,662	注1、2
H13	55,999	938,106	51,007	926,436	-11,670	注1、3
H14	55,989	1,034,117	58,700	1,019,736	-14,381	注1
H15	55,989	1,037,280	18,943	1,059,945	22,665	注4
H16	69,216	968,064	28,715	1,031,230	63,166	注5
H17	78,152	889,912	36,868	994,362	104,450	
H18	81,637	808,275	40,805	953,557	145,282	
H19	81,628	726,647	52,842	900,715	174,068	注6
H20	81,628	645,019	39,689	861,026	216,007	
H21	81,628	563,391	36,002	825,024	261,633	注7
H22	81,628	481,763	40,445	784,579	302,816	
H23	81,628	400,135	41,026	743,553	343,418	注8
H24	81,628	318,507	43,028	700,525	382,018	
H25	74,291	244,216	45,428	655,097	410,881	
H26	71,255	172,961	48,763	606,334	433,373	
H27	55,305	117,656	24,688	581,646	463,990	
H28	25,639	92,017	34,608	547,038	455,021	注9

(注1) 債務者が繰り上げ返済を実施したことからマイナスとなっている。

(注2) 平成4年度に貸し付けた債務者が返済猶予を申し出てきた。当初返済予定2,093千円のところ、448千円の返済となった。

(注3) 平成5年度に貸し付けた債務者が返済猶予を申し出てきた。当初返済予定3,036千円のところ、1,273千円の返済となった。

(注4) 平成5年度に貸し付けた債務者が1件、平成6年に貸し付けた債務者が2件、平成7年に貸し付けた債務者が1件返済猶予を申し出てきた。当初返済予定4件合計で48,652千円のところ、10,200千円の返済となった。

(注5) 平成4年度に貸し付けた債務者が返済猶予を申し出てきた。当初返済予定5,244千円のところ、2,622千円の返済となった。

(注6) 平成13年度に貸し付けた債務者が返済猶予を申し出てきた。当初返済予定8,941千円のところ、1,400千円の返済となった。

(注7) 平成14年度に貸し付けた債務者が返済猶予を申し出てきた。当初返済予定3,479千円のところ、800千円の返済となった。

(注8) 平成10年度に貸し付けた債務者で、当初から繰り上げ返済を行いながら順調に返済していたが、平成23年度に大幅な返済猶予を申し出てきた。当初返済予定13,219千円のところ、3,916千円の返済となった。

(注9) 平成28年度末において、当初貸付年度から20年を経過し、未だ貸付金残高が残っているものは、6件で390,903千円ある。

②【意見1】返済猶予の防止への努力について

返済猶予を行う理由は、猶予しなければ破産等により全く回収できなくなるところ、猶予することによって少しでも回収し、回収率を高めることにあると考える。しかしながら、県が無利子で貸し付けている債権に対して本来回収を図れるところへ返済猶予を実施するということがあれば、猶予しなかった金銭を異なる事業や運用へ投じる機会を逃していることになる。つまり、県が貸し出した債権には機会損失が生じていると言える。

結果論ではあるが、当初事業計画が甘かったのではないかと考える。さらに、全ての契約において一定期間(原則3年)元本を据え置いた後に返済が開始されるため、その据置期間3年の間に十分な資金繰りが確保できる経営がなされなければ、突如資金繰りが悪化する可能性が非常に高い。県は、据置期間において債務者に対する指導を徹底して行う必要があると考える。

返済猶予を行うことを否定するものではないが、県としては、返済猶予の金額の返済期限未到来としている債権に占める割合の多さを認識し、貸付先に対して貸出当初から貸出先のキャッシュフローに注力し、少しでも返済猶予を防止できるよう今後努力する必要がある。

18. 公営住宅使用料等(県土整備部)

(1) 債権の概要

① 債権の内容、性質

表 115 公営住宅使用料等収入未済額

(単位：千円)

債権名	金額	件数	債権の区分	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
公営住宅使用料	165	3件	私債権	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第14条	私法上の賃貸借契約により発生する債権	5年
公営住宅損害賠償金	1,384	7件				
公営住宅駐車場使用料	10	3件				
公営住宅使用料(過年度)	58,054	161件				
公営住宅損害賠償金(過年度)	30,612	70件				
公営住宅駐車場使用料(過年度)	836	28件				

本債権は県営住宅に係る使用料、駐車場使用料の収入未済額である。

図 37 債権の概要

平成 28 年度末までに調定(請求済) ←	
回収済み	収入未済額
未収未済あり (条件変更なし)	
(公営住宅使用料)	165 千円
(公営住宅損害賠償金)	1,384 千円
(公営住宅駐車場使用料)	10 千円
(過年度 公営住宅使用料)	58,054 千円
(過年度 公営住宅損害賠償金)	30,612 千円
(過年度 公営住宅駐車場使用料)	836 千円

なお上表のうち、「公営住宅損害賠償金」とは、入居者の家賃未納が 3 か月以上続いたことによる明け渡し請求を行った後も入居し続けている場合に生じる科目である(宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第 33 条)。公営住宅損害賠償金についても公営住宅使用料と同様に連帯保証人の保証対象となる(誓約書第 5 条)。

②収入未済額の推移

表 116 公営住宅使用料の収入未済額の推移

(単位：千円)

債権名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公営住宅使用料	調定額(A)	2,187,616	2,206,985	2,191,868
	収入額(B)	2,185,913	2,206,252	2,191,703
	不納欠損額	—	—	—
	収入未済額	1,702	732	165
	(B/A)	99.9%	100.0%	100.0%
公営住宅使用料(過年度)	調定額(A)	75,621	72,083	66,629
	収入額(B)	5,240	4,353	3,476
	不納欠損額	—	1,788	5,099
	収入未済額	70,380	65,942	58,053
	(B/A)	6.9%	6.0%	5.2%

公営住宅使用料については、調定額総額約 22 億円に対する収納率は各年度概ね 100% となっている。過年度滞納分に関する収入未済額も、平成 26 年度末 70 百万円から平成 28 年度末 58 百万円と推移しており、減少していることが見受けられる。

表 117 公営住宅駐車場使用料の収入未済額の推移

(単位：千円)

債権名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公営住宅駐車場使用料	調定額(A)	97,677	97,959	98,798
	収入額(B)	97,677	97,957	98,788
	不納欠損額	—	—	—
	収入未済額	—	1	9
	(B/A)	100.0%	100.0%	100.0%
公営住宅駐車場使用料(過年度)	調定額(A)	1,025	968	876
	収入額(B)	56	94	26
	不納欠損額	—	—	13
	収入未済額	968	874	835
	(B/A)	5.5%	9.7%	3.0%

公営住宅駐車場使用料については、調定額総額約 9 千 8 百万円に対する収納率は概ね 100% となっている。過年度滞納分に関する収入未済額は、平成 26 年度末以降、約 1 百万円と推移している。

表 118 公営住宅損害賠償金の収入未済額の推移

(単位：千円)

債権名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公営住宅損害賠償金	調定額 (A)	1,344	1,194	1,678
	収入額 (B)	1,113	663	294
	不納欠損額	—	—	—
	収入未済額	230	531	1,384
	(B/A)	82.8%	55.5%	17.5%
公営住宅損害賠償金(過年度)	調定額 (A)	32,969	33,076	32,748
	収入額 (B)	122	34	62
	不納欠損額	—	870	2,074
	収入未済額	32,846	32,172	30,612
	(B/A)	0.4%	0.1%	0.2%

公営住宅損害賠償金については、現年度分の発生は抑制されており、調定額は各年度 1 百万円程度となっている。収入未済額は数十万円から 1 百万円で推移している。過年度分については、恒常的な収入未済額となっており、不納欠損処分も一部生じている。

③債権管理事務の概要

公営住宅管理システムにて管理している。滞納対応事務に関して、「県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱」を定め、これに従い事務を行っている。

④県営住宅の入居状況

【検討目的】

今回監査で滞納状況の年度推移を確認したところ、滞納状況が年々改善している傾向が見受けられることから、その要因を担当課職員のヒアリングにより確認したところ、課が定める要綱(上述)に従い、未納者には退去勧告を行う等、厳正に運用している効果が表れているのではないかとのことであった。

この点、債権管理としては十分な効果が表れている一方で、公営住宅法にある、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする(公営住宅法第 1 条)公営住宅の設置目的を踏まえ、県営住宅の入居状況を確認し、県有財産の活用状況と、公営住宅法の趣旨の 2 点から検討を行った。

【入居状況】

次表は平成29年3月末現在の入居率の高いものと低いものそれぞれ上位3件である。なお用途廃止を予定している等の特殊要因のある団地は除いている。入居率上位は100%となっているが、100%のものはこれ以外に6件あり、合計9件が100%となっている。

築年数的に比較的新しい住戸の入居率が高い傾向にあるが、出来島団地のように古くても入居率の高い団地もある。低入居率の団地については最低のものが68.75%となっている。

県営住宅の入居状況に関しては、概ね高い状況にあると思われる。

表 119 県営住宅の入居率

	団地名	入居率	所在地	建設年度
高入居率	出来島団地	100%	宮崎市	S48
	見法寺団地	100%	日南市	H13、15
	早水団地	100%	都城市	H13
低入居率	永山団地	68.75%	えびの市	S55、56
	宮ヶ原団地	69.44%	門川町	S63、H2
	都北団地	75.92%	都城市	S51、52

⑤所管課

県土整備課 建築住宅課

(2) 監査の要点

債権の生じた経緯、交渉経過、催告・督促の状況、財産調査の状況を確認した。

(3) 公営住宅損害賠償金について**①(考察)公営住宅損害賠償金の特徴**

公営住宅損害賠償金はその生じた原因が入居者の家賃未納が3か月以上続いたこと等による明け渡し請求を行った後も入居し続けている場合(宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条)であることもあり、その性質上、後日の徴収は困難な状況のようである。これは同債権の経年推移からも読み取ることができる。直近3年度の新規発生分は1百万円程度未満に抑制されている点は評価できるが、過年度分は恒常的な債権残高として残っている。

②【意見1】公営住宅損害賠償金の徴収について

前述のとおり、同債権の性質上回収が困難な債権ではあるが、引き続き回収に向けて努力を行っていくことが必要である。

この回収に向けて行う具体的な事務として、今回監査で連帯保証人からの徴収についてヒアリングを行ったところ、連帯保証人とのやりとりは現場の判断で行っているとの回答を得たが、恒常的な債権残高の解消に向けては連帯保証人からの徴収も積極的に行っていかなるを得ないのではないかと思われることから、連帯保証人との交渉に関する対応事例を取りまとめ、今後の事務に活かされたい。

19. 宮崎県育英資金(教育委員会)

(1)債権の概要

①債権の内容、性質

1) 内容

宮崎県育英資金貸与事業によって発生する債権である。

表 120 債権の概要

(千円)

債権名	金額	件数	債権の区分	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
宮崎県育英資金貸付金	10,242,380	15,808	私債権	・教育基本法 ・宮崎県育英資金貸与条例 ・宮崎県育英資金貸与条例施行規則	私法上の金銭消費貸借契約により発生する債権であるため	10年 (民法第167条第1項)

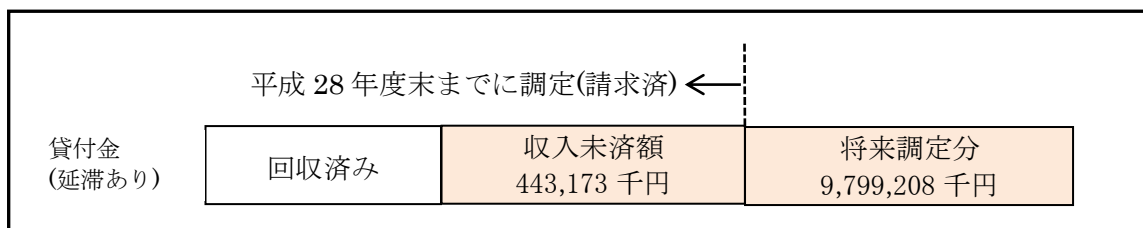
②債権残高

平成28年度末の債権残高は以下のとおりである。

表 121 平成28年度末残高の状況

債権名	所管課	平成28年度末残高(円)					
		収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
		①	件数	②	件数	金額	件数
宮崎県育英資金貸付金	財務福利課	443,172,572	2,975	9,799,207,624	12,833	10,242,380,196	15,808

図 38 債権の概要



宮崎県育英資金貸付金の平成28年度末残高は、10,242,380千円となっている。その内、443,173千円(約4.3%)が収入未済額となっている。

過去3年間の貸付金の状況は以下のとおりとなっている。

表 122 過去 3 年間の貸付金の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
貸与額 (注 1)	1,249,705	1,142,854	1,066,799
返済額	805,638	953,587	947,516
貸付金期末残高	9,933,830	10,123,097	10,242,380
収入未済額	412,804	400,500	443,173
返済期限未到来額	9,521,026	9,722,597	9,799,208

(注 1) 貸与の計上時期…貸付金は貸与生に育英資金貸付金の送金をした都度計上される。

③宮崎県育英資金の概要

1) 目的、種類

宮崎県育英資金は、将来有能な人材を育成するため、向学心に富み、優れた素質を有しながら経済的理由により修学が困難な学生又は生徒に対して、育英資金を貸与する制度である。一般育英資金(注1)とへき地育英資金(注2)に分けられる(宮崎県育英資金貸与条例第2条)。

育英資金事業は、昭和 26 年に県教育委員会育英資金貸付規則によって開始された。また、平成 17 年度入学者分から旧日本育英会(日本学生支援機構)が実施していた高等学校等奨学金事業が県に移管された。

また、採用方法によって、予約採用(注 3)、在学採用(注 4)、緊急採用(注 5)に分けられる。

(注 1) 一般育英資金

一般育英資金は、その者の生計を主として維持する者が県内に在住しており、大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)又は専修学校(専門課程及び高等課程に限る。)に在学しているという 2 要件を備える者に育英資金を貸与するものである(宮崎県育英資金貸与条例第 3 条第 1 号)。なお、成績要件及び家計要件があり、学校推薦を要する。

(注 2) へき地育英資金

へき地育英資金は、その者の生計を主として維持する者が、規則で定める県内のへき地に居住しており、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)又は専修学校(高等課程に限る。)に在学しているという 2 要件を備える者に育英資金を貸与するものである(宮崎県育英資金貸与条例第 3 条第 2 号)。なお、成績要件及び家計要件があり、学校推薦を要する。

(注3) 予約採用

高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程)へ進学を希望する中学3年生が対象となる。

(注4) 在学採用

高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程)、大学、短期大学、専修学校(専門課程)に在学している学生又は生徒が対象となる。

(注5) 緊急採用

生計維持者等の失職、勤務先の倒産・破産、死亡、病気又は火災、風水害等による家計急変のため、緊急に修学資金を必要とする学生又は生徒を対象とする。

2) 貸与期間

貸与期間は、育英資金の貸与の対象となる者が在学する学校の修業年限の範囲内となっている(宮崎県育英資金貸与条例第4条)。

3) 貸与月額

貸与月額は、種類、学校種別、通学方法の別により上限額が決められており、さらに、3段階の金額区分が選択できる選択制となっている。たとえば、一般育英資金で、国公立の高等学校(中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校高等課程に自宅から通っている場合には、以下の3つの金額区分から貸与月額を選択できる(宮崎県育英資金貸与条例第5条第1項各号)。選択制は平成25年度から採用されているが、これは対象者が無理のない借入を選択し、余裕のある返還を可能とするために始められた制度である。

表 123 選択できる金額区分(例)

	貸与月額		
	区分1	区分2	区分3
選択できる金額区分	18,000円	14,000円	9,000円

(注1) 一般育英資金で、国公立の高等学校(中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校高等課程に自宅から通っている場合の選択できる区分例。

4) 貸与条件

貸与した貸付金は、無利子となっている(宮崎県育英資金貸与条例第5条第2項)。

また、2人(1人は父又は母(父及び母がいない場合代わる者を含む。))、他の1人は所得を

有し父又は母と生計を別にするもの)の保証人を立てなければならない(宮崎県育英資金貸与条例第6条、宮崎県育英資金貸与条例施行規則第5条第1項、第2項)。

5)返還条件

返還方法は、学校を卒業の翌月から6か月経過した後、又は育英資金の貸与を停止された場合(注1)には停止の日の属する月の翌月から起算して6か月経過した後から、貸与を受けた期間の4倍の期間(20年を限度とする。)内に月賦、半年賦、年賦によって返還する。また、一部又は全部を繰り上げて返還することもできる(宮崎県育英資金貸与条例第9条)。(注1)

①貸与の対象要件に合致しなくなったとき、②休学したとき、③連続する1月以上の欠席をしたとき、④進級できなかったとき、その他知事が停止すべきと認めたときに貸与が停止される(宮崎県育英資金貸与条例第7条)。なお、②から④については、知事がやむを得ないと認めた場合は除外される。

④債権管理事務の概要

- 1) ソフトウェア Microsoft Access
- 2) 開発委託先 株式会社九州ジェービーエー
- 3) サーバー サーバー統合基盤 (宮崎県総合政策部情報政策課管轄)
- 4) 接続方式 独自LAN
- 5) 接続端末 12台の県庁内一括導入パソコン (宮崎県総合政策部情報政策課管轄)
- 6) 管理システムの主な機能
 - ア 貸付・貸与者情報管理・送金処理 他
 - イ 返還・納入通知・返還情報管理・返還猶予及び返還免除 他
 - ウ 口座振替収納処理
 - エ コンビニ収納処理
 - オ 返還マスタ抽出

⑤所管課

教育委員会 財務福利課

(2)監査の要点

- 債権管理事務の妥当性の検討
- 収入未済額(延滞債権)の管理状況の確認
- 特別会計の状況の確認

(3) 育英資金の償還状況について

①(考察)現状の償還率について

平成28年度末の育英資金貸付金の残高は、表121(173ページ)及び図38(173ページ)で示したとおり、貸付金全体で10,242,380千円、その内滞留債権(収入未済額)が443,173千円となっている。下記に示した表124は、過去3年間の要償還額に対する償還済額(率)と収入済額(率)を示したものである。また、償還済額(率)と収入済額(率)を現年度、過年度別にも示している。

表124 現年度、過年度別の状況

(単位：千円)

		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		金額	率	金額	率	金額	率
現年度	要償還額	851,482	—	941,436	—	990,238	—
	償還済額	694,414	81.6%	773,275	82.1%	819,128	82.7%
	収入未済額	157,068	18.4%	168,161	17.9%	171,110	17.3%
過年度	要償還額	366,960	—	412,651	—	400,451	—
	償還済額	111,225	30.3%	180,312	43.7%	128,388	32.1%
	収入未済額	255,736	69.7%	232,339	56.3%	272,063	67.9%
合計	要償還額	1,218,442	—	1,354,087	—	1,390,689	—
	償還済額	805,638	66.1%	953,587	70.4%	947,516	68.1%
	収入未済額	412,804	33.9%	400,500	29.6%	443,173	31.9%

(注1) 千円未満は四捨五入している。

(注2) 要償却額(過年度)が、前年度の収入未済額と一致していない(平成27年度は153千円(412,804千円-412,651千円)、平成28年度は49千円(400,500千円-400,451千円))。これは、いずれも、免除処理を前年度に遡及して実施したためである。

②(考察)回収対策の実施状況

県は、回収促進対策として、今までもいくつかの対策を講じている。

1) 貸与月額選択制

まず、収入未済額の発生を未然に防ぐ対策として、貸与月額の選択制があげられる。これは、表123(175ページ)で述べたとおり、種類、学校種別、通学方法の別に、3つの金額区分から選択できるというものであり、この方式によって利用者は家計状況に応じて真に必要な貸与月額を選択できるようになり、借り過ぎが抑制され将来の返還の負担が軽減されることで、結果的に収入未済額の発生を軽減する効果が期待される。

2) 口座振替収納、コンビニ収納

次に、県では納付書による収納に加え、口座振替収納及びコンビニ収納の普及を図っている。これら支払方法の多様化によって、利用者の支払いに対する負担軽減を図り、結果的に返還を促進しようとするものである。口座振替収納は、平成 25 年 4 月から開始され、対象金融機関は、宮崎銀行、みずほ銀行、宮崎太陽銀行、鹿児島銀行、西日本シティ銀行、九州労働金庫、宮崎県信用農業協同組合連合会及び県内 JA、宮崎信用金庫(県内支店のみ)、高鍋信用金庫(県内支店のみ)、宮崎都城信用金庫(注1)(県内支店のみ)、南郷信用金庫(県内支店のみ)、延岡信用金庫(県内支店のみ)、ゆうちょ銀行となっている。一方、コンビニ収納は平成 27 年 1 月から開始された。開始以降の普及状況は以下のとおりである。

(注1)平成 30 年 1 月 22 日に、旧宮崎信用金庫及び旧都城信用金庫が合併したものである。

表 125 納付書収納と口座振替収納の推移

	口座振替利用者		納付書利用者		合計
	人数	シェア率	人数	シェア率	
平成 25 年 4 月(開始時点)	1,805 人	22%	6,529 人	78%	8,334 人
平成 26 年 3 月末	2,741 人	32%	5,959 人	68%	8,700 人
平成 27 年 3 月末	3,836 人	35%	6,974 人	65%	10,810 人
平成 28 年 3 月末	4,848 人	41%	6,951 人	59%	11,799 人
平成 29 年 3 月末	5,696 人	44%	7,391 人	56%	13,087 人

表 126 コンビニ収納の件数の推移

(単位：円)

	コンビニ収納			全体収納額 b
	件数	金額 a	全体収納に対する割合 a/b	
平成 26 年度(開始年度)	517 件	8,334,571	1.0%	814,421,486
平成 27 年度(導入 2 年目)	19,734 件	188,001,028	19.5%	965,314,190
平成 28 年度(導入 3 年目)	25,867 件	215,008,671	22.5%	955,018,887

(注 1) 平成 26 年度は、平成 27 年 1 月から開始。

3) 債権管理員の配置及びその増員

次に、県では「宮崎県育英資金債権管理員設置要綱」を制定し、この要綱のもと債権管理員が、滞納者や連帯保証人に対する電話催告や臨戸訪問を行い収納の強化を図っている。

債権管理員は、現在 5 人まで増員されているが、勤務日数は、1月あたり 15 日以内で、1日あたりの勤務時間は、7時間 45 分となっている。債権管理員の過去数年の実績は以下のとおりである。

表 127 債権管理員の人数及び実績

	人数	訪問回数	電話催告
平成 23 年度	3 人	2,499 回	不明(集計なし)
平成 24 年度(増員初年度)	5 人	3,916 回	不明(集計なし)
平成 25 年度	5 人	6,261 回	不明(集計なし)
平成 26 年度	5 人	5,472 回	3,331 回
平成 27 年度	5 人	2,584 回	2,661 回
平成 28 年度	5 人	1,235 回	2,525 回

4)回収業務の外部委託

さらに、県職員や債権管理員の業務を補完すべく、外部委託も実施している。具体的には、初期対応の重要性から、新規返還者に対する架電催告業務や文書催告業務を、平成 25 年度から平成 27 年度までサービサーとの業務委託により行った。また、平成 27 年度には司法書士との業務委託により、支払う意思のない長期滞納者(概ね 2 年以上滞納)に対する法的措置(支払督促の申立)業務を行っている。さらに、平成 28 年度には、弁護士との業務委託によって、長期滞納が懸念され債権管理員では今まで回収できなかった案件の回収業務を委託している。これらの実績は以下のとおりである。

表 128 サービサーへの業務委託の実績

	架電催告	文書催告
平成 25 年度	453 人	1,219 人
平成 26 年度	762 人	522 人
平成 27 年度	482 人	508 人

表 129 司法書士への業務委託の実績

	書類作成
平成 27 年度	121 件

表 130 弁護士法人への業務委託の実績

(単位：円)

	委託債権額(累計)	回収済額(累計)	回収率
平成 28 年度	2,120,000	650,000	30.7%
平成 29 年度(平成 29 年 9 月末時点)	4,873,900	1,671,500	34.3%

③【指摘事項1】償還率向上に向けた更なる取組みの必要性について

表 124(177 ページ)の表からもわかるとおり、育英資金貸付金に関する収入未済額は増加傾向にある。現年度分については過去数年回収率に大きな変化はないが、要償還額が増加傾向にあることから、結果的に収入未済額も増加傾向にある。一方、過年度分については、過去数年では回収率が約 30%から 40%程度で推移しており、結果的に収入未済額も多くなっている。さらに、今後は返還者の増加(現在は約 1 万人程度から平成 30 年代には 1 万 5 千人程度予想)や、経済の不透明さなどにより、収入未済額の更なる増加も懸念されるところである。この点、「② 回収対策の実施状況」で示したとおり、県では近年様々な回収促進策を講じており、その成果は、平成 27 年度の自主返還額の増加となって表れている。この取り組みは十分評価できる点ではあるが、現状においては部分的な効果でしかなく全体としては収入未済額の減少に繋がっていないのも事実である。

このような状況を踏まえると、県は収入未済額の減少のために更なる努力が必要である。しかしながら、「表 127 債権管理員の人数及び実績」において示したとおり、債権管理員の訪問回数、電話催告回数はいずれも平成 26 年度以降減少傾向にあり、この傾向は、「表 128 サービサーへの業務委託の実績」において示したとおりサービサーの架電催告、文書催告も同様である。この点、県は、債権管理員の訪問回数、電話催告回数の減少は、業務効率向上のために滞納者と個別・直接的に対面での納付交渉を行う形態を改め、一斉文書催告や未然防止のためのアフターフォローといった業務内容に移行したことによる部分が大きいとしている。また、サービサーの架電催告、文書催告の減少については、自主返還が進んだことによる効果としている。

いずれにしても、今まで行ってきた対策が、収入未済額の減少に繋がっていないことは事実である。県としては、弁護士法人への回収業務委託の継続や拡大等、今後更なる回収対策の強化を図る必要がある。

④【意見1】債権回収対策としての外部委託の県全体での情報共有化について

今まで説明したとおり、育英資金貸付金においては、納入通知から滞納の初期段階までは県職員や債権管理員が注力し、収入未済発生後 1 年から 2 年程度経過し債権管理員だけでは回収が難しいものについては弁護士を活用し回収に努め、約 2 年を超えたものについては司法書士の活用等の支払督促を行うなどにより自主返還を促している。

これらの対策は、限定的ではあるが一定の効果もあげている。今回の監査で県の債権を横断的に確認したが、弁護士を活用するなど組織的に外部委託を行って回収を図っているものは、当該育英資金貸付金以外あまり見受けられなかった。

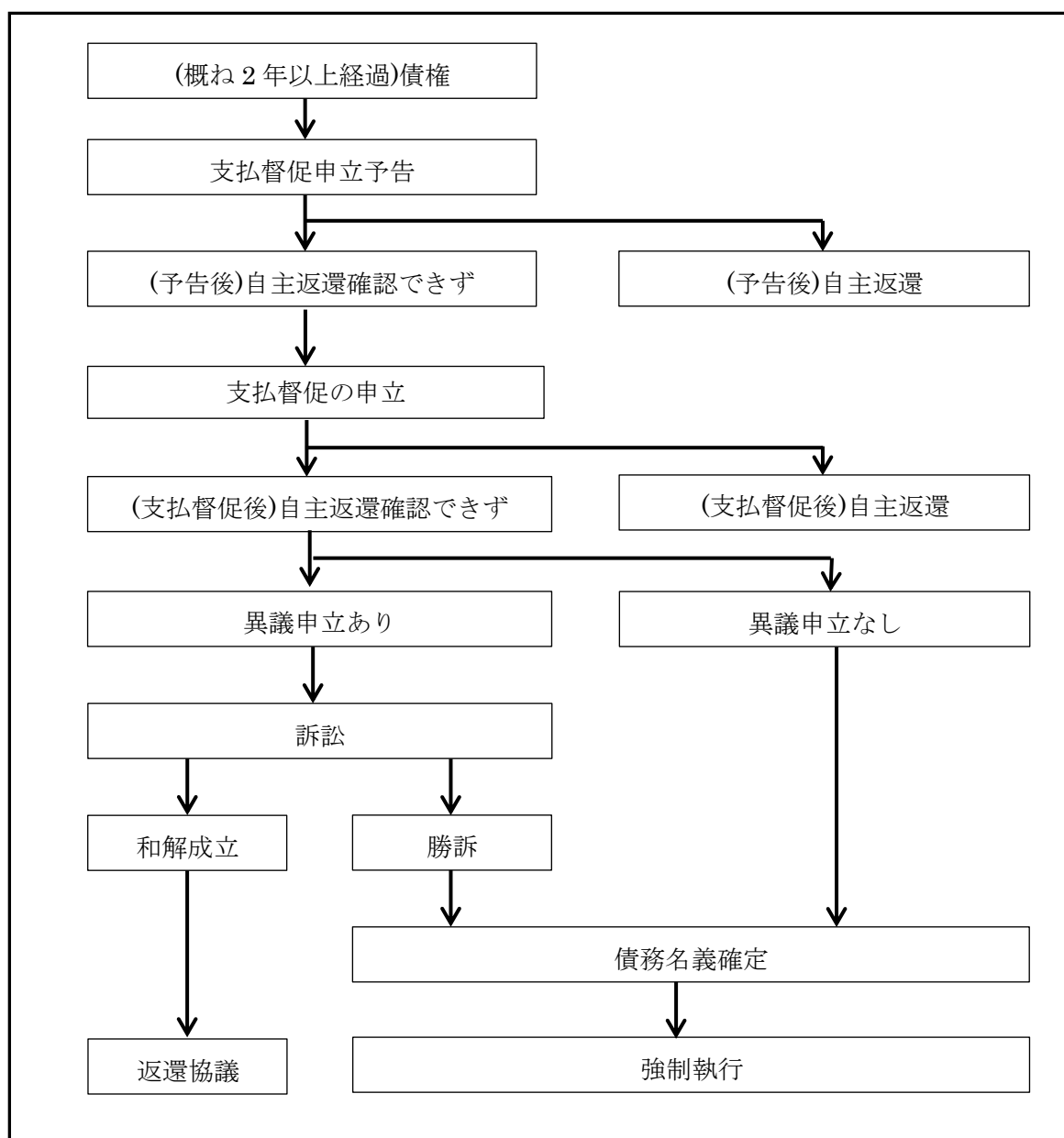
県としては、このような外部委託が一定の効果があげられた際には、他の部署の債権に関しても活用できるよう、県全体の債権管理に関する情報共有化の仕組みを構築することも検討の余地がある。

(4) 法的措置の実施状況

① (考察)過去の法的措置の実施状況

育英資金貸付金の回収策については、まずは債権管理員やサービサーさらには弁護士による電話催告や臨戸訪問によって回収に努めるが、それでも返済の合意が成立しない場合には、次に法的措置をとることになる。法的措置の流れは、概ね以下のとおりである。

図 39 法的措置の流れ



以上の流れに対して、過去数年間の実績は次の表のとおりとなる。

表 131 法的措置の実施状況

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
支払督促予告対象 ①	件数	75	88	813	144
	人数	75	246	2,381	420
	金額	21,757,400	25,711,750	197,788,907	42,132,400
(予告後)自主返還 a	件数	71	75	692	81
	人数	71	210	2,031	244
	金額	10,311,000	8,086,200	95,273,340	22,602,100
支払督促申立実施 ②	件数	4	13	121	28
	人数	4	36	350	79
	金額	621,000	3,635,500	30,599,650	9,155,500
(支払督促後) 自主返還 b	件数	2	10	78	17
	人数	2	27	230	49
	金額	335,000	1,779,000	12,771,489	858,700
異議申立 ③	件数	0	1	41	3
	人数	0	1	83	5
	金額	0	270,000	11,097,000	1,183,000
(異議申立取下) 自主返還 C	件数	—	0	4	0
	人数	—	0	6	0
	金額	—	0	582,000	0
勝訴 ④	件数	—	1	38	3
	人数	—	1	77	5
	金額	—	270,000	10,515,000	1,183,000
異議申立なし ⑤(②-b-③)	件数	2	2	2	8
	人数	2	8	37	25
	金額	286,000	1,586,500	6,731,161	7,113,800
債務名義確定(異議 申立なし又は勝訴) ⑥(④+⑤)	件数	2	3	40	11
	人数	2	9	114	30
	金額	286,000	1,856,500	17,246,161	8,296,800
自主返還合計 A(a+b+c)	件数	73	85	774	98
	人数	73	237	2,267	293
	金額	10,646,800	9,865,200	108,626,829	23,460,800

②【意見2】支払督促の実施のルーティン化について

表 131 からわかるとおり、過去 4 年間に於いて法的措置の実施状況は、年度によって異なっている。特に平成 27 年度は他の年度と状況が異なっており、813 件、2,381 人、197,788,907 円分の支払督促予告を行い、実際に 121 件、350 人、30,599,650 円分の支払督促申立を実施している。その効果は明確であり、支払督促予告を行った対象（滞留債権）の内、774 件、2,267 人、108,626,829 円の自主返還（支払督促予告後、支払督促後及び異議申立取下げ後）が達成された。平成 27 年度は、表 129（179 ページ）にあるとおり、支払督促対象 121 件を司法書士に依頼して書類作成を行っており、その成果が出た結果である。

支払督促は、比較的長期（2 年以上）の滞留案件を対象に実施しているが、2 年以上の滞留案件は、毎年度新たに生じる。収入未済の回収にはタイミングが重要であることから、数年に一度大規模に司法書士を委託の上支払督促申立を行うことも必要であるが、毎年度一定件数の支払督促を継続的に実施することも必要である。

③【意見3】債務名義が確定した案件への対応について

表 131 によると、支払督促の結果、異議申立なし又は勝訴したことにより債務名義が確定した案件が、平成 25 年度が 286,000 円、平成 26 年度が 1,856,500 円、平成 27 年度が 17,246,161 円、そして平成 28 年度が 8,296,800 円あった。これらは、確定後に強制執行等の手続きをとることになる。

この点、現状においては債務名義が確定した案件についても、多くは地道に返還交渉、催告等を継続しており、強制執行等の法的措置をとっている事案はない。しかしながら、あえて事務負担を増やしてまで支払督促を行っているのだから、今後債権によっては強制執行等の措置をとることの検討が必要である。

(5) 債権放棄(免除)、徴収停止について

① (考察) 債権放棄(免除)、徴収停止の実施状況

宮崎県育英資金貸付金における、最近 3 年度における債務免除(債権放棄)の状況は以下のとおりである。また、過去 3 年間に於いては徴収停止を実施した実績はない。

表 132 債務免除(債権放棄)の状況

	債務免除(債権放棄)	
	金額	件数
平成 26 年度	2,023,500 円	5 件
平成 27 年度	1,344,500 円	3 件
平成 28 年度	4,363,300 円	5 件

(注)債務免除(債権放棄)は、いずれも債務者の死亡によるものである。

債務免除は、債権を無償で消滅させる債権者(県)の行為で、地方自治法施行令第171条の7にその要件が記載されている。一方、債権放棄は、地方公共団体が有する債権を放棄することであり債務免除と同義であるが、この債権放棄が実行できるのは、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合及び議会の議決がなされた場合に限られる(地方自治法第96条1項10号)。いずれにしても、現状では、県において債務免除(債権放棄)を行うためには、地方自治法施行令第171条の7の要件を満たす場合か、議会の議決を経た場合に限られることになる。上表にも示したとおり、結果的に県は、宮崎県育英資金貸与条例第11条に基づく死亡による債務免除(債権放棄)のみを行ってきた。

一方、徴収停止とは、債務の返済が困難な場合、以後、取り立てをしないことができるという内部的な取り扱いであり、地方自治法施行令第171条の5にその要件が記載されている。宮崎県では、少なくとも近年において徴収停止の実績はない。

②【意見4】債務免除(債権放棄)、徴収停止の実施について

宮崎県育英資金貸付金においては、近年、支払督促の手続きを行っているが、表131(182ページ)で示したとおり、支払督促予告者の内の一部のみを支払督促を行っている。予告は行ったが支払督促をしない債権は、一部には予告後自主返還がなされたという理由もあるが、その理由以外に債務者の所在が不明であったり、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を上回る可能性がないと類推したとも考えられる。このような債権は、本来であれば徴収停止の対象になるものである。

県は、今後事務の負担を少しでも減らすために、徴収停止の条件に合致した債権については、費用対効果を考慮し徴収停止を行うことなどが求められる。さらに必要な場合には議会の議決を経なければならないとしても債務免除(債権放棄)を検討することも必要である。

③【意見5】古い債権への対応について

今回の監査においては、宮崎県育英資金貸付金に関する大口債権及び古い債権リストを入手し、内容を確認した。以下は古い債権の状況(古い順上位10件)である。

表 133 古い債権上位 10 件

順位	納入通知年度	滞納総額	順位	納入通知年度	滞納総額
1位	昭和58年度	417,000円	6位	平成4年度	164,000円
2位	昭和58年度	359,200円	7位	平成6年度	82,000円
3位	昭和60年度	168,000円	8位	平成6年度	5,000円
4位	昭和61年度	843,000円	9位	平成9年度	225,000円
5位	昭和62年度	36,400円	10位	平成9年度	92,600円

古い債権の中には、すでに支払督促を行っている債権(4位)、弁護士に委託し少額ではあるが入金されている債権(9位)などもあるが、多くは破産や本人や保証人の死などで回収が困難な債権である。8位の債権などのように少額債権も含めて、これらは今後徴収停止措置の候補になるものと思われる。県は、今後更なる回収に努めるとともに、場合によっては徴収停止措置を検討する必要がある。

(6) 特別会計について

① (考察) 過去3年間の状況

宮崎県育英資金貸付金は特別会計によって経理を行っている。過去3年間の育英資金特別会計の状況は以下のとおりである。

表 134 過去3年間の育英資金特別会計の状況

(単位：千円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳入(A)		2,000,802	1,842,695	1,650,320
	前年度繰越金	804,233	729,270	671,891
	繰入金	425,972	148,066	23,210
	諸収入	770,597	965,359	955,218
	貸付金元利収入	695,413	773,275	819,127
	雑入	76,183	192,084	136,090
歳出(B)		1,271,532	1,170,804	1,088,885
	教育総務費	1,271,532	1,170,804	1,088,885
	貸付金	1,249,905	1,143,571	1,066,949
	その他	21,627	27,233	21,936
次年度繰越金(A-B)		729,270	671,891	561,434

過去3年間の特徴としては、歳入である貸付金元利収入が増加傾向にある反面、歳出である貸付金が減少傾向にある点があげられる。なお、繰入金は事務費執行のためのものであるが、平成26年度及び平成27年度については一般会計から特別会計への財源移行処理に伴う繰入金を含むことから多額になっている。

②【意見6】妥当な繰越金の水準について

過去3年間の育英資金特別会計の繰越金は、729,270千円、671,891千円、561,434千円で推移している。繰越金をどの程度の水準にするかについては、原則的に今後1年間の貸付金と貸付金元利収入の予測に基づき判断される。また、貸付金元利収入の予測には、今後の経済見通しを踏まえた返済の滞りも考慮する必要もある。前述のとおり、今後は、貸付金が減少することが推測されるため、繰越金も減少傾向にあるが、それでも平成28年度末において561,434千円と少額ではない額が繰り越されている。

繰越金の水準をどの程度にするかについては難しい問題ではあるが、特別会計の資金運用を効率的に行うためにも、できるだけ将来見通しを正確に行った上で繰越額を減らしていくことも検討する必要がある。また、今後、特別会計の単年度収支差が黒字化し事業運営が安定化した場合には、世界的な景気後退などの緊急的な育英資金の需要の増があったとしてもそれに比べられるような部分を残した上で、一般会計へ繰り出しを行うことも想定する必要がある。

20. 宮崎県地域改善対策奨学金(教育委員会)

(1)債権の概要

①債権の内容、性質

宮崎県地域改善対策奨学金等貸与事業によって発生する債権である。

表 135 債権の概要

(単位：千円)

債権名	金額	件数	債権の区分	根拠法令	私債権となる理由	時効期間
宮崎県地域改善対策奨学金	48,523	71	私債権	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県地域改善対策奨学金等貸与条例 宮崎県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令 地对財特法経過措置事業経費実施要綱 	私法上の金銭消費貸借契約により発生する債権であるため	10年 (民法第167条第1項)

②債権残高

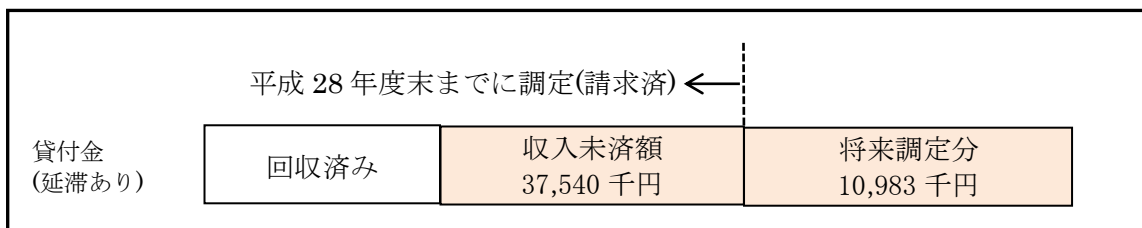
平成28年度末の債権残高は以下のとおりである。

表 136 平成28年度末残高の状況

債権名	所管課	平成28年度末残高(円)					
		収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
		①	件数	②	件数	金額	件数
宮崎県地域改善対策奨学金	財務福利課	37,540,113	71	10,983,203	0	48,523,316	71

(注1) 本業務は、既に貸付業務が終了しており、収入未済件数と返済期限未到来件数が重複するため、返済未到来額の件数を便宜上ゼロとしている。

図 40 債権の概要



宮崎県地域改善対策奨学金の平成28年度末残高は、48,523千円となっている。その内、37,540千円が収入未済額となっている。

また、過去 3 年間の貸付金の状況は以下のとおりとなっている。

表 137 過去 3 年間の貸付金の状況

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
要返済額	38,558	39,181	39,041
返済額	2,014	2,082	1,501
返済率	5.2%	5.3%	3.8%
返済未済額	36,544	37,099	37,540
返済未済率	94.8	94.7%	96.2%

③宮崎県地域改善対策奨学金の概要

宮崎県地域改善対策奨学金は、昭和 57 年度に制定された「地域改善対策特別措置法」により地域改善対策事業の一環として導入された奨学金制度であり、経済的な理由により修学が困難な同和関係者の子弟に対し、奨学金及び通学用品等助成金を貸与することにより、教育の充実を図ることを目的としている。但し、平成 13 年度末をもって「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したことに伴い、宮崎県の条例も廃止となり、平成 15 年度までで貸与事業は終了した。よって、平成 16 年度以降は貸与金の回収業務のみとなっている。

④債権管理事務の概要

現在は回収のみであり、Microsoft Excel による簡易な管理を実施している。

⑤所管課

教育委員会 財務福利課

(2) 監査の要点

○収入未済額(延滞債権)の管理状況の確認

(3) 回収状況と今後の対応

①(考察)回収状況について

本貸付金の返還条件は、高等学校や大学を卒業又は奨学金の貸与を停止された日の属する月から 6 か月の猶予期間を経て、20 年以内に支払うこととなっている(宮崎県地域改善対策奨学金等貸与条例第 9 条)

本事業は平成 15 年度で終了した事業なので、その 20 年後の平成 35 年度まで返済期限未到来額が残ることとなる。表 137 の内容を分析すると、平成 28 年度においては、新たに 1,942 千円(39,041 千円－37,099 千円)が、新たに返済期限が到来し調定されていることがわかる。これに対して、返済額は 1,501 千円である。返済額は全て新たに返済期限が到来したものと仮定しても回収率は、77.3%(1,501 千円÷1,942 千円×100)に留まっている。

また、過年度分(37,099 千円)は、ほとんど回収が図られていないことが推定される。

②【意見1】回収に関する今後の対応について

本事業においては、事業が平成 15 年度に終了していることや事業そのものの特性から、育英資金などのように外部に委託して積極的に回収に努めることは行っていない。つまり、本人から連絡を待つのが原則であり県自ら積極的に電話催告や臨戸訪問は行っていない。但し、返済期限どおりに返還している債務者のいることを考慮すると、公平性の観点から、電話催告や臨戸訪問など、何らかの対応は継続して実施することが必要であろう。

③【意見2】徴収停止の実施について

宮崎県地域改善対策奨学金における、最近 3 年度における債務免除(債権放棄)の状況は以下のとおりである。また、過去 3 年間においては徴収停止を実施した実績はない。

表 138 債務免除(債権放棄)の状況

	債務免除(債権放棄)	
	金額	件数
平成 26 年度	153,492 円	2 件
平成 27 年度	98,328 円	1 件
平成 28 年度	－円	－件

(注)債務免除(債権放棄)は、いずれも債務者の死亡等によるものである。

しかしながら、県としては、今後事務の負担を少しでも減らすために、徴収停止の条件に合致した債権について積極的に徴収停止を行うことなどを検討する必要がある。

21. 医業未収金(病院局)

(1) 債権の概要

① 債権の内容、性質

表 139 債権の概要

(単位：千円)

債権名	金額	公債権の区分	根拠法令	公債権となる理由	時効期間
現年度個人負担分医業未収金	88,758	私債権	民法に基づく	—	3年
過年度個人負担分医業未収金	103,419	同上	同上	—	同上

当債権は、県立病院における患者又は関係者が負担すべき診療費(以下、「診療費」という。)のうち未納となっている債権である。

② 収入未済額の推移

債権名	所管課	平成 28 年度末残高(千円)					
		収入未済額		返済期限未到来額		合計①+②	
		① 金額	件数	② 金額	件数	金額	件数
現年度個人負担分医業未収金	経営管理課	88,758	2,240	0	0	88,758	2,240
過年度個人負担分医業未収金	経営管理課	103,419	2,507	0	0	103,419	2,507

現年度個人負担分医業未収金は、平成 29 年 3 月 31 日末における平成 28 年度分の未収金である。例えば、年度末をまたいで通院や入院をしている患者の個人負担分も収入未済額として計上されており、直ちに回収可能な債権が多く存在している。過年度個人負担分医業未収金は平成 27 年度以前の未収金である。

③ 個人未収金及び不納欠損の状況

平成 27 年度及び平成 28 年度における過年度個人負担分医業未収金について、病院ごとに集計した。

表 140 過年度個人負担分医業未収金の状況

(単位：件、千円)

		平成 27 年度		平成 28 年度		増 減	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
宮 崎	年度発生分 A	285	5,318	200	4,841	△ 85	△ 476
	回収分 B	217	10,323	347	8,975	130	△ 1,347
	不納欠損分 C	12	430	29	846	17	416
	年度末分 D	1,587	53,797	1,411	48,816	△ 176	△ 4,980
延 岡	年度発生分 A	35	1,447	27	7,223	△ 8	5,776
	回収分 B	50	1,980	32	1,744	△ 18	△ 235
	不納欠損分 C	4	100	14	556	10	456
	年度末分 D	150	12,125	131	17,047	△ 19	4,922
日 南	年度発生分 A	65	1,975	80	1,157	15	△ 818
	回収分 B	242	8,661	111	3,771	△ 131	△ 4,890
	不納欠損分 C	74	2,387	96	2,462	22	74
	年度末分 D	1,092	42,631	965	37,555	△ 127	△ 5,076
事 業 合 計	年度発生分 A	385	8,741	307	13,222	△ 78	4,481
	回収分 B	509	20,965	490	14,492	△ 19	△ 6,473
	不納欠損分 C	90	2,918	139	3,865	49	947
	年度末分 D	2,829	108,554	2,507	103,419	△ 322	△ 5,135

(注 1)A 前年度調定分のうち当該年度末時点で残った未収金

B 当該年度中に回収した前々年度以前の過年度未収金

C 当該年度中に不納欠損を行った過年度未収金

D 前年度末未収金残高+A-B-C

④債権徴収事務の概要

各病院において、医事業務は外部委託を行っている。未収金事務については、医事業務

委託に関する契約仕様書において、委託事務内容のうち「収納業務」の一つと位置付け、「未収金の調定及び収納」を行うことと記載されている。未収金担当人員配置については、「その他従事者」に位置づけられ、「委託業務の内容に応じ、業務の円滑な執行に必要な員数を配置すること。」と記載されている。現在、未収金担当人員は各県立病院ともに1名配置されている。未収金担当者は県立病院医業未収金予防対策要領に従って未収金管理徴収作業を実施するが、外部委託者によっては独自の未収金対応マニュアル等に従って作業を実施している。

⑤所管課

病院局 経営管理課

(2)監査の要点

各病院の個人未収金未然防止対策状況及び不納欠損の処理状況を分析考察する。

監査範囲を県立宮崎病院に限定し、病院に赴き、医業未収金の債権管理表・未収金整理簿及び未収金月報を確認することによって、県立病院医業未収金予防対策要領に準拠して債権の管理が実施されているか検証する。

(3)各病院の個人未収金の未然防止対策及び不納欠損処理状況

①(考察)病院毎の個人未収金の未然防止対策

直近 2 ヶ年度分の個人未収金発生状況からすれば、宮崎病院及び日南病院の年度発生分は順調に減少しており、未然防止策は進んでいると考える。一方で、延岡病院は前年度比 5,776 千円増加となっている。その理由として、夜間に酒気帯び運転事故を起こし救急搬送された患者が、保険適用外により、手術入院費 6,339 千円の全額を自己負担することとなり、それが未収金となった 1 件によって大幅に増加した。このような医療処置前から身元引受・債務保証書を徴し難い患者については、未然防止が困難である。

②(考察)病院毎の不納欠損処理状況

不納欠損とは、法的処理等によって回収困難と判断した債権を貸し倒れ処理することであるが、直近 2 ヶ年度分の不納欠損処理状況を見ると、宮崎病院及び延岡病院の不納欠損処理は比較的少ない。宮崎病院が少ない理由は、弁護士に未収金回収を委託している案件があり、不納欠損処理をする年度が先送りになっているためではないかと考えられる。また、延岡病院は地域医療支援病院であり、原則紹介状を有する患者が受診することから、未収金の発生自体が抑えられているのではないかと考えられる。

表 141 弁護士に委託した未収金残高(平成 29 年 3 月末)

病院	人	件	金額 (千円)
宮崎病院	406	1,110	36,758
延岡病院	46	82	7,294
日南病院	120	491	19,980

(4) 個人負担分医業未収金の管理状況について

①(考察)未収金対応マニュアル等の整備状況

県立宮崎病院及び県立日南病院は医事業務委託者が同じ法人であったので、ほぼ共通の未収金対応マニュアルを有していた。一方県立延岡病院では、未収金対応マニュアルは存在せず、簡単な業務フロー図のみ存在した。

以下に県立宮崎病院の未収金対応マニュアルと県立病院医業未収金予防対策要領を比較する。

県立宮崎病院の未収金対応マニュアル (章立てのみ抜粋)	県立病院医業未収金予防対策要領
I 未収金発生防止対策	1 目的
1 外来	2 未収金の防止について
2 救急外来	(1)入院患者の場合
3 予定入院	(2)外来患者の場合
4 緊急入院	(3)時間外に来院した患者の場合
5 入院費用の請求	(4)電算システムへの入力
6 悪質滞納者等についての情報共有	(5)障害時の対応
7 納付誓約および分割納付	3 未収金の回収について
8 面談対応方針	(1)督促状の発行
II 徴収管理	(2)催告状及び協力依頼書の発行
1 未収金の管理	(3)臨戸による催告及び徴収
2 督促等の実施	(4)その他
3 督促状発行基準	4 未収金の法的措置について
4 催告状発行基準	(1)最終催告状及び警告状の発行
5 公費医療諸手続の遅延防止	(2)法的措置対象者
6 未収金徴収員への引継ぎ	(3)法的措置対象者の選考
7 臨戸徴収依頼基準	(4)支払督促等
	(5)強制執行等
	5 不納欠損及び報告

県立宮崎病院の未収金対応マニュアルは、県立病院医業未収金予防対策要領のうち、外部委託者が実施すべき事項を網羅していると判断した。日南病院も同等であった。

また未収金対応マニュアルには、分割納付を希望する患者に対する分割条件等や、臨戸徴収依頼基準等、具体的に回数や金額を記載していた。日南病院のマニュアルも同様であった。

②【意見1】延岡病院における未収金対応マニュアルの作成について

県立病院医業未収金予防対策要領を具体的な運営に落とし込んだ未収金対応マニュアルは、県職員が外部委託者の未収金に対する具体的方針が非常に管理しやすいものとなる。したがって、今後、延岡病院でも同様の未収金対応マニュアルを有するべきかと考える。

(5) 月次での未収金管理について

①(状況)未収金管理の状況

宮崎病院では外部委託者より、未収金月報を毎月入手している。未収金月報は当年度、前年度及び前々年度以降の未収金発生、回収及び不納欠損分の件数及び金額集計した表である。さらにこの表は前年対比件数及び金額も記載されていた。また、未収金月報には県職員が未収金の内容を把握するため、未収金管理システム CSV 形式で取り出して印刷添付していた。延岡病院では同様でないが「未収金年度別構成(増減)」という資料を利用していた。日南病院では無かった。

②【意見2】集計方法等の統一の検討

上記月次で行っている未収金管理は、日常の未収金管理を総括的に把握する事ができ、有効な管理方法と考える。しかし各病院で管理方法や集計方法が異なるので、各病院の集計方法等を統一すれば、各病院を対比する未収金管理も可能ではないかと思われる。